

ナヤール母系大家族制の崩壊について

中根千枝

目次

序文

第一章 ナヤールの土地「ケララ」

I 複合社会の形成とカーストの成立

II ナヤールを中心とした社会層の複雑化

III 村落及び社会集團の分布

第二章 ケララの土地制度と政治組織

—ナヤールの經濟的、政治的地位—

第三章 ナヤール母系大家族

—タロワド Tarwad —

I タロワドの構成員及びその人間關係

II タロワドの實態

結論

—タロワドの解體及びその現状とその意義—

註

主な参考文献

以上

III タロワドの分布

第四章 ナヤール母系大家族制崩壊の歴史

I 北マラバールを中心とした考察

II トラヴァンコールの場合

III タロワド財産の個人單位による分割の規定

第五章 社會人類學的實態調査によるタロワド解體の過程

序 文

この論文は一九五五年——五六年に、スエーデン・ワグネル財團のスカラーシップによつて、筆者が親しく實態調査をしたインドにおける三つの母系制社會の研究⁽¹⁾の一つである。従つてこの研究はナヤール Nayar 社會に深く掘りこんだ研究といふよりも、アッサムのガロ族、カシ族の母系制社會との比較の爲の研究であつたので、獨立の論文としては筆者として大いに研究不足であることを痛感する。しかし調査をしてみた結果、これ程の大きな問題が、未だ殆ど學問的に研究されておらず、ナヤール社會の分析は母系制の研究の對象としてのみならず、近代から現代へかけてのインドの社會の大きな變化を理解する一つの重要な鍵を持つてゐることを痛感し、研究不充分であることを知りながらも、母系大家族制の崩壊という所に問題の焦點をしづらり、一つの試みとして提出することにしたのである。

ナヤール母系制の研究は筆者にとつて非常に困難なものであつた。その研究の八十パーセントを社會人類學的實態調査による資料を驅使出来るアッサム等の未開民族の社會と異り、現在の社會構造そのものが千五百年以上の長い歴史の累積であり、一つの社會が同じ文化をもつ一つの民族によつて形成されているのでなく、相前後して移住して來た異なる社會の人々が、複雑な交錯の仕方によつて、複合社會を形成し、更にその人口の大多數を占めるヒンドゥ教徒には縦にカースト的序列が出來ている。こうした社會的歴史的諸條件の許にあつて、他のインド社會と異なる獨特な土地制度を持ち、政治的には各地に割居した豪族が複雑な政治組織を形成し、英國支配迄は群雄割據の狀態であつた。資料となる記録は山の様にあり、こうした特殊な社會の研究に特別の勉強をしていなかつた筆者はまるで暗中模索と

いつた状態で、一九五六年三月から六月迄、南國の熱い太陽に汗を流しながら、實態調査をづづけ、幾夜も絶望的な氣持で南十字星を仰いだものだつた。とにかく實態調査によつて、或程度の確信をえた筆者は、その期間中に集めた記録、更に後に英國で見出した文献などを整理して行く中に、どうやらここ迄こぎつけたといふ感じである。

参考文献としてあげれば、一冊のノートにもなる程のさまざまな資料があるが、その中ナヤールに關する多くの文献は社會學的、民族學的な知識、トレーニングを缺いてゐる爲、生のままで使えないものが多く、又歴史的にはこの地方の歴史、即ちケララ Kerala 史の研究はインド史の中でも最も研究されていないものであり、特に古代、中世の歴史に關する文献は貧弱である。一方ここ百年間の法廷記録は多く、ナヤール自身から多くの法律家を出し、法律そのものの研究、業績は見事なものであるが、そうした法が、その現實の社會、歴史の上でどの様に作用し、どうした位置にあるかといふダイナミックな見方はついぞされたことはなかつた。

こうした現状にあるナヤール母系制を研究するに當つて、筆者は未開社會の研究と同じ様に人類學的調査によつてのみ問題を分析研究しないで、その歴史、法の研究も合せ行い、ダイナミックな研究として、社會人類學的な調査を生してみたいといふ野心を持つたのである。その結果、餘り大風呂敷をひろげたので、あちらこちらに穴があいてしまつた様であるが、この論文をよまれたらすぐわかることと思うが、どうしてもナヤール母系制を位置づける爲に、大風呂式を擴げて背景を設定しなければならなかつたのである。

本論文はその順序として、第一章においてナヤールの土地、ケララを紹介し、その複合社會を明らかにし、カーストの問題を中心として、ケララにおけるナヤールの社會的位置を明確にする。第二章では、ケララの土地制度をのべ、ナヤールの經濟的な地位、及びそれに立脚した歴史的な支配階級、武士階級としてのナヤールの實態を考察する。第

三章に到つて、所謂ナヤール母系大家族（タロワド）とは傳統的にいかなるものであつたかを、文献及び實態調査の結果によつて復元する。第三章迄は現在のナヤールに關するよりも、ナヤールの傳統的なケララにおける位置を明らかにする爲に、主としてケララが英國統治時代に入る以前の狀態を中心とした。

第四章及び第五章が本論文の中心であり、最も重要な部分で、第三章迄はその理解の爲の準備である。第四章では文献、主として法廷の記録を中心に母系大家族制崩壊の過程を復元したもので、第五章は實態調査による、同様の研究で、筆者が最も力をいれた所である。法の變化を中心とした前章の考察を、タロワド協同體における個人、個人の行動をとおして、又、個人と個人の人間關係に探くメスを入れることによつて、タロワドを生きた實態として、その流動において把握し、一つのタロワドの崩壊の過程を克明に遂求することによつて、前章で述べた崩壊の過程に社會的、道德的、心理的なアスペクトを加え、その理解を更に深める。最後に、簡単な結論を加えると共に、タロワドの崩壊を終つたナヤール社會の現状と、このナヤール母系大家族制崩壊という、ケララ社會における大事件が全ケララの現代の社會にどの様に影響しているかを簡単にのべてこの論文を終りたいと思う。

筆者が調査した一九五六年は、タロワドの崩壊と、新しいナヤールの家族誕生迄の過程をとらえるのに理想的な、又最後の時であつた。略全ケララを調査旅行した私は、かつてのタロワドが、殆どその機能を失つているのを數多く見たが、カリカットの有名な貴族のタロワドは分裂一步前という危機に瀕し、それでも二百人以上の母系一族が住んでいて、分裂直前のタロワドの混亂をまざまざと見ることが出来た。又北マラバールの土豪のタロワドは、丁度一ヶ月前に分割を終つたばかりで、その家長（カラナヴァン）からタロワド解體の生々しい印象をきくことも出来た。現在では全ケララにおいて、ナヤール母系大家族は殆ど分割を終り、母系大家族として残つているのは、トラヴァンコ

ールやコーセンの王族と、その他ほんの少數のものになつてしまつてゐる。

母系大家族制の崩壊といふ大困難な問題と真正面に對決し、苦惱した人々は、ナヤールの中でも、現在大體四十才以上の年令の人々で、そうした人々は古いタロワドに生れ、妻訪婚の時代を過し、タロワド内の不和、紛争に心身をすりへらし、一方、妻子への愛情に自覺め、遂にタロワドから訣別し、妻子と共に新家庭を營んだものの、尙、別れた姉妹はじめ、自分のタロワドの人々に強い愛着を感じてゐる人々である。従つて今活躍ばかりのナヤール達で、彼ら一人、一人のライフ・ストーリーそのものが、ナヤールの有史以來の大事件を物語つておらず、筆者は調査者としてその意味で非常に恵れ、こうした轉換期にたつ人々から澤山の資料を集めることが出來たのである。

調査期間、一九五六年三月から六月迄の三ヶ月は大體次の様に使われた。はじめの一ヶ月半と最後の半月はトラヴァンコールの主府、トリヴァンドラム Trivandrum でナヤールの法律家、政治家、學者達に會つて出来るだけナヤール母系家族及びその崩壊を始め、土地制度、歴史等の問題についての情報を集めた。それと同時に、文獻を集め、圖書館に通い、資料を蒐集した。トリヴァンドラムを選んだのは、その地はケララにおいて、ナヤールの識者が最も多く、又圖書館などが完備していたからである。前にも述べた様に、ナヤールに關する文獻は多いが、信頼しうるもの非常に少く資料の吟味に當つては相當な注意を拂う必要があり、文獻と生の情報の相違のギャップを埋める爲にも、あらゆるナヤールの職者達の意見を出来るだけ集め、慎重な研究方法をとつた。従つてこの論文の各章の叙述は、一つ一つ吟味、批判の例をあげないが、そうした筆者の資料の吟味綜合の結果である。従つて從來のナヤール研究のいずれにも見られないユニークな新しい見方が各所にある。特に一つの問題を、歴史、經濟、政治、法律、實態調査などを綜合して、多角的にとらえるということによつて、より正確な妥當な判断を下したつもりである。

この様な総合研究を前提として、エルナクラム Ernaklam の一つの典型的ナヤール・タロワドを選び、集中的な實態調査を行つた。そしてその實態調査に際して、地域的な偏見を是正する爲にナヤールの分布する全ケララを研究旅行し、比較研究をも行つた。このエルナクラムの調査及び旅行に残りの約一ヶ月半を費したのである。

筆者の豫定としては、もう一ヶ月、北マラバールのタロワド及び村落構成の實態調査をする豫定であつたが、四十度を越える暑さに一度も日射病にかかり、きびしい菜食生活(ナヤールは全部そうなので)にすつかり體を消耗してしまい、フラフラになつてしまつたので殘念乍ら調査を打切つたのである。

しかし、ナヤールの人々は、全く親切に筆者の調査に協力して下さり、短日月に想像以上の豊富な資料を集ることが出来、各タロワドで心からなる歓待を受け、菜食生活と強い日光を除いては、筆者は三ヶ月のケララの調査を限りなく樂しく思い出す。ここに調査に協力して下さつたなつかしいナヤールの人々に心からの感謝を捧げたいと思う。

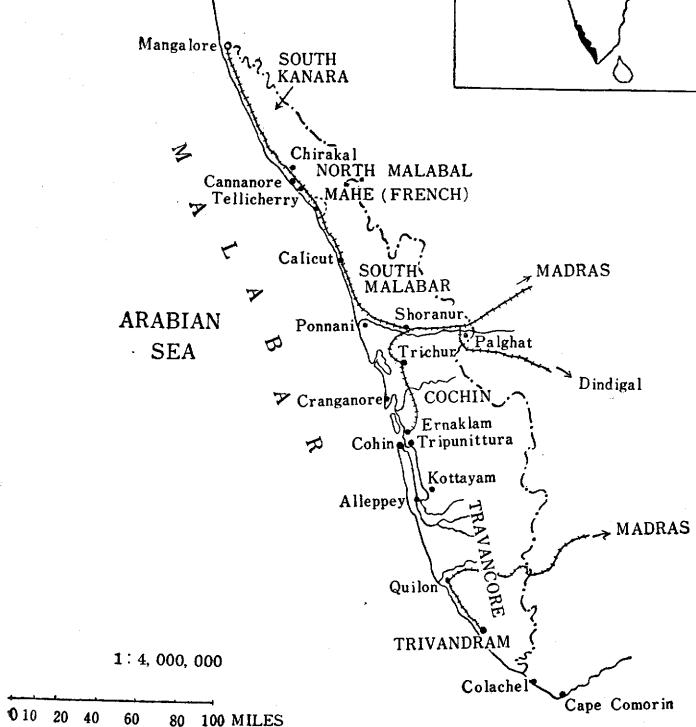
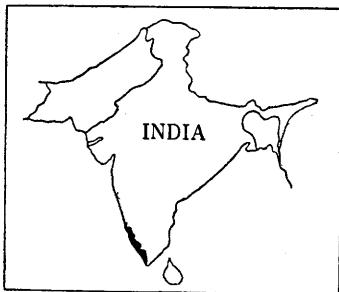
終りにこの調査費を出して頂いたスエーデンのワグネル財團に深謝すると共に、この論文をその報告の一部として提出する。

第一章 ナヤールの土地「ケララ」

I 複合社会の形成とカーストの成立

ナヤールの土地、ケララ Kerala は、南インダの西海岸、東を Western Ghats の山脈によつて他のマハーラーシュトラ州に離され、大體、北緯十一度の Chirakkal 中心とした北マラバールを北限といし、イハム最南端の Cape Comorin に至る、南北に長くのびた土地である。この土地はヒンズウ教の神活に基いて、ヴィシヌ神の化身 Parasu Raman によって創造された、との傳説を持ち、古くから「ケララ」と呼ばれてゐる。一九五六年十月のインダの州再編成により、ケララ州となつた地方が大體それに相當する。それ以前は、南部は Cochin-Travancore State、北部は Madras State の一部の Malabar 地区として、各々異なる行政地区に分れていた。この以前の行政区画は大體その土地の中世以来のマベーラージヤ (M) の領土に従つたもので、ローチン、及びトラム・カーナールは各々のマベーラージヤの許にあり、ユニークな政治、社会を形成し、マラベールでは、南はカリカッタ Calicut の豪族バヤモン Zomorin を中心としており、北は澤山の土豪によつて分割支配をされて來たので、ケララにねじり、これらの地区は夫々特色を持つてゐる。本論文においては、この歴史的、社会的、政治的背景に基いて、北マラバール、南マラバール、ローチン、トラガーンコールの呼稱を屢々用ゐる (第一圖を参照されたく)。

ケララは南北にのびた、ココ椰子の茂る美しい海岸と、豊沃な水田地帶を形成し、全インダにおいてもぐんがんとナヤール母系大家族制の崩壊にひどい



第一圖 ケララ KERALA 州(1956年10月1日州再編成の結果による)

八

註 鐵道は MADRAS 経由で北インドに連絡する。
TAIVANDRAM—ERNAKULAM はバス、飛行機の便がある。
その他バス網は全ケララを縦横に連絡している。

並んで豊かで、人口密度が高く、文化水準は非常に高い。ケララは地理的に他の印度から區別されるばかりでなく、ドラヴィダ系言語の一つであるマラヤラム Malayaram を話し、マラヤラムを話す人々としても、言語的にも區別される。マラヤリーとはケララに住む人々の全部をさす名稱である。ナヤールはこのケララ全土に分布するカーストの一つで、マラヤリー社會の上層を占め、ケララ・ヒンドウ教徒の約三分の一の人口を占め、マラヤリー文化の中心的役割を演じて來た。即ち、ブライマンに次ぐ上層カーストで、古くからケララの支配階級、武士階級であり、その經濟は大土地經營に立脚し、ケララ農耕社會の心臓部を形成して來た。その社會組織は全印度のヒンドウ・カーストが父系制であるのに對して、例外的な母系大家族制である。このナヤールは多くの著名な人々を輩出しているが、中でもインド國連代表、クリシュナ・メノンやその著作で我國によく知られているパニッカー⁽²⁾、初代在日印度大使チエトウールを始め、現印度政府の高級官吏、外交官の多くの人々が出ているのは注目すべきことである。

ケララはその土地自體が豊沃のことの他に、アラビア海に面したカリカット、コーチンなどの港は、古代、中世においては、インド最大の門戸として、東西貿易の要衝であつた。古くから地中海沿岸諸國、アラビア、イラン、シナなどの貿易船の寄航するものが多く、その爲中でもカリカットのゾモリン（ナヤール土豪）は九世紀以來、特に十四、五世紀をその頂點として、ポルトガルの侵攻に到る間、ケララ史の中心的な華やかな役割を演じ、中世のカリカットは、ベニス、ゼノアに次ぐ繁榮を極めた。この地方を訪れた者の中には、中世の大旅行家も澤山いる。元朝からの歸途、一二九三年にマルコ・ポーロが立寄り、イブン・バトゥタもマラバールを訪れ（一二三四年—一四七）、その習慣について興味ある記事を殘している。又希望峰を發見したヴァスコダガマの艦隊も一四九八年、始めてカリカットに到着し、ポルトガルの東洋への侵攻の先驅をなし、その後、再びこの地にやつて來て、數多くの問題をまき起し、彼

は一五二四年遂にコーチンで亡くなつたのである。

この様にケララはインドにおける最もインターなショナルな土地で、マラヤリー社會の構成は、古代から現在に至る東西交渉の歴史を反映し、さまざまな宗教を奉ずる、いろいろな民族が雜居している。この土地の農耕民を代表するブライアン、ナヤールを上層カーストとする膨大なヒンドウ教徒の他に、他のインドにはない、珍らしい移住の歴史を持つ相當數の外來者達がいる。例えばキリスト教徒、マホメット教徒、ユダヤ教徒などがそれで、このケララのヒンドウ教徒の間にあつて、島の様に夫々のコミュニティを形成しているのである。この様な複雑な外來の異質的な人々の社會を包含するケララのマラヤリー社會の形成は略九世紀の頃に出來上つたものと思われるが、不幸にして、ケララの古代史において最も最も未開拓の分野であり、夫々の社會の形成を明確に説明する段階には未だ到つていないのである。又この論文はナヤール母系大家族制の崩壊という、どちらかといえば社會人類學的考察を主體とするもので、ケララ史はその背景として必要な分量にとどめなければならないので、ここでは未開拓の歴史研究の現状から知りうる事實に基いて簡単にケララにおける諸社會の形成にふれることにとどめたいと思う。その順序として、傳說は一應除外し、外來者の移住の時代を出来るだけ明らかにし、然る後、ヒンドウ教徒に及び、ケララのカーストの成立、マラヤリー社會の構成をのべる。

外來者の中で、ケララに最も早く移住したと思われるものはコーチンにシナゴーグ(ユダヤ教徒の會堂)を持ち、その周邊に居住するユダヤ教徒である(最近イスラエル建國によつて、その多くが歸國した)。現住のユダヤ教徒は「白いユダヤ人」「黒いユダヤ人」の區別した異なる社會を持ち、前者は皮膚の色が白く、十三世紀から十六世紀にかけて移住したスペイン、ポルトガル系のユダヤ人であるが、後者は相當古くこの地に移住して、土着民と混血したユダヤ人の子孫

と思われ、皮膚の色も他のマラヤリーと同じ様に黒い。彼らの傳説によると、紀元前六世紀、ペルシヤのキルス王の服役 (Servitude) から逃れて、この他に移住したといい、又もう一つの傳説によると、ローマ人によつてエルサレムの寺院が破壊された紀元七〇年前後に、大多數の者がこの地に亡命し、植民したという。又この地から出た青銅の版の研究によると、四世紀の中葉、ユダヤ人達がマラバールの王によつて、ある町に居住の権利を與えられたことなどが知られてゐる。⁽⁴⁾ この様なことからして、彼らの移住は相當古いものと思われる。ユダヤ人に關する證書としては紀元前八世紀の初のもの (The Jews' Deed No. 1)⁽⁵⁾ があり、これはケララにおける最古の證書であることからしても、現ケララの複合社會を構成する人々の中でも、相當早い移住者であつたと思われる。

次はクリスチヤンである。この地にはいろいろのキリスト教徒の種類があるが、その大多數を占めるのは、シリヤン Sylian ク里斯チヤンと稱せられるグループで、彼らはインドにおける他のキリスト教徒、即ちポルトガル時代以後、宣教師の渡來による東洋各地に出來た様なキリスト教徒とは、はつきり自分達を區別してゐる。彼らの傳説によると、キリストの十二使徒の一人、聖トーマスがこの地に來て、それによつてクリスチヤンになつたといい、自分達は世界で最も古いキリスト教徒であるといふ誇を持つてゐる。しかしこの傳説の信實性はどうかと思われるが、それ程ではなくとも、相當早くからこの地にキリスト教が傳えられたのは確かである。それはトラヴァンコールの國勢調査一九四一年によると、紀元三四五年にカナのトーマス (Thomas of Cana, Knaya Thoma) という富裕なアルメニヤの商人の移住と共にシリヤの植民がこの地になされたとある。このアルメニヤ人はその移住に當つて、バクダット、エルサレム、ニネベなどのキリスト教徒や、バビロンやセレウキヤの司教や僧侶數人を伴ひ、彼等によつてマラバールにシリヤ教會が設立された。その後、他の資料によつても、紀元六世紀にはペルシヤの司教がこの地にいた事實も知

られている。この様にケララにおいては、古くから中近東系の宣教が活潑に行われ、その結果、特に下層のヒンドゥ教徒から多くの改宗者を出したものと思われる。現在、近世に入つてから新しいカソリック又はプロテスタンの宣教によつて改宗したクリスチャン達は「コンバート」(改宗者)と呼ばれ、カースト的なはつきりした線でシリヤ教徒から區別されてゐる。

ケララに到着した最初のマホメット教徒は紀元七一二年のものであると云われる。これは大體シンド、スペインへのマホメット教徒の進出と時を同じくするもので、他のインドの所謂ムガール帝國によつて出来たマホメット教徒とは性質を異にしている。この最初の移住の記録について、九世紀にもマホメット教徒の記録が見えるが、特に多數のマホメット教徒がこの地に來、活躍したと思われるは、シナ人が東西貿易から勢力を失い、ポルトガルが侵攻して来る迄の、マホメット教徒が東西貿易を獨占していた時代、即ち十五世紀後半の時代である。この時代にはマラバールの貿易を一手に擔つたマホメット商人の多くがゾモリンの被護の許にカリカットを中心としてマラバールに居住した。⁽⁷⁾特に一四八九年—九〇年にかけては、富裕なマホメット商人はゾモリンにとり入り、立派なモスクを建立した程である。この事實によつても、その頃には既に多數のアラビア系のマホメット教徒はゾモリンによつて居住権を與へられ、ここに植民したものと思われる。彼らの多くは土地の女と結婚し、この地に永住したのであつて、彼らはマラバールでは、モフラ Maplaahs と呼ばれ、殆どが大商人で納稅の義務を免除される程の特權を持つてゐる。彼らはカリカットのみならず、廣くマラバール海岸に分布し、特に北マラバールでは母系制をとつてゐる珍しいマホメット教徒である。その植民の際に土着の女と結婚し、土着の社會組織をとり入れ、特殊なコミュニティを形成したことは非常に興味あることである。現在でも多く見られるが、彼らの殆どは富んだ商人で、アラビア系の骨格はその子孫であ

る現在のモフラーにも明かに伺われ、土着のドラヴィダ系ヒンドゥ教徒に比して、骨格のととのつた美しい顔立ちをしている。これら外來のマホメット教徒は、キリスト教徒同様、その影響を及ぼし、更に十八世紀にはこの地方に他のインドからマホメット教徒が侵入し、ケララの下層ヒンドゥ教徒の中にはマホメット教に改宗した者も相當ある。彼らの多くはヒンドウ下層カースト同様、農耕労働に從事している者が多い。

以上がケララにおける代表的な、そしてユニークな移住の歴史を持ち、それぞれ相當數を持つ外來者によるコミュニティであるが、この他、ケララに近接している諸地方からの少數ではあるが、常に持続的な移住の波があり、その代表的なものはタミール・ブラーマン（東海岸からの移住）などであるが、これらについては省略する。

さて、このケララの文化、歴史、政治、宗教の擔手であるヒンドゥ教徒、特に上層カーストのブラーマン、ナヤル社會の形成について詳しく述べよう。この論文の主要テーマを提供するナヤールについては、どこから、どの様にして、何時頃この地に土着する様になつたかは現在の段階では未知のヴェールに包まれているが、ナヤールはケララに於いて、最も早くから居住していた人々であることは、ケララの社會構造と、未開拓ではあるが現在知り得る資料で推察出来るのである。

ナヤールの土着の事實に關して、Mr. Ellis は碑文の研究により、紀元三八九年頃、マラバールはいくつかの首領達(Utayava)に分割されたことを考察した。⁽⁸⁾それによつて既にマラバールに於いて、ナヤールが支配階級として傳統的な社會構成、政治組織を確立していたものと思われ、Logan は、他にもナヤールが相當早くから、即ちケララ史の曙時代に既に支配階級を形成していたという事實を支持する強い傳統があることを更につけ加へて⁽⁹⁾いる。しかし明らかな歴史史料の中にナヤールのことが出てくるのは七世紀以後である。七世紀前後からは南インドにおいて、パ

ラバ朝 Pallavas of Kanchi (Conjeeveram) が勢力を持つてゐることによつて、南インドの歴史は非常に明るくなり、その周邊の事實として、マラバールについても、何らかの補助的な事實がわかつてゐるのであるが、それによつても、その時代以前から既にナヤールがケララに居住してゐたことが明らかなのである。

ナヤールを述べたついでに、ここで一寸加えておきたいのは、ナヤールの次のカーストのティヤール Tiyar (Izhava) である。このカーストはナヤールに非常によく似た母系制をとつてゐる。彼らは又の名を島國人 Islander と呼ばれ、實際にセーラン島から、その昔、ココ椰子（南の木）をこの地に持つて移住したと云われ、事實ココ椰子の生産に主としてたゞさわるカーストである。Logan によると、紀元一世紀以前には、この地方からココ椰子の生産物を輸出した何らの記録がないので、彼らの移住はそれ以後、六世紀の半以前に行われたものと見てよい。

さて、このケララを見事にヒンドウ化した重要な社會的、宗教的役割を持つナムブドリ・ブラーマン Nambugri Brahman の移住は何時頃のことであろうか。ケララについての最古のサンスクリット文獻 Kerala Mahatmyam と、マラヤリーの文獻 Keralolpatti は Parasu Raman のケララの創造に關する神話に基き、この地におけるブラーマンの古さと正統性を詳細に述べてゐるが、これらは我國の古事記に相當する文獻で、後からこの地に移住したブラーマンが、ブライマニックなイデオロギーの確立と、その優超越性を土着民に知らせる爲の道具として特にヒンドウ教の神話に基いて傳説の部分は作られたものに他ならない。従つて移住が何時頃行われたかといふ歴史的事實の解明には餘り役立たないのである。むしろその後において、どの様に新參者ブラーマンが自己の地位を築いたかを知る参考史料である。

Logan サナムブドリ・ブラーマンは、Perumals 王朝の崩壊期に北方より來り、この地に勢力を持ち出したのは、

八世紀の初から七七四年の間であらうとしている。それは玄粋が南インドを六一五年—四五年の間に訪れていたが（ケララには來なかつたが）、この時代に彼は南インドにブーラー・マンが居たとすることを記していなし。従つて、アリヤン系を代表するブーラー・マンの南インド（ケララを含めて）への到着はそれ以後と思われるのである。又、前にも一寸述べた八世紀の初と思われる *Jews' Deed No. 1* にはブーラー・マンに關する記載がなく、*Jews' Deed No. 2*（七八四年）にはじめてブーラー・マンについての記事が見えるのである。この様な資料から Logan の説——八世紀の初から七七四年迄の間にブーラー・マンは移住し、社會的勢力を確保した——が出てくるのである。⁽²⁾

とにかく、ナムブドリ・ブーラー・マンの移住はケララ史上、最大の事件であり、九世紀以降、現在に至るマラヤリー、社會の、宗教、社會、文化構造を決定したものであつた。今でもこれらブーラー・マン到着の時代の物語はケララの人々、特にナヤールによつて語り傳えられており、*Kerala Mahamyan* や *Keralolpatti*——特に傳說時代から歴史時代への過渡期の記述を中心として——をはじめ、斷片的なマラヤリーの碑文などからも、當時の模様がよく伺われるのである。こうしたさまざまの資料、人々の語り傳える所によれば、大體次の如くである。

ケララはブーラー・マン移住の頃には、既に全土にわたつて、ナヤールが上層階級、支配階級を形成しており、土地は殆どこれらナヤールに屬していた。このドラヴィダの地にナムブドリ・ブーラー・マン達は勿論、新參者として非常な弱みを持ち、最初、移住には相當手まどつた様子で、一度は新しい土地ケララへの移住を思ふとどまつた程であつた。しかし強いヒンドゥ教の理念に基いて、宣教による情熱と野心にもえて遂に新しい土地に入つて來たのだつた。僧侶である彼らは素手で、ドラヴィダ系の土着民には何のことかもわからない聖なるマントラを唱えながら徐々に入つて來た。ケララの人々は、何となく未知の聖なる美しいサンスクリットのマントラに耳をかたむけると共に、そのきわ

立つたアーリヤンの整つた顔立ちと、皮膚の白さに憧れを見出す様になつた。ブライマン達は特にナヤールの土豪にとり入つて、バラモンの神聖を説き、人間社會における僧侶の重要性を自分達の行動と辯説によつて知らせることに最善をつくし、遂に土豪達の魂を握ることに成功した。彼らは自分達の優越を社會的に確立する爲に、彼ら以下の人々の間に社會的な序列をつけるという效果をねらつた。彼らはこうしたナヤールの土豪達に一般民衆よりも單に經濟的、政治的にすぐれているのみでなく、宗教的な理念に基いた身分の優越性を認識させ、その誇を持たせることに努力した。そしてこの後者に序列において僧侶を最高のものとするカーストの形成に成功したのである。ナヤール土豪達はこの様に新しく作られたカーストの第二番目に自分達を位置付けることによつて、ナヤール以下のかーストに対する優越意識を持つと共に一方、自分達では逆立してもなれない、深遠なる知識階級、最高カースト・ブライマンの教を仰ぎ、少しでも自分達を彼らに近付けることを生のモットーとし、ここにヒンドゥ化の志向はケララ全土に力強く成長して行つたのである。アーリヤン系のブライマンは云う迄もなく父系制であつた。利口な彼らは土着のナヤールの母系制を自分達の爲に利用することを忘れなかつた。そして又彼らにつぐナヤール・カースト、土豪達が母系制であるといふことを、彼らブライマン・カーストとの間に、はつきりした線を引くメルクマールとしたのだつた。

彼らブライマンによつて、ケララの土着民は四つのヴァルナ（カースト）が北部インドにあることを知る様になり、支配階級であり、武士階級であつた土着のナヤールは、その社會的、職業的機能が所謂「ラジブターナ」⁽¹⁾の如きアーリヤン・クシヤトリア・カーストという稱號を案出したのだつた。ブライマン達はその事實に何ら反対しなかつたが、彼らの間では常にシュードラ Sudra とナヤールを呼び、ナヤールはブライマンの家、イラム(Illam)⁽²⁾の敷居をまたぐこ

とは許されなかつたのである。このくじ違いは現在でもケララに流布しており、ナヤールに「何のカーストですか」と質問すれば、きまつてクシヤトリアと答え、同じ質問をナムブドリにすれば、例外なくナヤールはシユードラだと云う。彼らは北インドのラジプターナなどのクシヤトリアとナヤール自稱クシヤトリアとをはつきり區別し、ブランマン的觀念によれば、クシヤトリアはアーリアンであり、父系制(Makkathayam)であり、自稱クシヤトリアのナヤールは母系制(Marumakkathayam)であり、シユードラである。筆者の會つたナヤールの歴史、言語學者のほんの一、三人は我々ナヤールはシユードラであり、この事實はケララにおける歴史、社會構造のいつわらない事實であると認めていた。

土着の上層階級をとおして、ブランマンのヒンドウ工作はケララにおいて着々と成功をおさめた。アーリアンの數少く、その移住のおそかつた南インドでは、北インドに比べて、遙に強いカースト制度が成立したのである。北部インドでは現在相當カースト制度がくずれていのに、南インドでは崩壊への傾斜をとつてゐるとはい、現在尙、社會の底流として強く流れ、日常生活の行動にもそれがよく表れてゐる。ケララの旅行中、私はよくこの事實を目撃した。ヒンドウ教徒、特にナヤールなどのブランマンへの憧れは全く外國人の想像をはるかにこえるもので、ナヤール達は道でブランマンを見たりすると「ああ、ブランマン」と云つて、その憧憬と敬意に瞳を輝したりするし、彼らはブランマンと會つて話をする場合、一、二メヘリ下つてするのが普通である。この様な極度のブランマンへの憧れは、彼らがケララ社會における少數者であつたし、人種的にも異なる、北からやつて來た美しい知識階級であるといふ、異質なものへの社會的、心理的緊張によるもので、北インドにおける様に多量のアーリアンが侵入し、その中で戰業的な分業によつて生れたといわれるカースト制度とは相當異つたものである。

カーストの第一階級と第二階級の差をこの様にきびしくつくたケララのカースト制度は、その強度を更に下にも及したのであり、さまざまの下層カースト、アンタッチャブル Untouchable と稱する膨大なケララ社會の最下層へのきびしい線としてあらわれた。第二階級となつたナヤールは自分達のカーストの尊嚴を強くさせる爲か、ヒンドゥ寺院に入る資格を持つ者はナヤール・カースト迄とし、次のティヤール以下(13)の下層ヒンドゥ教徒は一八〇九年迄寺院に入ることを許されなかつたのである。アンタッチャブルへの偏見は異常に強く、筆者がよく一緒に生活したナヤールの友達が、外出した時、急に顔に手を蔽つたり、歸宅後水浴をしに池に飛んで行つたりする場面によく遇つた。それはきいてみると、歩いてる途中、アンタッチャブルの姿を見たといふのだ。二、三十年前迄に、これらアンタッチャブルはジャラジャラ大きな音を立てる物を持ち歩き、ブライマンやナヤールがその姿を見る前に遠くからさける様に、自分はアンタッチャブルであるぞと、知らせながら歩いたものだそうだ。下層カーストやアンタッチャブルにはいろいろ段階があつて、けがれ (Pollution) の規定が設けられていた。それは上層カーストへの接近の距離によつて示される。例えば、

Mukkuvan (漁師) 一一四フィート

Kanisan (占星家) 三六フィート

Pulayan (奴隸耕作者) 六四フィート

Nayadi (犬を食べる人々) 七二フィート

とじう様に⁽¹⁴⁾。しかしこれらはヒンドゥ教徒内の系列であつて、外來者、例えばクリスチヤンとか、マホメダンは「さわりさへしなければよい」とじう距離である。この様な強いカーストの差別は、或る意味でヒンドゥ社會の弱みとな

り、年々下層カースト、アンタッチャブルの間に、相當數のキリスト教、マホメット教への改宗者を出す様になり、この傾向を憂慮し、又時代の啓蒙思想に影響されて、トラヴアンコールの王は一八〇九年の宣言によつて、あらゆるヒンドゥ教徒に寺院に入る許可を與えたのである。

II ナヤールを中心とした社會層の複雑化

ブーラーマンの移住によつて、そのヒンドゥ教の理念により、ブーラーマンを最高の地位におき、土着の社會の上層から下降して、ケララ社會に新しいカーストの序列を形成したのであるが、この序列に基いた社會層の差別は時と共に厳しさを加え、時代と共に縦に細分化を増加しながら定着して行つた。即ち他のインド同様、ブーラーマン以下、殆ど無限と思われる程の複雑なカーストの種類によつて、ヒンドゥ社會が細分されて來たのである。この細分化は同一カースト内における上下の分化、相接する上下のカーストの中間層の形成などによつて行われる。ここに本論文の主要テーマであるナヤール・カーストを中心に上層カーストの細分化及び夫々の社會的位置づけを考察する。

先ず、マラヤリー・ブーラーマンは大別して二つのクラスに分けられる。

1. Nambutrippers
2. Nambutiris

兩者の相違をしていて云えば、前者は後者に優越するもので、後者より、きびしい宗教的義務が期待されるといつた違ひである。⁽¹⁵⁾ 以下マラヤリー・ブーラーマン、即ちこの兩者を合せて、「ナムブドリ・ブーラーマン」と呼ぶ。

ナヤール母系大家族制の崩壊について

これらナムブドリ・ブーラーマンはケララにおいて、僧侶階級を形成し、父系制に従う。相續は長男相續で、長男のみ結婚することを許され、次男以下は結婚はみとめられず、普通ナヤールの女と關係を結ぶ。このナムブドリの男とナヤールの女の間に生れた子供はナヤールの母系制に従つて、ナヤールとなる。即ちナムブドリの次男以下は結婚することは許されないが、ナヤールを愛人として持つことが出来、生れた子供はナヤールによつて、ナヤールとして育てられるので、結婚に似た形式をとりながらも一般の結婚による夫としてのあらゆる義務を除外され、長男の家族の一員として専らお經をあげ、サンスクリットの勉強にいそしむことの出来る幸運な男性である。この様にナムブドリ・ブーラーマンの父系長男相續制はナヤールの妻訪婚を行ふ母系制とうまくあつて、ケララにおける上層カーストが夫々の違つた制度の上に見事に共存しているのである。このためケララにおいて最も不幸なのはナムブドリの女達で、數多くの娘の中で、いずれかの長男をみつけることの出来た幸運な女性の他は、不満な一生をイラム(ナムブドリの家)で終らなければならない。ナムブドリの女達には厳しい撻があり、姦淫にはいかなるエキスキユーズも許されず、もしこの撻を破つたものは完全にその社會から放擲される。身一つでイラムから放擲され、下層カーストに拾われたり、プロステイティュートとなつたりして、ケララ社會の最下層に沈んで不幸な悲惨な女の一生を過さなければならぬ。イラムを訪れると、女性部屋にはそうした不満やる方ない女性達がうようよしているのであり、見るからにぞつとする様なゆがんだ表情にぶつかつたりすることも少くない。ナムブドリ達はこうした不幸な女がその一生を終ると、形ばかりの結婚式をして葬る習慣によつて、少しばかりでも不幸な女達を慰める。それは火葬にする前に、一度も結婚の幸運を持たずに一生を終つた女の死骸に、特別な——これを商賣とする——ブーラーマンにタリの紐 *tali string* をその首に結ばせるのである。これは丁度西洋のエンゲージ・リングの様な役目をするもので、結婚の象徴として使わ

れるものである。

この様に厳しいナムブドリ・ブラーマンの家族制度はナムブドリをブラーマンとしての純血と、常に一定したナムブドリの家族を保ち、ヒンドウ・カーストにおいて、ブラーマンの優越を堅く維持するのに貢献した。即ち他のブラーマンの様に hypergamy (上層カーストの男子とその下のカーストの女子の結婚) によつて、下のカーストを吸收して、その數をふやすとともに、常にナムブドリ・ブラーマンの長子とナムブドリ・ブラーマンの女子によつてのみ子孫を作ることによつて、ヒンドウ社會におけるブラーマンの純血と威信をいやが上にも強くしたのである。この事實がケララのみでなく、全インドのブラーマン中にあつて特にナンブドリ・ブラーマンが高く評價され、彼ら自身大いに誇を持つてゐる理由の一つになつてゐる。

しかしこのナムブドリ・ブラーマンの家族制は一方、その下のカーストに例のない接近を結果したのである。即ち二男以下のナムブドリの男性が傳統的にナヤールの女性を愛人に持つことによつて、下のナヤール・カーストに多量のブラーマンの血を移入する結果となり、全インドにおいて、ブラーマンの下に位するカーストの中で、ナヤール程ブラーマンに接近し、ブラーマン的なカーストを形成したものはないのである。他のインドのナヤールに比敵するカーストでは、娘をブラーマンにやることによつてカースト的上昇を志向しているものの、他の成員は依然としてもとのカーストに残つてゐるわけだが、ナヤールにあつては反対にブラーマンからの下降によつて、ナヤールがカースト的規模でブラーマン化を結果したのである。これは生物學的にブラーマンの血を持つといふことのみでなく、その事實は社會的、文化的ブラーマン・カーストへの接近をもたらしたのである。即ちその混血によつてブラーマン的風貌を持つナヤールはその教養においても、又日常生活、特にその食生活においても出来る限りのブラーマンへの接近を

示した。即ちブライマン・パンディイ（學者）を師とし、ブライマンのコックをやとう等といふ様に。

さて、このブライマンとナヤールの混血はその兩カーストによつて、社會的にどの様に意識され、制度化されたものであろうか。父系家族制と母系家族制といふ様に相反する制度を持つ上下のカーストの結びつきを考察すると共に、その結果どの様な社會的な問題をナヤール・カーストに與えたかを考察しよう。ナムブドリ側では、このナヤールの女性との結合は決して「結婚」と呼ばないが、母系のナヤール達にとつては疑もなく、立派な「結婚」として社會的に認められている。ナムブドリとナヤールは結婚しても、妻ナヤールはシユードラ・カーストに屬するから、夫のブライマンの家に入ることは許されず、勿論食事を共にすることも許されず、その子供は決してブライマンではない。この故にナムブドリ側では決して「結婚」ではないのだが、ナヤールにしてみれば、ナヤール同志の結婚でも、後に詳しく述べる様に妻と夫は同棲しないのであり、夫は夕食を自分の家ですましてから妻の所に通い、翌朝、朝食前には自分の家にもどり、その間に出来た子供は妻の家に屬し、夫は自分の子供として扶養、後見の義務を持たない。これが母系制ナヤールの結婚の實態であるから、ナヤールの女性がナヤールを夫に持つても、ナムブドリを夫としても、何ら結婚形態及びその實質は異らないのであり、立派な「結婚」なのである。これはナヤールとの結婚と同様にレッキとした「結婚」であるばかりでなく、この様なナムブドリとの結婚はナヤールにとつて無上の光榮とされた。強いカースト的觀念による上への渴望は、ブライマンの血を持つことによつて、大きな満足の一つを見出すのであり、特に南マラバール、コーチン地方の上層ナヤールは、傳統的にナムブドリの夫を持つてゐる。こうした事實によつて、ナヤールの中でも、常にナムブドリと結婚する家は、ナヤール貴族ともいふべく、上流階級を形成するに到つたのである。これらの中には由緒ある豪族の家など多く、特に彼らの間にあつては、自稱クシヤト

リアが多い。この様にブライアンとの結合はナヤール・カースト内に更に階層を形成するに役立つたのである。ナムブドリとの結合は特にイラムの多い南マラバール、コーチンにかけて多い。

ナムブドリとの結合はナヤール・カースト内に貴族層を形成する結果となり、ナヤールの上層は結婚関係によつて特殊な層として他のナヤールから區別される結果を招いたが、ナムブドリ・ブライアンのいない南トラヴァンコールや、その數の少い北マラバールにあつては、経済力、政治力の卓絶したナヤールを中心にやはり貴族層を形成し、特殊な結婚關係をとおして、他の中流ナヤールから區別されてゐる。その中でも代表的なものは、ハイデラバッドのマハラージヤ(王)に次ぐ、インド第二のマハラージヤと稱されたトラヴァンコールのマハラージヤの王族である。その王系は云う迄もなく母系制なので、皇太子は王の息子ではなく、王の姉妹の息子(最年長のもの)である。姉妹に息子がない場合は王の母か姉妹が王位繼承者となる。他の王の場合の様に王妃の地位はなく又女王の夫の政治的、社會的地位はない。即ち母系家族制によるから配偶者は王族にはなり得ないのである。又結婚形式は妻訪婚であるから配偶者は一緒に居住しない。その結果、その配偶者を出すナヤールの家族が略一定してあり、それらはナヤール・カースト内でも特別な社會的上層階級を形成する。即ち、王家の配偶者を出すナヤールは貴族として優待され、特に王の妻、及び側室、女王の夫を出したナヤールの家は王家より特別の經濟的援助もあり、社會的にも、王家に次ぐ上層を占める。トラヴァンコールの宮廷のあるトリヴィアンドラムの一部はこうした貴族の家々によつて占められ、ココ椰子の廣い庭園を持ち、大きなアーチのある門の奥に大邸宅があり、このアーチの門によつて、そうした身分のナヤールの家であることを知るのである。北マラバールでは、地方の豪族が貴族層に當る。この様にケララ全土に夫々の條件によつて、ナヤールの貴族層をみることが出来る。

この貴族層の下には龐大なナヤールの中流の層があり、彼らは大土地管理者として、ケララ社會の上層部を形成している。又ナヤール下層としては、武士（傭兵）として、王、或は地方豪族にやとわれたクラスがあり、又農耕労働に從事するナヤール、上流ナヤールの召使、洗濯屋、油製造、大工、鍛冶屋などの職を持つナヤールも下層ナヤールで、前二者、上、中流ナヤールに比して數は少い。

この様に夫々の條件によつて、ナヤールの中においても、差別が出來て、複雜な様相を示してゐる。この差別はカーストのそれ程嚴重ではないが、結婚などこうしたグループによつて限られ、夫々のグループは或程度固定した層を形成してゐる。

以上述べたナヤール及びナムブドリ・ブラーマンのカーストの間にもう一つのカーストのカテゴリーが存在する。それはアムバラバシ Ambalavasi (寺院 Ambalam を伺る人々) と呼ばれるカーストの一群で、寺院の召使達である。ケララでは僧侶はブラーマンであるが、寺院はナヤールの王、土豪達に所屬し、その支配、管理を受けてゐるので、こうした寺院の世話をするのがアムバラバシで、ブラーマンとナヤール・カーストの中間に位するカーストである。このカーストの中にも、いろいろな役目によつてクラスが分けられ、夫々の名前を持つてゐる。この中の一番上位にあるのは Nambidi と呼ばれ、彼らはブラーマンと同じ様に、「聖なる系」を身につけてゐる。ナムブトリ・ブラマンの落ちたものだという傳説を持つてゐるが他のアムバラバシの諸クラスと同様、母系制である。このカーストの中、Nambiyar と呼ばれるものは、特に北マラバール地方では昔からの地方豪族で大きな勢力を持ち、寺院のつとめとしては、大きな太鼓 (Milova) を打つ役を持つ。その寺院における役目により數種のクラスに分れたこのカーストはいずれもナヤールと同じ母系制に従う人々で、その生活、慣習も殆どナヤールと同様で、廣義にはナヤールのグループ

に入るものと思う。

以上が上層カーストに属する人々で、この下にティヤール Tiyar とチエルマール Cherumar のカーストがある。ティヤールは前にも述べたが、トラヴァンコールではイラフ Ilavar と呼ばれており、ココ椰子の生産労働にたずさわり、ナヤールと同じ様に母系制である。チエルマールは農耕（主として水田）労働者達である（父系制）。この兩者は上層カーストの奴隸として、傳統的にケララの農耕社會に重要な働きをして來た人々である。後に土地問題の章での機構については詳しく述べる。

III 村落及び社會集團の分布

ケララの實態調査をして、最初にとまうことは、所謂村落が實態として中々つかめないことである。勿論、現在ケララには英國統治時代に作られた行政地區、して云々村落に相當するアムサム Amsam がある。ケララ州はマラバールとかトラヴァンコールの様に幾つかの地區に分れ、更に各地區はタルク Taluk (行政小區) に分けられ、夫々のタルクが澤山のアムサムを含有する。アムサムの大きさは地方によつて異なるが、例えばマラバールでは、一つのアムサムの人口は、平均六千人程である。しかしこうした行政區劃は納稅對象として便宜上出來たものであつて、傳統的な村落ではない。ケララでは昔から、他のインドの社會の様に、村落がはつきりしていない。普通インドの村落は、いろいろなカーストの家が集合して、それぞれの社會的、經濟的な立場で全體として有機的に統合し、一つの村落協同體を形成している。例えば、村落の中心にはヒンドウ寺院があり、その周邊にグラーマンの家々があり、更

にその周圍に上層カーストが居住し、その外側に下層カーストが分布しているという様に、一定の地域に、ブライアン・カーストから下層カーストに到る迄が、その序列を持つて、地域社會を形成する。そしてその村落をとりまいて田地が擴つてゐる。従つて村落は外見的には家々の集團としてもまとまっており、機構的にも或程度獨立、自足的な協同體としての機能を持つてゐる。然るにケララでは、上層カースト（ブライマン、ナヤール等）の一戸、一戸が相當離れた所に家を構え、その全體の分布狀態も、どちらかといえば、同じカーストが一定地域に相寄る傾向が強い。即ち、各上層カーストが特定の地區に孤立的に集團（もしそう呼べば）を形成してゐる。この相當廣い地域に分布した集團——集團といつても家と家との間に、田地や、ココ椰子園がある——が、或意味で村落に相當するものである。これは傳統的に確にケララの村落の性格を示すもので、例えばそれは、ナヤールの村落が tara（四つのタロワードを含む集團と文獻には出でてゐる）と呼ばれ、ブライマンの村落は Graman、ティヤールのは Cheri と呼ばれる様に、夫々違つた名稱があることによつても想像出来るのである。⁽¹⁶⁾

又最近百五十年來の急激な人口の増加で、かつての村落の多くは町として發展してゐるが、古くから町であつたのも、村落の構成と同様、一つの町の中には大體、それぞれ地區があつて、例えばナヤールの家々はその町の一定の地區に群つており、又ティヤールのものも、ナヤールの地區から相當離れた所に集合してあり、同様マホメダン、クリスチヤンもそれぞれ一定の地區に集團的に居住してゐる。ケララの町の多くは、古くからこの地方の商人を形成するマホメダン、或はクリスチヤンが多い。この様に、農村においても、町、都會の中においても、それぞれのコミュニティがそれぞれの地域を構成し、餘り交錯することがないのである。

ケララ全體としても、ナヤールの多い地方、ナムブトリ・ブライマンの多い地方、クリスチヤンの多い地方、マホ

メダンの多い地方、その他、大體地圖の上にマーク出来る程の分布状態である。ナヤールは後にも詳しく述べるが、トラヴァンコールの南部と北部、コーチン、カリカットを中心にした南マラバール、北マラバール等といつた様にそれぞれ地域社會を形成している。そしてその中でも特に南マラバール、コーチンに密集している。ナムブドリ・ブラヒマンの分布はマラバール全體、コーチン、北トラヴァンコールであるが、特に南マラバール、コーチン地方が多い。この地方は *Keralalopatti* といへり、Keralam と最初に名付けられた地方で、即ちケララの名の起りで、ケララの中で最も文化が早く聞け、長じ間ケララの中心であつた。その又中心は現在の Cranganore である。この地方は又、ユダヤ教徒、クリスチヤン、マホメダン等のコミュニティの中心部でもある。マホメダンはカリカットを中心に、そこからの北マラバールにかけて多く居住し、比較的近世のマホメット改宗者は全ケララに分布している。ティヤールは Tellicherry を中心に多く、又コーチン地方にも多く、この地方ではイラワ Izhava として知られてゐる。

この様にケララにおいては、村落、社會集團の性質、及び分布が、他のインドの社會と異り、非常に特殊なものであるところとは、その社會構造、經濟構造、政治組織などと密接な關連があるのであつて、次の第一章の土地制度を中心とした考察によつて、更に明らかにする。

第二章 ケララの土地制度と政治組織

——ナヤールの經濟的、政治的地位——

この章では、ナヤールの經濟的、政治的地位を明にするために、ケララの土地制度、政治組織について特にその傳統的な制度、即ちマイソール侵入（一七六六）以前迄のマラバールにおけるもの、英國統治以前のコーチン、トラヴァンコールにおけるものを中心として述べる。それ以後のケララの土地制度は非常に複雑な様相を呈しつつ、變動し、現在に到つてゐるのであるが、ナヤール母系大家族制成立の背景として必しもそれは重要性を持つものではないので省略する。又ケララにおける土地制度史の研究は尙未開拓の分野であり、さまざまの議論があり、現在、ケララの土地制度史の満足すべき決定版的な出版は何もされていない。本章では母系制ナヤール社會の研究の背景として、基本的な問題の考察にとどまるが、本論文がケララの土地制度ではなく、ナヤール母系大家族制の崩壊というものに焦點をおいていいるという理由で、この章の不充分さを諒承して頂き、不満足な段階ではあるが、それを理解するための背景として土地制度を考察する。

ケララの土地制度は他のインド及びその他の國々のものと非常に性格を異にしてゐる點では注目に倣し、又それがケララの土地制度を理解するのに非常に困難な點である。元來ケララでは土地制度の對象となる土地は耕作地のみで、森林及び未開墾地は除外された。ケララにおいては耕作地はその種類により、二つに分けられる。即ち水田とココ椰子園である。耕作という労働條件においては、耕作者と、非耕作者に分れ、耕作者は下層カーストであるティヤール

Tiyar, チュルマール Cherumar が大部分を占め、非耕作者としては上層カーストのナムノドリ ブラーマンとナヤールである。耕作者は奴隸的農民で、土地に附隨し、主人から最低の生活可能條件を保證されており、土地の権利と共に賣買される。ここで耕作労働者を奴隸的農民と呼ぶ理由は、彼らは耕作に關し、何らその經營にタッチしないのであり、單に勞動力提供者であるのみで、彼ら自身の生活も主人によつて生きる最低線を保障されてゐるという狀態で、何らの積極的な生活を自分で確立する餘裕を持たない。彼らは英語では奴隸 slave と呼ばれ、マラヤリー社會ではティヤールとかチエルマールといふカーストの呼稱自體が身分及びその經濟的地位を表現する。

さてこの下層カーストによる奴隸制的農耕に立脚した上層部の組織はどの様なものであつたか、即ち、土地の所有とか権利とかが、カーストの機能、政治組織などの様な關連を持つてゐたのであらうか。その下部構造に奴隸制を持つての例はローマのコロニーを始め、幾多の例を見ることが出来るが、ケララにおいては、その上部構造は他の社會のそれと非常に異つた觀念に立脚した、珍らしい組織を持つてゐる、ケララにおいては、土地そのものを所有の對象とするという觀念がない様である。従つて所謂「大土地所有者」とか「地主」に相當する土地の所有を媒介として成立する位置づけがない。古代ローマの Dominium を始め、どこの文明社會にもある様な土地そのものに對する所有觀念とは別個に、土地は社會的、職能的地位に附隨したものと考えられてゐる。従つて、他の社會では土地を所有することによつて、大土地所有者とか地主階級などの様な社會的な階級が成立するわけだが、ケララにおいては身分による社會的階級が既成のものであつて、それに土地が或は土地の生産が附隨してゐるのである。土地は世襲的特權、或は同一社會階級の中で賣買されうる權利に對して獲得出來る生産物の媒介の役目をするに過ぎない。こう説明しても筆者は未だかつてこの様な土地制度に出合つたことがないので、こうした理解が果して正しいものかどうか、これから資

料をあげて述べることに對して諸賢の御批判を仰ぎた」と思う。

ケララの土地制度において、最も重要な身分はゼンミ Janmi 及びカナカール Kanakkari⁽¹³⁾である。前者は、一定の土地における人々への世襲的特權とそれに附隨する財産（土地） Jamam を持つ人々であり、後者は土地（及びその人々）の運營、管理の権限を持つ人々である。カースト的な序列に比すれば、前者はナムブドリ・ブーラーマンとナヤールの王や豪族などであり、後者は、大多數のナヤール・カーストである。

ケララにおける土地は圖式的に云えば、澤山のゼンミによつて細分されてゐる。これはブーラーマンがこの土地に移住して、ヒンドウ・カーストの序列が形成された頃に、既に決定的な Jamman right がケララの各地に成立したものと思われる。前にも述べた様に耕作地のみを前提としている土地制度なので、新しくカナカールによつて耕地に開墾された場合には、ゼンミはカナカールから時の相場でその土地を買上げなければならなかつた。ゼンミのことをよく「地主」と譯されているが、前にも述べた如く、決して土地所有者というものではない。又カナカールについても「小作」という譯は當はまらない。このことはゼンミとカナカールの關係をもつと述べると明確になることと思う。ゼンミの土地は完全にカナカールによつて管理、運營され、ゼンミ自身は、それが實際どの様な状態にあるかは承知していない場合が多い。特にゼンミがブーラーマンである時はブーラーマンの宗教的勤めに忙しく、殆ど運營に觸れないのが普通である。そしてナヤールのカナカールから一定の土地からの所得の中、ゼンミとしての分け前をもらう。多くの場合、ゼンミは、定期的な分け前をもらう以前に、必要に應じてカナカールに借金をして生活している場合が多く、カナカールはゼンミに借地料を拂う場合、その借金に利子をつけたものをさし引くので、時には何年もゼンミはその年貢を受け取れないのである。

ゼンミが地主ではない證據に、その土地の権利がカナカールによつて勝手に賣買されるのである。勿論これはカナカールが土地を賣買するのではなく、その土地におけるカナカールの権限を賣買するので、それに伴つて土地も賣買されたという結果になる。例えはその一例をあげると、賣買された證文の内容に次の如きものがある。⁽²⁰⁾

(a) デサム Dessam (地區) それに附隨して

1. デサムにおける權限

(b) 寺院、それに附隨して

2. 寺の祭祀の際の名譽席
3. 寺院に關する運營
4. 寺院の水田
5. 寺院のココ椰子園
6. 寺院の奴隸

(c) タロワード (ナヤール村落の權限) それに附隨して、

7. タロワードの水田
8. タロワードのココ椰子園
9. タロワードの奴隸
10. タロワードの宅地

この様に賣買は、デサム、寺院、タロワードなどの權限が主なるもので、土地などはそれに附屬しているものである。

この問題について Logan も強調してゐる様に、「マラヤリ達の賣買するものは土地ではなく、いろいろな種類の權利ナヤール母系大家族制の崩壊について

に與えられる利得のある地位である」。

この様な賣買の結果、他のカナカールに移つた土地に對して、以前のゼンミはその資格において何ら變化するものでなく、依然ゼンミとしてその土地への世襲的權利を持し、新しいカナカールはそのゼンミに借地料を拂うのである。ゼンミはその土地がいかなる王の領地内であろうとも、地租の如きものは絶然拂はない。

カナカールのゼンミに對する契約期間はもとは三年であつたが、後に十二年に延長された。借地料は全ケララで一定しておらず、例えば北トラヴァンコールは南トラヴァンコールより少いといつた具合で、その土地の諸條件によつて決定される。とにかく、ゼンミへの一定額の借地料と、奴隸への最低生活保證の出費をした後の分が全部カナカールの收入となるのであるから、カナカールはゼンミよりも富んでいる場合が少くない。身分的には地主と小作の様に、カナカールはゼンミの下にあるものであるが、地主に對する小作の如き從屬關係はなく、むしろ分業關係である。従つて、その關係はカナカールがいつでも自由に他のゼンミに變更することが可能であり、耕地の運營は完全にカナカールの仕事である。ケララ全土に分布しているナヤール・カーストは昔から、「支配、或は保護階級」としてギルド的なものを形成している。従つてナヤールはゼンミであろうとカナカールであろうと、傳統的にカースト的分業により、土地の保護者であり、管理、運營權を持つ。例えばゼンミであるナヤールの王、豪族は、同時にカナカールの機能を持ち、直接その土地に對して管理、運營をする。しかし、こうしたナヤールは非常に擴大な土地にゼンミとしての權利を持つてゐるので、自分で直接に經營する一定の土地の他は、他のナヤールのカナカールによつて管理されてゐるのが普通である。

この様なゼンミ、カナカール、奴隸といふものに立脚した土地制度を理解して、始めてナヤールが支配階級、或は

武士階級と呼ばれる社會的、經濟的地位が明になり、そしてケララ全體の政治組織を把握することが出来るのである。ケララは英國統治によつて再編成される迄は、トラヴァンコールやコーチンの王、カリカットのゾモリンをはじめ、多くの豪族によつて、それぞれの地方が獨立した政治支配を受けていたのであるが、こうした政治組織、政治力といふものはどの様にして支えられていたのであらうか。

王や豪族達は各々の政治力に比して、領域を持つていたのであるが、この領域内の土地に對して全部經濟權を持つていたのではない。即ちこれらの土地からあまねく稅金をとり立てるることは出來なかつたのである。土地は傳統的にゼンミが世襲的特權を持つてゐるので、王或は豪族がその土地のゼンミでない限り、借地料の如きものを取立てるとは出來なかつたのである。領域といふのは從つて、公的な意味で、土地、人民に對する名義的な支配權を意味し、その擴りを反映する經濟に立脚したものではない。支配者は勿論、大小のゼンミであつて、領地内に廣大なゼンミ權を持つつており——これは戦によつて敵の王からとつたものをも含む——、このゼンミ權による土地は、自らが管理運營して、奴隸に耕作させるものと、臣下のナヤールがそのカニールとして管理するものとの二種類に分れていた。前者が實際の彼らの經濟の唯一の源泉であり、後者は借地料 (Kanom) を支拂わぬ代りに忠誠を約束した。このカニール達は借地料を拂う代りに一旦緩急ある時には勤員され、將校として忠誠をはげむことになつてゐた。従つて領主の領域内に居住していくても、ゼンミがその領主でない限り、何らの經濟的負擔、忠誠の義務はない。しかし利害をその領主と共にする場合には共同して外敵に當る。そしてたゞへ忠誠の義務をカナールとして負うとしても、その領主が氣にいらなければ、カナカールの權利を賣り、他の領主のカナカールとなつて、その領主に忠誠をつくすことが出來るのであり、(その反対に領主はカナカールからカナカール權を沒收することは出來ないのであつた。) 領主への忠誠は

カナカール權を媒介とした契約に過ぎない。

領主はこの様な流動的な軍事組織にそなえてか、普通龐大な常勤の傭兵を持つていた。これらの傭兵は非常に少い賃金で儲われたがナヤール・カーストの男子に限られていた。これらの傭兵についてはケララに來た外國人の旅行記によく記されてゐる。一三四二年から四七年にかけて、マラバールを訪れた Ibn Batuta の旅行記⁽²¹⁾には、「マラバールのくにには十一の王があつて、その中で一番大きなものは、五萬の軍隊をようし、最少のもので五千の兵隊を持つてゐる」と記し、又 Day によれば、「ナヤールは身分のよい人々であつて、彼らに支拂う者に對しては、誰でも生死をかけることを余儀なくされてゐる。同じ家柄の者であつても違つた主人に仕えることもあり、さうした場合には、戦場でお互に殺し合うことがある。しかし戦すんだ曉には、そのことをすつかり水に流して、仲好くつき合うのである」⁽²²⁾とあり、この様に主従關係は單に給料に對する職業的な契約に過ぎず「一君にまみえず」などといふ道德的な要素はない。

Barbasa によると、「傭兵達は日夜、王に仕え、ほんの少しの間、寝食の時間が與えられているだけだ。彼らはベンチの上で寝み、常に必要とあらば、すぐ王の爲に立つ様にせられ、一日、一食しか與えられない時もあつた。彼らは一ヶ月、九十ポンドの米で儲われ、これは彼ら自身の召使によつて消費され、自分達にはほんの少し月給が残るだけである。王は少しでもよく精勤する者には多少よく扱う。もしも四、五ヶ月も給料が拂われないと彼らは隊をなして、主人に、我々はもうここをやめて、他の王の所に行くぞ、と迫り、本當に主人を替えたり、待遇の改善を要求する。王はこうなると、もう少し辛棒してくれとか、すぐ支給するから等と云うのが常である。待遇が改善されない限り、彼らは他の主人にうつてしまふ。戰時には平和時の三倍にあたる日給が支拂れる。負傷した場合には醫療費が支拂

れ、戦死した場合には、領主はその母や家族を養う義務がある。コーチン、トラヴァンコールでは、普通その代償として土地が與えられた⁽²³⁾。とある。

これらの傭兵達は、前記の土地管理権を媒介とした主従關係とは異つて、個人單位で給料によつてやとわれたナヤールであり、これらはカナカールの如き經濟力を持つたナヤールではなく、傭兵となることによつて生計をたてていた下層ナヤールであると思われる。更に彼等について記されている他の記録によると、彼等は二、三人で一人のナヤールの婦人を持ち、日を交替で關係を結んでいたといわれる。⁽²⁴⁾勿論全ナヤールは母系制家族なので、妻子と共に住まず、妻子の面倒を見る義務もないのに、傭兵としては全く適していただが、上、中流ナヤールは一定の妻を持ち妻訪婚をするのだが、こうした下層ナヤールの傭兵達にあつては、くずれた妻訪婚が一妻多夫的な現象を持ちえたことは充分推察出来る。この記事はヨーロッパの研究者などに、昔はナヤールは一妻多夫制であつたという説を立證する爲によく引かれるが、この現象は必ずしも全ナヤールに及ぶものでなく、下層ナヤール、特に傭兵階級に時々見られたにすぎないものであると思う。ナヤール達は一妻多夫制がかつて慣習であつたという説には否定的であり、又筆者はその結婚制度及び結婚觀念（後に詳しく述べるが）からしても、上、中流ナヤールに一妻多夫制が行われたといふことは主肯し難いものである。ナヤール達によれば、過去、現在にも一妻多夫制はなかつたが、あつたとすれば、つい最近まで非常に少數のナヤールによつて行われて來たが、それは限られた地方の下層ナヤール（カリカット、ボナイ、マーテン地区の大工、鍛冶屋達）に過ぎないという意見をよく耳にしたのである。こうした事實によつても、傭兵を出すナヤールの層と、それ以外の上、中流のナヤールとは社會的、經濟的にも、又道德觀念の上でも、相當違つていたと思われ、ケララにおいてよく云われ、又西歐の研究者、旅行者に「武士階級ナヤール」とナヤールを一轍して考える所

にナヤール研究の危険が存在すると思われる所以である。

さて、こうした特殊な武士と呼ばれるナヤール傭兵達は王、豪族に傭われるのみでなく、さきにあげたカニカールとしてのナヤールにも傭われていたのである。上、中流ナヤールはゼンミとして又、カニカールとして、相當な経済力を持ち、夫々一旦緩急ある場合には全家族の男性が武装する（彼らは常日頃、我國の武士達の様に武術を練つていた）と共に、傭兵によつて、兵力を或程度集結し、外敵に當るのを常とした。領主自身、こうしたナヤールとその機構を等しくし、唯そのスケールに大小の差があつたに過ぎない。

ナヤールのタロワド（母系大家族）はケララ社會にあつて、社會的（後に第三章において詳しく述べる）、經濟的單位であるばかりでなく、それ自體軍事的單位であつたのである。従つてケララの土地はそれぞれのナヤールによつて他から保護されていたわけで、ナヤールのカナカールという身分が單に土地の管理人という經濟的機能を持つばかりではなく、同時にその土地に對する軍事力をも合せ持つていたのである。ここにカナカールをゼンミに對して普通考え方される地主に對する小作といった土地を媒介とする經濟關係において簡単に考へることはそのケララの政治、經濟機構を全く理解していないことと云わなければならぬ。

いかなるゼンミの許にあらうとも、一定の地域に對してカナカールであることは、その土地の管理權を持つと同時にその地域に對する政治、軍事の權限を持つことであつた。従つて身分的には小作に對する地主を思わせる様な上位にあるゼンミは彼らがナムブドリ・ブライマンである場合は、傳統的なカーストの分業によつてナヤールのカニカールに全面的にその管理と保護を依存する結果となり、ゼンミが王や豪族である場合には、カナカールにその土地の管理と忠誠を期待したのである。領土内にあつても自分のカナカールでなければ、それが味方になるか、敵にな

るか、その時々の情勢によるわけで、ケララにおいては、軍事力、政治力の強大な統合はその機構によつて常に行わ
れ難かつた。それはトラヴァンコールの様に、ナムブドリ・ブライマンが非常に少數で（それも北トラヴァンコールに限
られていた）、古くから廣大なゼンミ權を持つ支配者（トラヴァンコールの王族）がいる場合には、その地方におけるカ
ナカールにゼンミの選擇の余地がないので、常にその支配に對して、カナカールである爲に忠誠をつくす他がない、
といつた様な場合にのみ、他の社會に見られる様な封建的な關係が成立してゐる。

しかしぱララの他の地方では、ゼンミは大小様々、身分的にもブライマンあり、豪族ありで、そうした分散したゼ
ンミ權は、カナカールに自由な選擇を與え、ゼンミに對してカナカールの勢力は中々あなどり難いものであつた。數
數の文献によると、マラバールにおいては、昔、ナヤールのタロワド（母系大家族）は四つ毎に tara（村落）を構成し、
更に一五〇の tara は nad（部族）を形成してゐたといふ。即ち六〇〇のタロワドの集合體が、軍事的、政治的一單
位を構成した。これがナヤール “Six hundreds” と呼ばれるもので、それぞれ獨立したタロワドを單位とする軍事
的連合體である。王や豪族はこの六百の組織、nad をクロス・カットして領土を持つていたわけで、いかなる王とい
えども、この組織を度外視することは出來なかつた。何故ならば、それぞれのナヤールが小なりといえども、ゼンミ、
又はカナカールとして、王と同じ機構を持ち、獨立した經濟、軍事力を領土の中で持つていたからである。この組織
は常にこの地方の政治史に重要な役割を演じて來たのであつて、即ち、王の專政と壓制に對して大きな防波堤となつ
た。一七四六年の記録⁽²⁷⁾に、

「これらのナヤールはカリカットの人々の長として、議會に似た役割を持つてゐる。このナヤール達は必ずしも
あらゆる事柄に王の命令に従わない。そして王の大臣達が不當な行動をとつたりすると、懲罰したりする。」ここで

議會に比せられてゐるのは、nad の Kuttram (集會) であつたに相違なく、彼らは必要に應じて Kuttram を設けた。この組織は相當近世に到る迄續いた模様で、一八三一—三三年にも記録⁽²⁸⁾に見え、英國統治時代に入つてもまだ殘存し、王の勢力はこれによつて相當制限された模様である。

ケララにあつては、王は所謂封建領主ではなく、領地から稅をとりたることも出來ず、領民に對して直接權力を加えて支配することも出來なく、直接奴隸に耕作させる生産に立脚した經濟によつて隆えたにすぎない。王といえども、他のナヤール同様の經濟機構を持つていたので、生産が非常に大きく、經濟力があり、多くの傭兵を傭い得るナヤールが王、或は豪族として威力を持つたのである。この事實はケララにおけるトラヴァンコールの王家がナムブドリ・ブライマンが Qinlon 川以南に移住しなかつたので、ゼンミとして廣大な地域の權利を持つていたことによる經濟的特權を基盤にしていたことを考慮にいれて始めて肯じられ、又、カリカットのゾモリン、コーチンの王達は十五世紀以來の貿易の富によつて榮えたのであり、夫々特殊な經濟的特權によつて、ケララの王達が成立していたのである。この様に特殊事情を除いては常に nad の組織が底流として流れ、北マラバールにおける如く、小さな豪族達の存在がケララ社會のバックボーンとなつていたのである。

以上、複雑な資料を省略して、特殊なケララの土地制度と政治組織との關連を考察したのであるが、これは筆者の研究の結論ではなく、現段階においては問題提起である。この問題について更に諸賢の御批判と、専門家の研究を期待する。

第三章 ナヤール母系大家族

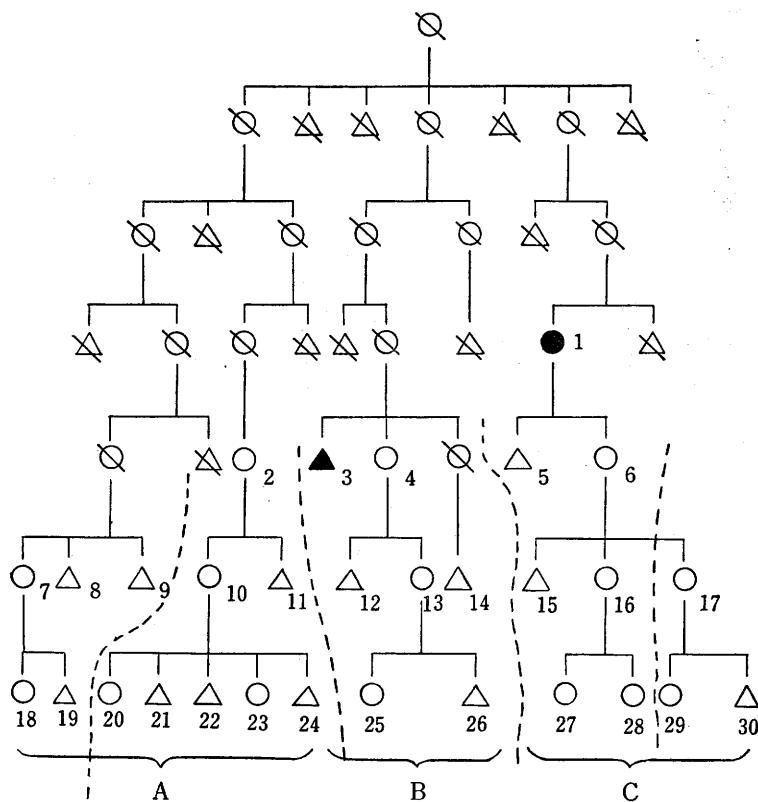
—タロワド Tarwad—

I タロワドの構成員及びその人間關係

ナヤール母系大家族のことを、ナヤール達は「タロワド」と呼ぶ。「タロワド」は丁度我國の「家」の觀念に比せられる。即ち、ナヤールの大家族の構成員（生存者及び死亡者も含めて）の協同體をさすと共に、實際に構成員の居住した、そして居住している建物自體にも使われる。タロワドは、endogamous（内婚的）なナヤール・カーストを形成する細胞的基礎となる單位で、exgamous（外婚的）な協同體である。

タロワドの構成員は、母系制 Marumakkathayam による血縁集團であつて、普通、七、八世代前（或はそれより古く）に共通の女の祖先から派生した人々のグループで、五、六〇人から、一一三〇〇人の協同體である。第一圖に示す様に、Egoとの關係はすべて母系によるから、母、姉妹、兄弟を中心として、姉妹の子供、母の姉妹の子孫、祖母の姉妹の子孫、曾祖母の姉妹の子孫という様に、現存の成員は夫々過去に幾世代も遡る母系の血縁關係によつて結ばれている。嚴密な母系制によるので、女性成員の夫、及び男性成員の妻とその子供は成員から除外される。タロワドが大きくなると、全成員の中でも、より近い關係の者と、遠い關係の者が夫々、グループとしてタロワド内に意識されて来る。そのグループを「タワリ」 Thavazhee と呼ぶ。例へば、第二圖の A・B・C の如きがそれに當り、更にこのタロワド

ナヤール母系大家族制の崩壊について



第二圖 タロワドの構成員の例を簡単に示したものである。

横線は兄弟△、姉妹○關係を示し、縦線は母子關係を示す。

A. B. C. はタワリ (Thavazhee) と呼ばれる。

▲ タロワドの長 ● 女性最長年者。△○ 死亡者。

現在の構成員は 30 名である。

が年を経て、世代が増大すれば、點線による如く、タワリは更に細分化されて行く。何百年という間には、タワリが獨立して、タロワドを形成して行く。しかし傳統的には新しいタロワドが形成されるということは比較的、稀である。又分裂した場合には、日本の「家」の如く、本家、分家という關係は制度化されていない。夫々、タロワドは固有の名稱を持ち、獨立した場合は、それが新しいタロワドとなれば、違つた名稱が出来る。又、居住する建物が別個になつても、同じ名稱を持つてゐる場合、それはあく迄、タワリであつて、タロワドではない。

タロワドとは、財產共有體であり、生活共同體で、最年長の男子をその長とする家族協同體である。タロワドの長、即ち現存の構成員中、最年長の男子(第1圖3)は「カラナヴァン」Karanavanと呼ばれ、その他の構成員は「アナンダラヴァン」Anandaravanと呼ばれる。タロワドはカラナヴァンの指導の許にあつて、完全な共產的集團で、衣食住についても個人所有は殆ど見られない。即ち、タロワドの建物は、構成員全部で共通に使用され、財產は共有であるから、全成員の食事はすべて一つの臺所で一緒に料理され、衣類(ナヤールの服裝は、男女共に、白い木綿の腰巻と肩からさげるやはり木綿のタオルの如き布のみである)は、毎年九月に行れる Tiruonam の花祭の日に、全員同様にカラナヴァンから支給されるもののみを使用する。その他、特に個人にとつて必要なものとしては入浴用の油(ナヤール達は水浴をして體を洗う際、油を全身にぬる習慣がある)で、これも衣類を支給される時、同様に個人にくばられる。女子の場合、黄金のネック・レース、腕飾、耳飾などあるが、これは母から娘へと傳えられる(娘が一人以上の時は、つぶして金をわけ、新しいデザインにして各人に與えられる)。又成年式、結婚式にはカラナヴァンからおくられる。ナヤール達にとつては、その他の個人所有として必要なものはない。この様に生活は極度に單純化されたものであつて、これが膨大な構成員を持つ家族制が成立しうる一つの大きな原因となつてゐる。

構成員は、家長、カラナヴァンの前にあつては、男女をとわざ平等な資格がタロワドの一員として與えられてゐるが、長幼の序と男女の分業に従つて整然とした序列によつて統率されてゐる。カラナヴァンはアナグラヴァンの指導者、長としてタロワドの一切の財産の管理、運營に當り、主としてタロワドの外的交渉權を持つのに對して、タロワド内の仕事に關しては最年長の女性（第一圖 1）が全責任と運營權を持つ。この女性はタラヴァアティル・アマ Tharavattil Amma (タロワドの最年長の女性、或は母) と呼ばれる。従つてカラナヴァンとくべども、タロワド内では、この女性最年長者の指導下に入る。この女性は定期的な宗教的祭祀（各ナヤールのタロワドはお寺を持つてゐる）とか、召使の監督、日常生活の一切の運營の權利と責任を負う。タロワドの成員は男子と女子の仕事がはつきり分れてゐるので、自然男子グループの長としてカラナヴァン、女性グループの長としてこのタラヴァアティル・アマが指導權を握ることになる。男子成員のつとめは土地の管理と、以前は武術の訓練が主なるもので、女子成員は家事一切、子弟の育成、召使の管理、朝夕の、又定期的な祭祀の勤め等がある。

長幼の序についてくれば、例えば第二圖において、25 は直接、カラナヴァンに相談、或は何かに關して許可を願ふことは出來ない。その場合、12、或は13をとおして事を運ばなければならない。この序列はタロワド内の親族名稱によつても明らかに表現されてゐる。即ちタロワド構成員の各世代は男女、それぞれの共通な名稱（カテゴリー）が設定され、Ego の直系を規準としてその親族名稱に「年上の」と「年下の」という形容詞を附すことによつて、Ego に對する關係が明確となつてゐる。例へば Ego の世代に屬するものは、母が異つてもすべて、姉妹と兄弟となる。同一世代で Ego より年上の男子は Bhettan 或は Ettan (兄) であり、同様女子は Bhechi 或は Etathi (姉) と呼ぶ。母の世代の女性はすべて Amma (母) やあるいは Ego の母より年上のみなら Valia Amma、年下のみなら Bheriya

Amma と呼ぶ。同様、母の兄弟及びその世代に属する男性は、Ammavan 或は Mama で、Ego の母より年長の者は Valia Ammavan 年下のは Bheriya Ammavan と呼ぶ。ここでは全部の親族名稱を擧げる必要を省略するが、この様に各世代によつて男女の呼稱があり、それに「年上の」Valia と「年下の」Bheriya を附けることによつて、Ego に對して明確な序列がつけられてくる。この單純な親族名稱はタロワードの構成とその性格をよく表してくるものといへよう。同一タロワード内にあつては、直系、傍系の區別が全くなく、すべての構成員を Ego の直系と同一の立場におくことによつて、大家族協同體が見事な共產的、民主的な性質を持つて直系家族に等しい團結を持つ。即ち、構成員各人が直系、傍系の區別なく、タロワードの一員として平等の權利を持ち、取扱いを持つ。カラナヴァンもタロワード・アマも、全タロワード構成員の最年長者としらの資格であるから、いずれの系統からも出得るのであり、系統にかたよらない、完全な民主的な協同體である。日本の家族制度の場合の様に、直系、傍系に差をつけ、直系偏重という様な不公平がなし。

次にタロワード構成員の重要な人間關係を記しておこう。

カラナヴァンとアナンダラヴァン

カラナヴァンは一口に云えば、我國の新憲法成立以前の家族制度における家父長に當る。カラナヴァンはタロワード全家族員に對して法的、社會的、經濟的の全權限を持つ。カラナヴァンに對して、アナンダラヴァンは絕對服從を前提とする。カラナヴァンはタロワードの外部との一切の交渉にタロワードを代表して當る。カラナヴァンは、共有財産であるタロワード財産の所有權を代表し、その管理權を委任されている。借金、不動産の購入、譲渡抵當の設定、賃貸借

契約などをする権限を持つ。しかし不動産の譲渡にはアナンダラヴァンの同意を必要とする（この場合にも實際には同意なしに行われたことが屢々であった）。カラナヴァンはアナンダラヴァンに會計報告の義務はなく、アナンダラヴァンはいかなる場合でも、カラナヴァンに對して訴訟を起すことは出來ないのである。法的にはタロワードにおいてカラナヴァンのみが訴訟當事者適格（被告にも原告にもなり得る権利）を有し、カラナヴァンに對するあらゆる判決は彼が法的に代表者たる權能によつてタロワードの他の成員を拘束する。

以上はカラナヴァンの權利であるが、彼の義務としては、タロワードの財産を運營し、それによつて、タロワード全成員を保護し、その能力、労働の如何を問わず平等に養うことである。⁽²⁹⁾

この様に強い權限の與えられていたカラナヴァンは、タロワード協同體における獨裁、專制、絕對君主の如きもので、有能で有徳のカラナヴァンの場合はタロワードは繁榮し、見事な協同體を形成するが、最年長となれば、いかなる男子でもカラナヴァンになり得るので、時には大變な弊害を蒙る。こうなるとナヤール母系大家族制の最も弱い點で後に述べる様に、このカラナヴァン制がタロワード崩壊を助長する大きな原因となるのである。

ナヤール母系大家族制は我國の封建的な家父長制と異つて、その成員、各個人は男女の別なく、平等に權利と義務を持ち、前に述べた長幼の序は家父長制下の特權の附隨した權威的關係ではなく、序列に過ぎず、極めて民主的、共產的なものであつたが、カラナヴァンとアナンダラヴァンという線は絶対に侵すことの出來ない權威と服從を割するものであつた。その關係は日常行動にも反映してゐるもので、いかなるアナンダラヴァンといえども、カラナヴァンの前では、同席に座ることは許されなく、殆ど直立不動の姿勢によつて、その敬意を表し、女性成員はカラナヴァンの面前に出る時は上半身を蔽うことは許されなかつた（ナヤール達の正式の服裝では下半身のみを敝い、上半身は裸である）。

最今では女性は上半身を触うようになつたが、男子は今でも、寺院に参詣する時は、上半身を裸にする。現在でも中年以上のナヤールは、そのかつてのカラナヴァンの名を耳にしただけでも衿を正す。結婚のとりきめ等も、カラナヴァンの決定に勿論、絶対服従であつた。

伯父、甥の關係

この關係は、父系制における父、息子の關係に相當する。ナヤールは、この母系大家族制をマルマカタヤム Marumakkathayam と呼んでゐるが、Marumakkal は甥（複數）を意味し、直譯すれば、これは母系制ではなく、甥相續制である。因みに彼らはブラーマン等、他のヒンドウ・カーストの父系制をマカタヤム Makkathayam と呼ぶ。Makkal は息子（複數）の意味である。このマルマカタヤムという語の示す様に、ナヤール家族制にあつては、甥は相續者として最も重要な成員である。カラナヴァンの葬儀は必ずその甥によつてなされなければならないという傳統的な規則がある。

ナヤールの男性は、この制度を非常に誇にして、相續は息子よりも甥の方がはるかに合理的だという。それは息子は妻を信じて始めて、自分の血をつぐ子であると認められるが、絶対の確證がない。甥は自分と同じ血を分けた姉妹の子であるから自分の血をつぐでいるところに疑を入れる餘地がないと、穿つた説明をする。

ナヤールはタヨワドの名と別にそれぞれ、姓を持つてゐる。例えば Menon, Panikkar, Pillai, Nayar とくら様に。この姓は伯父から甥に傳わるもので、父が Panikkar でも、伯父が Menon であれば、息子は Menon である。つい最近迄、ナヤールの子弟は學校に入る時や履歴書の父の名前の欄に伯父（カラナヴァン）の名を書くのを常とした。母

が Menon であるから息子は Menon であるのではなく。母、即ちタロワードの女性は姓を持たない。成年式を経た女性は名前のように Amma をつける。例えば Janaky Amma の如く。Amma は母という意味でこれは結婚の如何を問わず、一定の成年式（模擬結婚の如き式がある）⁽³⁰⁾ を経た女子につけられる。又正式の結婚をして後も、決して夫の姓をといひ Mrs. Menon 等としら呼稱はなく、—— Amma で一生變らない。従つて確に母系制といふより、甥相續制 Marumakkathayam とするのは、その組織によく合つてゐると思う。

さて、こうした伯父——甥の關係であるから、伯父の期待は全面的に甥達に向けられ、甥は伯父、特にカラナヴァンに對して、絶大な敬愛の情を持つ。

甥と同様、姪も亦、伯父にとつては父系家族の娘に等しく、伯父、姪の間はまことにあたたかい愛情によつて結ばれてゐることもつけ足しておく。

母と子

母と子の關係は、勿論、父系家族にあつても同様であるが、このナヤールの場合、自分を本當に生んでくれた母と母の姉妹との間が非常にせばめられる。母の姉妹及び、彼女らと世代を等しくするタロワードの女性は皆「母」のカティゴリーに入るわけで、常に一緒に暮してゐるので、父系家族の生みの母に對する獨占的な子の愛情は幾人かの母に分散する。全く共同生活によつて伯母達は母と同じ關係にあるので、生んでくれ、乳を飲んだといふこと以外には何ら違ひはなくなつて來る。特にやさしい、チャーミングな女性は誰からも生みの母親の様に慕われる。實際、一、三人の同じ世代の女性がいて、赤ん坊をかわるがわるにあやしている様子を見ていると、お乳を飲せるのを見ない限り、

誰が本當の母親かとでも見分けがつかない。女性にとつては姪、甥は娘、息子と殆ど區別がなくなつてしまい、實際、姪、甥への愛情のこまやかなことは驚歎に値する。

只、この關係が多少タロワド内ではつきりするのは、タロヴァティル・アマとその長女の關係である。自分の母がタロヴァティル・アマになつた場合、その長女は他の女性成員に比して、多少特權的——即ちそれは、タロヴァティル・アマを補佐し、常に兩者の間の接觸が多いということによると思われるが——な存在となる様だ。これはカラナヴァンとその直接の甥（一番上の）の關係においても見られることである。

兄弟と姉妹の關係

これは父系制下の單なる兄弟姉妹という關係ではなく、それに性を抜いた夫婦關係をプラスした様なものである。父系制では兄弟、姉妹はいづれ別れてしまうものであるが、ナヤールのそれは一生を共にする。姉妹は兄弟をこよなき保護者と頼り、兄弟は姉妹は自分のタロワドの基幹であり、自分の存在意義は姉妹によつて始めてあるのだといった母系組織を反映した意識が非常に強い。ナヤールの兄弟、姉妹の間程愛情の細かなものは一寸ない。

しかしこの關係は父系制の夫婦間に見られるものと比較すると、はつきりした禮儀によつてその節度が守られていることも見過せない。それは近親相姦の忌避を意味する日常生活におけるひそかな規則の遵守といつたものに表われている。これは單に兄弟、姉妹間の禮儀でなく、全タロワド成員の男女の守るべき規則である。第三圖に示される様に、又その分業の性質上、男女の日常生活の場がはつきり區別されてゐることである。一日のタロワドの生活において、男女成員が一堂に會し、話をする機會は朝、晝、晩の食事の時間である。晝、晩は特にその時間が長く、彼らに

とつて一番楽しい時である。男女平等といつても、ここでもその分業があらわれている。食事はカラナヴァンを上座に、男子成員が先ずとる。タロヴァティル・アマの指導、監督の許に女子成員は臺所を伺り、専ら給仕の役にまわる。女子成員はこうして給仕をしながら、男子成員と冗談を交えて一日のいろいろな話題をとり交すのである。男子が食事を終つた後、婦女子達は様に食事をとる。母系制といえども、ヒンドウ教徒であるナヤールの道徳は父系的なインド哲學の思想に深く影響されている様に思われる。この様な食事の仕方がナヤール家族生活の典型的なものであるが、上流にあつてはブライアンのコックを澤山やとつてゐるので、女子成員も同時に食事をとる例も多い。しかしその場合でも、必ず男子成員が上座を占め、女子成員はその次の座につく。いざれも、カラナヴァンとタロヴァティル・アマを上座に各々年令の序列に従つて席につく。

妻と夫、父と子

妻訪婚による母系大家族にあつては、夫或は妻は、配偶者の家族から除外された立場にある。父系家族制下にあつては、結婚は家族を構成する根本的な要素となり、その社會の成員にとつて、結婚は殆どさくことの出來ないもので、社會的な壓力によつて個人は結婚によつて始めて場を得るのであるが、ナヤール母系家族制においては、血縁によつて既にがつちり家族が構成されているので、結婚は第二義的な意味となる。全インドのヒンドウ教徒を始め、世界における父系制をとる社會では結婚の重要性が宗教に裏付けられる程の意味を持つてゐるのに、ナヤールの結婚には宗教的な要素は全然ない。結婚は家を背景とした個人と個人との契約に過ぎない。こうした觀念はナヤールの結婚式そのものによく表れている。ナヤールの結婚式は、腰布（ナヤールの唯一の衣類）を男子から女子に渡すといふ簡単な動

作に集約される。それをどんなに儀禮的にやつたとしても、花婿が花嫁の家に到着してから三十分以内に式は終り、後は親戚、縁者に御馳走が振舞われるという、至極簡単なものである。

實際、ナヤールの結婚は私達の結婚の觀念から、社會生活、經濟生活を抜いてしまつたものなので、即ち性生活と愛情によつて結ばれたものである。勿論、兩タロワドの友好關係が背景になつてはいるが。愛情の問題についても、前に述べた様に日々生活を共にする兄弟、姉妹をはじめ親愛の關係にある異性がタロワドに居る爲、他の社會に見られる様に配偶者への獨占的な愛情とは異なるものである。普通の結婚においては、意識はしなくともその愛情が、社會的、經濟的な打算の面とも交錯しているわけで、ナヤールにあつてはこうした面がないので、強烈な愛情といふものは餘り育たないのではないかと思われる。その證據にはナヤール達には深刻な戀愛とか、三角關係とか、異性問題をめぐる嫉妬といふものを聞いたこともなければ、見たこともない。私は調査中、親しいナヤールの婦人にどの社會にでもある様な三角關係や、嫉妬についてどんなに説明しても、まるで、のれんに腕おしといった状態で、彼女らに理解させることは出来なかつた。

さうかといつて、では結婚は單に性的欲望に過ぎなく、離婚が頻繁におきるのではないかと思われるが、アッサムの母系制カシ族の様に離婚は多くなく、上流、中流のナヤールにあつては非常に稀である。一度離婚した男子に對する社會の目はどうちらかといえば冷いもので、さうした理由での二度目の結婚はひそかに行われる。未開社會の場合と違つて、ヒンドゥ教の理念に基いた高いナヤールの文化がこうした道徳を支えているのはなかろうか。因みにナヤールの下層では離婚が多いし、結婚關係はルーズである。性的欲望の特にない者、或はそれ程強くない者は皆獨身であるかといえば、そうではなく、特に獨身を希望する者以外、社會的慣習として殆どカラナヴァンによつて結婚

が決められる。しかし他の東洋社會に比して、ナヤールの獨身は多い方であらう。家族構造が結婚による絆を中心としないから、個人への結婚の社會的強用は他のヒンドウ社會、或は日本の社會における程、強くないのである。

特に女子の場合、他のヒンドウ・カーストや日本の場合、結婚しなければ自己の生活の場を失う運命を持つてゐるのであるが、ナヤールの女子にとつては結婚による生活の變化、社會的、經濟的變化は何等ないのであつて、一定の年を過ぎ、成年式後には Amma 母と呼ばれ、自分が結婚をしなく、子がなくとも、姉妹の子が殆ど自分の子供と同様な關係にあるわけで、結婚への強烈な期待がない。實際結婚によるパーソナリティの變化というのは非常に少なくナヤールの婦人の中、獨身か既婚者か中々見分けがつかない。しかし結婚は社會的慣習として大多數の者がしており、夜にもなればベランダに立つて、夫の通つて來るのを唯一の愛情のしるしとして心待ちに待つのである。

父と子の關係は、最も稀薄なもので、父がやつて來る時は、夕食後なので、子供達は皆寝てしまつてゐるし、彼らの起きた前に父は歸つて行くので、成長すれば父の名も顔もよく知るが、愛情關係に到つては伯父、甥の關係が完全にこれに替る。

妻訪婚をルールとした結婚形式の例外として、カラナヴァンとその妻の關係があげられる。カラナヴァンが妻子を自分と共に住まわせるという習慣は本來的なものであるのか、又一體何時頃からそうした習慣が生れたのか明らかでないが、調査の結果、その習慣は全ケララを通じて相當古くからあつて、最近百年程の現象とは思えない。しかし必ずしも例外なく、全部のカラナヴァンが妻子と共に住んだといふわけではなく、只、妻子を自分のタロワドに住まわせることが社會的に容認され、それに對して何らの反対がなかつたといふわけである。多くの場合、カラナヴァンは相當年をとつてからなるので、カラナヴァンになる以前は他の成員同様、妻訪婚であつたわけである。

カラナヴァンになると、年令の上でも、遠い妻のタロワード迄毎夜出かけるといふことも不可能だし、後に述べる様に、カラナヴァンは個室を持つてゐるので、妻子をそこにおくことが出来、財産の管理、運営など多くの重要な仕事を持ち、常にタロワードに居る必要があつたことにもよる。

彼の妻子は彼のタロワード成員と共に毎日を過すが、もしカラナヴァンが死亡した場合には、その場ですぐ南門より立去らなければならない。妻子はお葬式に参列することも出来ないのである。夫が生存中は、便宜上、夫のタロワードから衣食住を支給されるが、原則としてタロワードの財産を妻子の爲に消費することは許されないのである。

前にナヤールの女性は異性との關係において嫉妬を持たないと述べたが、この様な場合、カラナヴァンの妻とタロワードの女子成員の間には嫉妬が成立する條件がそなわつてゐるのであつて、例えばカラナヴァンが特に妻子に強い愛情を持つとか、タロワード財産を妻子の爲に使つたりすると、タロワード内に不和、紛争をまき起す原因となる。こうした慣習の弱點は後に述べるタロワード崩壊期にあつて、破局的に露れてくるのである。

II タロワードの實態

以上で大體、タロワードの構成員について説明したので、ここで實際のタロワードといふものがどの様なものであるかを説明しよう。タロワードは大程、見はるかす水田を背景に、こんもりとココ椰子の茂つた廣い庭園の中に建つてゐる。この庭園は白い二米程の土堀に四方をかこまれ、東側に屋根のついた立派な門がある。南の太陽がさんさんと降りつけ、汗を流して歩いた後、この門をくぐると、緑の高いココ椰子が涼しい蔭を落して籠の目をたてて掃き清められた

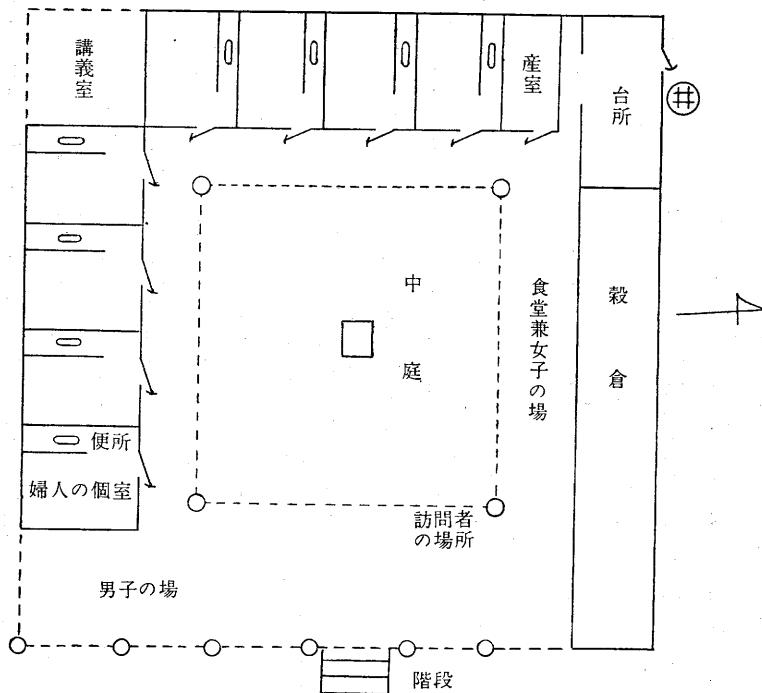
砂地に歩を進める時は、本當に氣持がよい。タロワードの建物はこの門から約十米程の所に普通建つてゐる。タロワードに近づくと、いつもその邊で家事をしてゐる婦人ににこやかに迎えられる。靴をぬいで、はだしで二、三段上つて家中に入る。中庭に面したベランダに、少し待つ程に間もなく、さき程の婦人をともなつて、堂々たるおばあさんが澤山の大きな鍵の束を持つて、「まあ、ようこそ」と朗らかに迎えてくれる。これが云う迄もなくタロヴァティル・アマである。ナヤールの女性は誰でもそうだが、非常に訪問客を喜ぶ。今ではそれ程ではないが五十年前迄は、ナヤールの女性は冠婚葬祭に他家に招かれる以外は殆どタロワードで過したものだ。今でも非常に傳統的なオーソドックスな婦人達はタロワードで殆ど過すので、訪問客は特にそれが婦人の場合は非常に歓迎される。タロヴァティル・アマは、一通り嬉しい訪問客との挨拶が終ると庭の隅に氣付かれないと立つてゐる下男(これはナヤールの下のカーストである)に命じて、庭園のココ椰下のてつぺんから大きなうす緑の實をとつて來させ、そのバスケットボール位あるココ椰子の實のへたの所を斧で切らせ、口を開かせて、そのまま私達に渡してすすめる。暑い日向を歩いて疲れた者にとつては、その新鮮な甘いココ椰子の汁は何よりの御馳走だ。穴を口に持つて行つて、上から流しこむのである。さつきの婦人はこの年老いた婦人の長女で、早速臺所に行つて、妹や娘達に手傳わせて私達にすばらしい芳香を持つコーヒー(南インドのコーヒーは有名である)をいれ、マンゴを切り、自家製のお菓子を用意する。實際ナヤールの家を訪ねると、いつも本當に澤山いろいろものを出されて食べきれないで困つてしまふ。こうして彼女らがせつせとお客様にサーヴィスする間、老婦人はいつも樂しさうに冗談をまじえながら、屈託なく私達と話をつづける。こうした老婦人程、美しく貴婦のあるおばあさんを私は世界どこの社會でもめつたに見たことがない。しかしケララのナヤールのタロワードには、どこにでもこうしたおばあさんがいる。彼女はタロワードの長として全責任を持つて安配を振り、全員を監督す

る権限を持つてゐるのでその貫録と人格の大きさはどこの社會の女性も、とてもかなわない。タロワードといふ大きな協同體を指揮し、完全な自由を享樂してゐるので世はまさに彼女のものであり、楽しいのである。こうしてお話しする間にも、この老婦人の所には使から歸つた召使が報告に來たり、使に行く者がお金をもらひに來たり、又家事のことで女性成員が意見をききに來たりする。こうした場合、彼女は常に威厳を保ちながら、てきぱきと命令しては又にこやかに私達に笑顔をむけるのである。

コーヒー やお菓子を出した長女やその妹達は、少しさがつた所で立つたまま（決してタロヴァティル・アマと同列に腰かけたりしない）私達の話の仲間入りをするが、老婦人程話さないで、時々、口をはさむ程度である。又彼女の娘達、即ちタロヴァティル・アマの孫に當る者達は更に距離をおいて、ただにこやかに話をきくのみである。こうした日常の振舞のほんの一寸した所にも、はつきりとした長幼の序列が伺われるのである。

さて、家中を見せてもらう爲に案内を乞うと、タロヴァティル・アマが非常に年老いて弱つていないので、自分で進んで重い鍵の束をじゅらつかせながら、自分で立つて一つ一つ戸を開けて、くまなくタロワードを案内してくれるのである。

ここでタロワードの構造を詳しく紹介しよう。四角の中庭をはさんで、タロワードはロの字型の建築である。中庭に面した四方はベランダになつていて、廊下の役をもする。左、即ち南側はずつと結婚した婦人達の個室が並んでおり、南西の角には外側の庭に面して開いた部屋があり、ここはパンディット（學者）などを招いて講義を聽く部屋である。更にそこから右に、即ち西側は又ずつと婦人の個室がつづき、西の一番はずれが産室（出産及び婦人が月經の時、三日間をここで過す）になつており、中庭に面したベランダから、この部屋の右側、即ち左側に細い廊下があつて外に通じ、



点線の部分は直接庭に面し、壁がない
床は約70cmの高さ、

第三圖 ナヤール・タロワドの間取

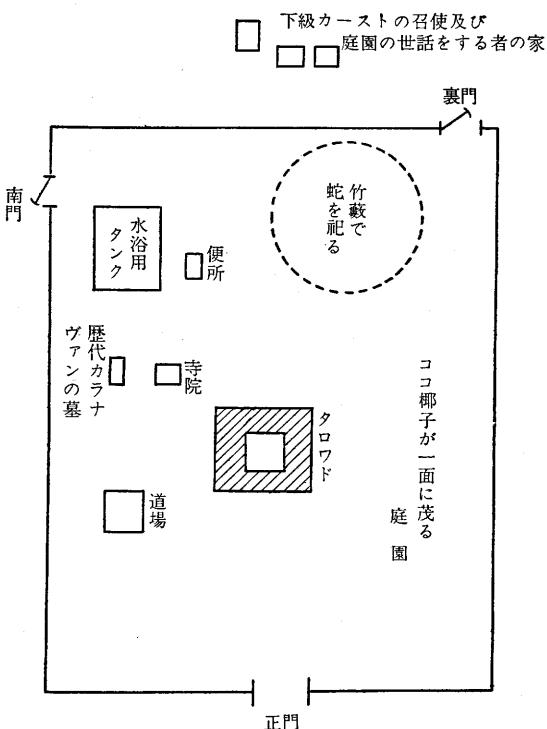
その隣の西北の角が臺所になつてゐる。そして臺所の北に井戸があり、臺所の中から水が汲める様になつてゐる。この臺所の隣から北側は穀物をしまつておく倉庫になつてゐる。これがタロワドの代表的な間取りであるが、タロワドの大小、又、水田の多い所、ココ椰子の産物の多い所では、穀倉の大小があり（前者では穀倉が比較的大きく、後者では小さい）、人數の大きくなつたタロワドはもう一つ、この四角の建物を増築し、婦人の個室を増す。更に大きいのは二階建となり、貴族のナヤールの如き大世帯となると、臺所、穀倉、などが獨立した建物になる。

第三圖について更に説明を加えよ

う。即ち第三圖は、代表的なタロワードの原型である。これが大きい程、婦人の個室が多くなる。それぞれの家の都合、富の蓄積によつて、實際にはもつと複雑になるが、根本的な間取はこの原型に従つてゐる。婦人の個室には右手に夜間使用の簡単な便所がついてゐるが、これは毎朝、召使によつてきれいにふきとられる。この部屋には木のベットとうすい敷物があるだけで、夫が夜訪ねて朝歸る迄使用せられ、晝間は殆ど使われないので、個室といつても實際は寝室である。晝間は婦女子は、家事に從事する以外は第三圖の「女子の場」と書いてある所で仲寄く過す。又男子は、正面の「男子の場」でカラナヴァンを中心として、土地の管理の書類を整理したり、いろいろ相談をしたりする。實際、男子は土地の管理、戰術の訓練（これは普通、タロワードの東南の庭園の一定の場所でなされた）、今では勤に出るので、晝間はタロワードには殆ど男子の姿は見當らない。又夜は夕食後、結婚している男子は皆妻のタロワードに夫々行き、女性成員の夫達が來るので、夜の男子メンバーは入れ替る。

カラナヴァンは男子成員でも例外に大抵個室を持ち、そこに財産、土地管理の書類などを保管している。この個室は普通タロワードの門の上とか、庭園の一隅、タロワードの建物から少し離れた所に作られている。カラナヴァンは財産の管理をしたり、忙しいし、大てい年老つてゐるので妻訪婚をせず、妻子を個室に一緒に住せる場合が多い。

近代的な學校教育を受ける以前は、ナヤール達は、博學のブライアンのパンディット（學者）を毎日招いて、成員の教育に當てた。その爲にタロワードの西南隅には講義室がある。この教育は男女共に受けさせた。こうした所にも、他の社會と違つてタロワードの女子は男子と同様の資格を持つてゐることが伺われる。現在迄、ナヤールの男女の教育を受けた率をみると、男子の方がやはり壓倒的に多いが、これは日本やその他の父系制社會の如く、「女子に學問は不要」という觀念ではなく、近代教育實施の初期にはタロワード外に女子を出すということを好まなかつたというに過ぎ



第四圖 タロワドの全貌

き位に高いココ椰子が茂り、タロワドの西南にはタロワドのお寺があり、祭の際には、その前で、踊子を招き有名な宗教踊、カタカリが舞われる。その横には歴代のカラナヴァンの墓がある。その後方には水浴用のタンクがあり、全員は毎朝そこで水浴をする。便所はその近くにある。又、西の隅の庭園の一部は籬そうとしたさまざまの熱帶樹や叢でおおわれ、生きた蛇が常にそこに生息しているという。人々はこの園の中の一定の場所に石を置き、蛇信仰に

きない。教育そのものは男女平等に受けさせるといふので、いささかも偏見はない。實際、全インドで始めての女子の大學出はナヤールから出ているのであって、こうした初期の大學生教育を受けた女性は今ではもう六十才を越している。

タロワドの構造から少し横道にそれたが、更にもう少し詳しくタロワドの全貌を記すと、第四圖の如くで、四方を壁に囲れて、その廣い庭園は殆ど一米お

基いて一定の祭をし、供物をする。

タロワドの廓の外に接近して召使や庭園の世話を下級カーストの家族達の堀立小屋の様な家がある。この人々はナヤールのタロワドにやとわれ、又タロワドの土地を耕作する。

タロワドの堀のまわりは庭園のつづきの様に十米位の巾でココ椰木の林がとりまじていて、その外側に廣々とした水田がつづくのである。これが典型的な伝統的なナヤール・タロワドの風景である。

III タロワドの分布

以上述べた如きタロワドが全ヶララに分布しているのであるが、村落の章で述べた如く、古くはタロワドが幾つか集つてタラ *tara* (村落) の単位となり、それが更にナド *nad* (へだ) という地域的な単位を形成していくと思われるが、現在のタロワドの分布はその様な明確な地理的政治的な區劃として整理されたものではない。しかし昔さうであつたにしても現在ではその状態を再構成するのは殆ど不可能である。現在わかることはタロワドの幾つかは社會的な *endogamous* なグループを形成していると思われることである。

この章の最初にタロワドは *exgamous* な単位で、*endogamous* なナヤール カーストの細胞的基礎であることを述べたが、全ヶララに分布しているタロワドがどの地方のタロワドとも婚姻關係を結ぶのではなくて、カーストとタロワドの間に、もう一つ地域的な *endogamous* なタロワドのグループが存在する。大別すれば、例えば北マラバールのナヤール、南マラバール、コーチンのナヤール、北トラヴァンコール、南トラヴァンコールのナヤールという様

にそれぞれ endogamous なグループとして認められる。勿論これはカーストの内婚規定、タロワードの外婚規定程、厳しいものではないが、各々の endogamous なグループはそれぞれの政治、社會、經濟條件によつて、自然にこうした地域的なグループに出来上つたものと思われる。相當タロワード制がくずれてしまつた現在でもそれぞれのグループは多少の習慣の相違などあつて、お互に區別する程である。

實際問題としても、ナヤール母系家族の性質からいって、その結婚はどうしても近在のタロワードに限定される。即ち、妻訪婚という形式が結婚條件、特に距離を限定する。ナヤールによると大體五マイル位の所までは妻訪婚が可能であるとのことだ。そうすると結婚關係を結ぶことの出来るタロワードは半經五マイル以内に限定されるわけで、幾つかの特定のタロワードが代々婚姻關係を持つということになる。この場合、その中でも一つ或は二つのタロワードが傳統的に設定され、兩者がクロス・カズン婚 cross-cousin marriage (母の兄弟の娘との結婚) によつて數あるタロワードの中で特定な關係を結ぶ。これについては實際の例で後に詳しく述べるが、これはタロワード間の經濟、社會的な友好關係のみならず、こうした經濟、社會的關係を背景にして、妻訪婚という様な稀薄な結婚形式による結婚に重みを與えといふ意味で確に意義があつたと思われる。特に經濟的に安定した關係が心理的にもこれによつて成立したことは確である。例をあげて説明すれば、カラナヴァンは自分の娘を自分の大切な後繼者である甥と結婚させるということである。それは大いに歓迎すべき結婚である。ナヤールの結婚は從來、殆どがカラナヴァンによつてきめられたので、こうした結婚は自然に多くのペーセンテージを占めることになる。

この様な地域的 endogamy に更にクロス・カットした關係はナヤールの上層、中層、下層に分けられる結婚關係である。ナヤールの結婚は同じナヤール・カーストの中でも、はつきりではないが、上、中、下の社會的、經濟的レ

ペルによる endogamy が形成されてゐる。さきに述べた例は主として中流ナヤールに該當するが、上流では例えば、マハラージャとか、土豪などは一種の貴族的な階層を形成し、婚姻は主として、その周邊（社會的意味）で行われる。從つて土豪、マハラージャは地域的に相當な距離を持つてゐるので、多くの場合その配偶者にえらばれた者はタロワドから別個に、マハラージャの宮廷（即ちタロワド）から少し離れた所に邸宅を營み、妻訪婚を可能にさせてゐる。又ナムブドリ・ブーラーマンの多い南マラバール、コーチンでは、上流は女子をナムブドリと婚姻關係を持たせている。

北マラバールでは、土豪達はコーチン、トラヴァンコールのマハラージャ達程の經濟力を有しなかつた爲、妻の爲に獨立の邸宅を與える程の餘裕がなく、タロワドに同居させたものと思われ、この豪族達の慣習が全北マラバールのナヤールに影響して、後に問題とする「妻子をタロワドに居住させる」という、ケララにおいては珍らしい習慣が出来たのではないかと思われるのである。

下層ナヤールのタロワドを中心とする結婚關係には明確な資料がないが、一般にタロワドは非常に小さく、タロワド間に上、中流ナヤールの如く、はつきりした傳統が見られず、相當流動性の強いものが同われる。下層カーストとの婚姻、一妻多夫婚などという例外的な要素が入り込む餘地がある程、そのタロワドは社會的にも經濟的にも脆弱さを持つてゐる。

以上述べた如く、全ケララに分布するナヤール・タロワドは、地域的、社會的な内婚的なグループを持つ傾向が見られる。

第四章 ナヤール母系大家族制崩壊の歴史

ナヤール母系大家族制がその崩壊の兆を見せ始めたのは、今から約百五十年前、十九世紀初頭に遡る。即ち澤山の土着のナヤール豪族によつて細分されていたケララは一七九二年以來、英國の統治下に歸し、政治、經濟組織に激的な變化を豪り、それによつてナヤール母系大家族制は根底から大きくゆらぎ始めたのである。政治、經濟、社會の面で各々封鎖的な組織の上に獨立していた豪族達は、英國インド政府の膨大な組織の中に分子化することによつて、獨立と内戦によつて確立された機能を失つてしまつたのである。ケララ地方の永續的な平和は特に武士階級ナヤールにとって深刻な經濟、社會問題を生み出した。平和はナヤール男子に生きる目的を失わせ、下層ナヤールにとつては世祿を失わせ、多くの武士が失業し、方向を失つたエネルギーは更に年々の人口増加を加えて、ナヤール・カーストに重大な社會問題として壓力を加えたのである。こうした壓力は實際問題として、ナヤールの各タロワードに内在し、時と共に雪ダルマ式のふくらみを呈しながら、遂にタロワードの崩壊をさけがたいものにしてしまつたのである。

大家族制、即ち同一屋根の許に一定の人間が共同生活をし、財産を共有にするというナヤールのタロワード組織は、人口の急激な増加には實際生活において忽ち深刻な問題となると共に、農耕經濟、即ち一定の土地の生産にその經濟が立脚しているので、家族員を收容しきれないということばかりでなく、農地の不足といつた様な經濟的破綻にも直面しなければならなかつた。こうした意味で英國統治による政治、經濟組織の變化は全ケララの人口の中、ナヤール・カーストに最も風當りがひどかつたのである。例えばナンブドリ・ブラー・マン達は長子相續と次、三男の不婚制

の爲、家族員は殆ど變化しなかつたし、ナヤールの下の膨大なヒンドウ教徒達は大家族制ではなかつたし、又クリスチヤン、マホメット教徒達は商業に從事していたため新しい變化に對してはるかに順應力があつた。

皮肉にも、その經濟的繁榮と社會的優越を長いケララの歴史の上に保つて來たナヤールはここに没落、崩壊を餘儀なくされるに到つたのである。ナヤール・カーストの社會組織が他のカーストのそれに比して、急速に崩壊して行つた原因是、それが母系制であつたことと、そして又大家族制であつたことで、この兩者の結合は經濟變化（特に近代化）にあたつて、最も弱い社會組織と云わなければならぬ。例えばアッサムのカシ族の様に母系制ではあるが、それが大家族制でなく、小家族（nuclear family）を單位としたものであつたら、この様な激しい變動にもつと耐え得たであろうし、又ナンブドリ・ブライマンやその他のインド上層カーストの如く、父系の大家族制であつたら、全インドで現在行われつつある様に、その崩壊への道はもつと長いものであつたろうし、そのテンポは抵抗を含むゆるやかなものであつたろう。ここにナヤール母系大家族制といふものが、特殊な母系制であり、又特殊な大家族制であつたことが強調される。

全ヶララに分布するナヤール母系大家族制は地域的に、それぞれの諸條件による差のために、過去百五十年間の崩壊の過程とその仕方には多少の差はあるが、早かれ遲かれ、同様の方向に進んで來たのである。先ず人口增加によつて收容しきれないタロワドの内部には家長カラナヴァンに對する不平が日々醸し出され、タロワドの細分化、即ちタワリ毎による居住を餘儀なくし、近代教育、西洋思想の移入は家長的獨裁に對して、銳い批判と對決を始めると共に、夫婦を中心とした小家族のあり方を個人に認識させる様になつた。又こうして確立され始めた個人主義、近代的自我は當時増加しつつあつた個人收入（近代教育を受けたナヤールの多くは政府の役人としての道が開けていた）に支持されて、

その主張を満足させる機会をもつたのである。

この様なあらゆる新しい要素は年と共に激しくなり、累積され、一途に母系大家族制崩壊への道の巨大なエネルギーとなつたのである。かくして遂にトラヴァンコールの一九二五年の改正法 (Nayar Regulation II) は、タロワード財産の個人単位による分割を決定し、ここにナヤール母系大家族制は終熄するに到つたのである。この一九二五年のトラヴァンコールの決定はケララの他の地方をも大いに刺戟し、一九三三年、マラバールでは同じく改正法 (Malabar Marumakkathayam Act of 1933) が通過し、この兩者の線にならつて、全ケララでは次第にタロワードは分解し、私が調査した一九五六年には殆ど全ケララにわたつて母系大家族制は終熄していたのである。一九五六年の春には北マラバールの Cannanore にある由緒ある土豪のタロワードが分割を終り、カリカットの Zomonin の一族は一百人の成員を容したタロワードで、そのカラナヴァンはさじを投げ、財産の分割を政府に委託し、決定を持つのみであつた。この様に、殆どが既に分割を終つていたのであつて、大きなタロワードを訪ると、大抵、五、六人の小家族が分割された小さな土地を持つて、淋しく、がらんとした古い建物の中に住んでいるのが常であつた。タロワードの財産分割をすませた多くのナヤール達は夫々官廳、學校、會社などにサラリーマンとして收入の道を持ち、トリヴァンドラム、コーチン、カリカットなどの都會に住み、近代的な家を建てて、私達の家族と同じ様な生活をしてゐる。

さて、母系大家族制から夫婦單位の小家族に移行する迄のナヤールの來た道、その苦惱は全く想像に絶するものである。今残された膨大な資料（政府、裁判所、その他に殘る記録）の山をときほぐしながら、又實態調査によつて過去五十年程の崩壊の歴史を復元して、その後を調べ、その過程を明らかにしてみよう。

タロワード財産の分割に關する一番古い法廷の記錄は、一八一〇年の西區、地方裁判所の見解で、それによると、

「母系家族成員の個人の財産の分け前は、その個人による負債の返却などのために賣ることが出来る。もし財産分割をする場合は、個人單位ではなく、タワリ單位にしなければならない。カラナヴァンはその場合、他の成員と同じ分け前を持つべきで、他の成員より多くることは許されない。」

とあり、タロワード財産をタワリによつて分割することを是認しており、又タロワードの財産に對して個人の分け前に對する權限を認めてゐる。これは從來の傳統的なタロワードの原理に反するものであり、當時既に多くのタロワードがこうしたことを是認する程の狀態にあつたことを推察させるものであると共に、新しく司法權を持つた英國政府側が、土着の慣習法に對して明確な理解とその對策を持つ迄になつてゐなかつたことが伺われる。このことはその後の一連の法廷の態度にもよく表れてゐる。一八一三年には前と同じ地方裁判所が分割申請の請願を却下したこと。同年 Tellicherry の區裁判所では分割申請に對して一度承認されたものが、地方裁判所 (Sudder Court) において却下される (Sudder Decisions, 1857, p. 120)。こうした分割申請は全ケララにおいてまだ幾つか提出されたものと思われ、その結果、一八一四年には慣習法であつたタロワード財産不分割が始めて成文化された。この成文化を中心として英國はその統治に當つて、土着の慣習法尊重の態度に出でることは注目すべきことである。

しかし、この成文化にも拘らず、十九世紀前半においては、タロワード分割のケースが相當あり、各地方裁判所の判決は、分割を承認している場合も多く、法廷の態度は相當現状を斟酌したものであつた。その代表的な例として次のようなケースを擧げることが出来る。一八五五年 Tellicherry の法廷で Mr. Chatfield はタロワード財産分割申請を承認し、成員の同意による財産分割は當然なるべきであると意見を加えらる (Zillah Decisions Jan. 1857, p. 15)。一八

五六六年にはカリカットの副判事 Mr. Cook は、「この地方の慣習として、タロワド全成員が承知し、同意し、對價を有する場合の財産分割は必要である」と意見してくる (*Zillah Decisions, Calicut 1856*, p. 19)。

しかしこうした地方裁判所の分割承認の傾向に對して、マドラス高等裁判所の態度はそれに反省をうながすものであつた。即ち一八六〇年にタロワド分割の一ケースに當つた高等裁判所の判事 Mr. Holloway は、「一八一四年以來、高等裁判所によつてきめられた不分割の成文法があるにも拘らず、地方裁判所などにおいて分割を承認したということは全く殘念なことであり、又それは過去における同僚の權利であつたが、土地の慣習法を無視して外國の法のまぜものを用ひて、局部的な決定を出すなど、一旦きめられた法にもとり法の終始一貫性を缺いたことはなげかわしいことである。」といつてゐる。この様に當時高等裁判所では一八一四年に慣習法を成文化し不分割をうたつたのに、この半世紀の間、澤山の分割に關する請願を受け、地方裁において高等裁判所の法令にもとる様な判決を出したので、ここで又高等裁は傳統的な母系大家族制の法を固守する強い態度に出たのである。しかし考へるに、それ迄、即ち一八一〇一—一八六〇迄、分割問題はそれ程重大なものと意識されていなかつたに違ひなく、又こうした高等裁判所の特殊な強調は分割問題が一八六〇年頃に到つて社會的な相當な擴りを持ち出し、大きな問題となつて來たことを裏書きしているのではないかろうか。このことはマラバールにおいてのみでなく、トラヴァンコールにおいても、一八六五年迄は分割許可の判決が度々なされていたのである (*R. M. C. Appendix IX*) が、それ以後、法廷はマドラス高等裁判所の處置と同様に、トラヴァンコール高等裁判所を中心に強い不分割の態度をとり出したのである。

ここで問題とすべき點は、タロワドの分割、派生は何も十九世紀になつて始めて出來た新現象ではないのであつて、過去千年以上の長い間には必ず、時々タロワドの分裂、派生があつたに相違ないのである。何百年もの間、一つのタ

タロワードがそのまま一つで、一人の女から派生した全員の生存メンバーを含んで來たということは先ず考えられないことである。タロワードは同一建物（厳密には同一園内の建物）に居住し、財産を共有する共同體であるから、長い人間の生活史上、必ず收容人員を超過したり、又さまざまな理由で新しくタロワードが派生したり、タロワードが分裂するところが考へられる。そのことはナヤール達の用語 *Mudal Sambantham* や *Pula Sambantham* というカテゴリーによつても伺えることで、前者は財産共有の協同體、即ち現實的にタロワードを意味し、後者は道徳的な協同體、即ちタロワードを異にするが *exogamous* な協同體を表わすので、その成員はタロワードを異にしても遠い祖先を同じくするのであつて、こうした一つの協同體を形成する異つたタロワードの成員間では結婚關係を決して結ばず一般のタロワード關係から區別されて一つのカテゴリーを形成する。これは明らかに長い過去に何らかの原因で同一タロワードが分枝した證據である。

又 Mayne もその著 *Hindu Law* (pp. 302-303) において、「マラバール及びカナラ地方では、現在タロワード分割の權利は存在してしない。或る場合には、家族が非常に大きくなつて、財産（即ち大抵の場合土地であるが）をじろじろな地方に持ち、大家族はその成員中、特に近い血縁集團毎に分れ、一つづつが立派なタロワードを形成し、遂には土地も各々の地に分れて持つ様になる。勿論これは全成員の同意の許になされなければいけなく、反対者が一人でもあつても分裂を強いることは出來ない。」といつてゐるし、さきにあげたタロワード財産不分割の法令を強調した Mr. Halloway も、「同じ名を持つ澤山の家があるが、それらは既に財産を別個にしてゐる現状で、そうした意味で分割は必須である。」とさう意見を既成事實を前にして述べてゐる。一八七八年には高等裁判所は四十年に涉る別居生活をしてゐるタロワードに對して、分割を承認する判決を出している。又一八七九年には時の裁判官 Mr. Wigram は、二世代

即ち六十年に涉る別居は分割の條件として充分だし、一世代、三十年のものでも充分であるという意見を出している。この様に、農耕經濟に立脚した富裕な大家族の自然の傾向として、長い年月の間に分裂、派生がなされ、又なされつつあることは首肯し得るのである。當時こうした問題に直面した法律家達もそうした現象を認めているにも拘らず、分割問題に強いブレークをかけ、ナヤールにとつて深刻な社會問題として重大な錯亂する社會現象に發展したのは何故だろうか。

當時、政治、經濟の變化による急激な人口増加の壓迫に加えて、平和になつたため、タロワドはもはやその軍事的單位としての機能を失い、共同の敵に對して養われた團結力もその意味をなくし、一寸したタロワド内の紛争も分裂の方向をつくつたものと思われる。從來の長いナヤールの生活史において行われた自然な分裂は、こうした故意な不自然な分裂への傾向に合流したわけで、又その數が多量で急激であつた爲、カースト的な規模において社會不安となり、更にこれが英國統治による成文化によつて、傳統的な慣習法によつて、自然に行われていた分裂の現象をも無視する結果となり、非常に無理な、タロワドにとつて窒息する様な事態を生じさせたのである。自然分裂を無視したタロワド財産不分割の片面的成文化の前にあつて、助長された分裂への傾向は日増にナヤールを苦境に立ち到らせて行つたのである。

タロワド崩壊史を時期的に分けてみると、以上は「第一期」とも呼ばれるものであろう。大體一八一〇年から、一八六〇年代に當り、この時代は崩壊への萌芽が次第に成長して、漸くそれが明瞭な一般的動向となり、それに對して法廷はタロワド不分割を強調し、それによつて崩壊へのエネルギーは鬱積し、分割問題をめぐつて訴訟は法廷に山積される様になつたのである。

じうした現状にあつて、ナヤール達は漸くその重大性を認識する様になり、法の改正を叫び出し、それが大きな運動に發展し、遂にマラバールにおいては一八九一年 Malabar Marriage Commission、マラバールにおいては一九〇八年 Marumakkathayam Committee が結成され、法改正をめざして、大規模な輿論調査がなされたのである。この大體十九世紀後半から二十世紀の初迄が「第一期」となり、最もナヤール達が苦難の道を歩んだ時代で、崩壊のプロセスにおけるタライタスともいべき時代である。

第一期はナヤールが人間として、個人として、觀念や意識の上で近代的な成長期にあつたのであり、タロワドに内在した諸問題は近代的な考え方によれば、分析されて、その矛盾の全貌を次第に露呈して來たのである。それはこの時代に到つて始めて「個人」という単位が出現したことである。第一期の問題はタロワドの大から小への分裂という一元的な問題であつたのが、この第二期に入つて、「個人」を少くとも考慮に入れることが出て來たのである。これに關した最初の記録は、一八六五年、トラヴァンコールにおける有名な政治家であり、マヘラージャの相談役であった Sir T. Madava Row の、カラナヴァンの獨裁からナヤール達を自由にする爲には、個人単位によるタロワド財産の分割を法によつて制定すべきであるという案である (Sir T. Madava Row's Administration Report of Travancore for 1040 (1865) pp. 1-2)^o。これは後に一八九一年の Malabar Marriage Commission や一九〇八年の Marumakkathayam Committee の人々によつて強く出される様になつた見解であるが、四十年の前じみした意見を出したのは卓見であり、又よく情勢を洞察してしたものと思われる。一八六五年といえばトラヴァンコール全州において、ナヤールの大學生は唯一人であつた。現在、全インドにおいて最も高い大學出のペーセンテージを持つこの地方では、この一八六五年をはじめとして、以來急激に大學出が増加したのである。かくして一八九一年、一九〇八年頃には法

改正の運動をおし進める識者の層が出来上つてゐたのである。一八九一年の *Report of Malabar Marriage Commission* 及び一九〇八年の *Report of Marmakkathayam Committee* は第一期の分析の重大な、そして多量の資料を提供している。以上この兩リポートを主として考察を進める。マラバールとトラヴァンコールでは多少、そのプロセスを異にしており、違つたアспектがその崩壊過程に見られるし、こうした運動によつて出来た法令も少し色が違い、年も違うので、夫々別個に分析することにする。從つて、説明の年代は前後するが、二つの變容過程を比較することによつて、一層問題の内面に多角的にメスを入れることにする。

I 北マラバールを中心とした考察

R. M. M. C. には當時の状態を次の様に記している。⁽³³⁾

「法廷は我々に、タロワドは永續性(不分解性)の單位である、即ちその財産の分割は不可能で、全成員は共に住まなくてはならない、という制度を強要してゐるが、現實問題は一體どうだらう。我々の被調査者の一人 Mr. Kamaran が云つてゐる様に、現状はタロワド内において口論、喧嘩のない日は一日としてないのであつて、タロワドはその崩壊を今や必須としている。人口増加によつて收容人員を超過したタロワドは全く生活不可能となり、次の段階としてタロワドはタワリ毎に分裂する。こうした傾向を助長する條件として、次の様な問題がある。普通タロワドの所有地(或は管理地)は一定の地區、即ちタロワドのある地を中心として、集中してゐるのではなく、多くの場合タロワドから相當遠く、それもあちこちに分散してゐる。こうした場合、夫々の地に倉庫 Kalams (筆者註、穀物を貯蔵すると共に

管理者やその家族が居住するように出来た臨時の家)を建て、カラナヴァンは自分の代理者として主なアナンダラヴァンを任命し、管理に當らせる。夫々の収穫は夫々の倉庫におさめる習慣になつてゐる。こうした習慣はタロワードが満員になつてしまつた場合、その管理者は少しでもタロワードにスペースをあける爲、彼のタワリの男女成員をこの倉庫に移してしまふ。勿論こうした倉庫の管理はタロワードのカラナヴァンとよく連絡し、相談の上でなされるが、夫々のタワリは夫々の土地の収穫で独立の生計を營み、年月がたつ中にカラナヴァンの居るタロワード、その他のタワリからすつかり独立した經濟生活をする様になる。夫々のタワリは年と共に状態が變化して行くわけで、或るタワリではその土地に比して人口が増加し、生活が困難となり、或るタワリは家族員が少くなつて、或はそれ程ふえなくて、豊かな生活をする。そこで惡條件におかれタワリはカラナヴァンに土地の配分をもう一度やりなおして欲しいと迫る(タロワードの財産は共有であるという原則によつて)。しかしこうした場合、殆どうまく行かないのが常であつて、こうしたことがタロワード内の大きな紛争の原因となる。」

一旦、居住地を別個にしたタロワードは一人のカラナヴァンによつては命令が中々徹底しない。又タロワードの土地は一定しており、タロワード全人口が増加しているので多くの場合、いづれのタワリも多かれ、少なかれ、土地が足らないのであるから問題はむづかしくなる。

同じ一つのタロワード(建物)において、適當な家族數を容してゐる場合に徹底したカラナヴァンの命令、責任、タロワード各成員への平等な配慮も定員を超過して膨大になつたタロワード、更に居住を分散させたタロワードでは、中々行われ難くなる。どうしても自己に直接つながる血縁を持つ家族、自分の弟達、姉妹及びその子孫達、特に他のタワリが別居している様な場合、毎日生活を共にする家族員には他の成員より深い愛情が湧き、配慮が特別になるのが自然

であつて、財産の運営においても、彼ら、即ち自分のタワリにより有利にする。例えばこれも新しい現象だが、タロワドの男子に近代教育の授ける。特にナヤールに多い、英國はじめヨーロッパへの留学といふ場合には、同じ様な才能と條件を持つ男子があれば、必ず自分のタワリ、特に直接の甥をやる。昔の傳統的な教育ならばブライマンをタロワドに招き、タロワド成員が一様にその教を乞うたわけだが、外國留學ということになると、多大の出費を豫定するわけで、共有財産であるタロワドの財産を特定の者にさく結果となり、他のアナンダラヴァン達からカラナヴァンはその不公平を指摘され、共通の長としての信頼を裏切り、タロワド内の紛争を起す一因となる。この教育費の問題は一例に過ぎないが、似た様な事件が多くあるわけで、カラナヴァンとアナンダラヴァン、各タワリ間の不和となつて、タロワド協同體にとつて致命的な大問題となつてくるのである。

こうした事態は當時の調査對象となつた人々のカラナヴァンへの非難の聲として、報告に數多く收録されている。これから見ると、當時、マラバールにおける主なタロワドの殆どではカラナヴァンとアナンダラヴァンの間はまさに嫌惡、不和、紛争の状態であつた。或る者はカラナヴァンはアナンダラヴァンが成長し、結婚すると何らの經濟的援助をしない爲に、こうしたアナンダラヴァンはタロワドの仕事を拒絶している、とか、カラナヴァンはタロワドの財産を私用の目的に勝手に消費してしまうので、アナンダラヴァンはカラナヴァンに對して、つとめを怠り、彼の命令に従うことなく、又タロワドの爲に働くといふ氣持はない、など。ここに到つて、タロワドの生命である「家長的指導と服從」は失われ、カラナヴァンもアナンダラヴァンもタロワドを忘れ、個人主義やエゴイズムが惡條件を糧として成長して來たのである。このカラナヴァンに對する不満は前のカラナヴァンが亡くなつて、次のカラナヴァンが他のタワリから出た場合、新しいカラナヴァンは前任者に對する復讐の如く、今度は自分のタワリに有利に他のタワリ

の成員を無視してタロワドの財産を運営しようとする。この様に家長權の濫用は惡順環を極めるのである。

當時こうしたタロワドの危機は、日々増加するアナンダラヴァン達の告訴にもよく表れ、高等裁判所においても、タロワドのタワリ毎の分裂は不可避であるという強い意見も出る様になつてゐた。即ち、「他の地方と同様、マラバールにおいてはタロワド不分割は今や非常に困難な現實に直面している。家庭員は膨大となり、多くのタワリに分裂し、實際には新しい家族集團がそこから生れてゐるのだが、彼らは單にタロワドの成員として、タロワドに名義的な關係を持つでいるにすぎず、實質的にはもはや、タロワドの成員を構成していない。ただいくつかの家が同じタロワドの名を持つでいるが、タロワド全體として各成員が自由に同じ權利、義務で融合してゐるのではない。ここにタロワド分裂を結論とする強い可能性をもつ根據がある。」(Madras High Court Report. 411) と報告してゐる。

以上はタロワドの崩壊過程におけるタロワド内部から形成された崩壊への原因であるが、これに少しおくれて、或は平行して、更にこの分裂、崩壊の道を急がせる大きな原因是タロワドの外部からの條件、即ち妻子を自分のタロワドに居住させるところ、avunculocal (伯父方居住制) の慣習である。

カラナヴァンがその妻子を自分のタロワド (正確には自分の部屋) に同居させたという習慣は、既に前章で述べた如く、母系大家族制において相當古くから是認されてゐた習慣と思われるが、これがタロワドの柱がゆらぎ始めると、更にタロワドを頽廢させる温床となつたのである。タロワドの不分割を規定した成文法の前で、實狀は既に述べた如く、現實のタロワドは不和の中にタワリ單位の強い分裂への傾斜を示していくのである。この中につつて、カラナヴァンはアナンダラヴァン達の自分への不信、エゴイズムに對する不満は同居する妻子への思いやりを反動的に強めた。それに平行して先方のカラナヴァンが最早充分な保護を與えなくなつた自分の妻子に對して、責任と保護を與えたい

とじう欲求を生じ、タロワードの財産を妻子の爲に流用するなど、更にアナンダラヴァンの批難を浴びる原因を作つたのである。R. M. M. C. の被調査者の言をかりれば「タロワードの男子は、自分がカラナヴァンとなるや否やいかに妻子に恩恵をほどこすべきかを考え、タロワード成員の利益を無視した行動に出てしまう。」こうした行動はアナンダラヴァンのカラナヴァンに對する絶望を招き、アナンダラヴァン、特に各タワリの長はカラナヴァン同様に妻子を自分のタロワードに同居させ、この傾向は更に他のアナンダラヴァンをして妻子をタロワードに呼びよせる結果を招いた。

こうして、母系による血縁集團であるタロワードはその傳統的な構成の型を破壊して行く。唯でさえ人口過剩の、經濟的に窮迫しているタロワードはこうした豫期しない異分子（妻子達）を包含することによつて、急速度に危機へと追いつてられて行つたのである。この様な各男子成人成員が、結婚後妻子を自分のタロワードに居住させるといふ avuncu-local な習慣は特に北マラバールに顯著で、私が調査した一九五六には人々はこの習慣を傳統的なものとして考え、北マラバールの人々は南マラバールの様に妻訪婚をするのは男子として非常に恥ずべきことだと強調して語るのが常であつた。又こうした傾向は北マラバール程強くはなかつたが、トリヴィアンドラムを中心とする南トラヴァンコールでも妻訪婚は恥しことだといふ見解も少からずあつた（南トラヴァンコールでは北マラバールの様に、タロワードに妻子を呼ぶ avunculocal でなく、夫が獨立の家を建て、そこに妻子を呼ぶ neoloocal なもので、これについては後にくわしく述べる）。

それに反して、南マラバール、コーチン、北トラヴァンコール地方、即ちケララの中心を占める地方では相當最近迄、妻訪婚が行われていた。これはこの地方が特にナムブドリ・ブラー・マンの多い地方で、その地方の上流ナヤールがナムブドリとの結合の線を持つてゐるので、きびしいカーストの線によつて、妻訪婚以外の形式が考えられなかつたと、いう事實にナヤール全體が影響されていたものではないかと思われる。

全ヶララにおいて、法の改正がマラバールで最初に叫ばれ、當時のインテリ・ナヤールの間にあつて運動が組織化され、遂に Malabar Marriage Commission を結成させたエネルギーは、とりもなおさずこの北マラバールを中心とした avunculocal な慣習がタロワードに内在する問題を、更に複雑化し、矛盾を重ねて行つた結果に他ならぬ。

ナヤール・マルマカタヤムの原則として、タロワードは厳格な母系による血縁集團であり、その財産はタロワード成員のみに消費をすべきものである。然るに前記の如く、タロワード外の外來のメンバーもタロワードに居住することによつて、同じ臺所で、同じ釜の飯を食べるわけで、タロワード成員のみに消費されるべきタロワードの財産は、他のメンバーによつて相當消費されることになる。かくして母系のタロワードは變容して、一見、父系大家族制に似た様相を呈する。

男子成員の妻子が加わる代りに、タロワードの女子成員が結婚と共に夫のタロワードに居住するから、數學的には絶対成員メンバーは餘り變化しない様であるが、一旦結婚した女子は、母系制であるから妻として夫のタロワードに永住するわけではなく、夫の死亡と共に居住権を奪われ、もとの自分のタロワードに子供を連れて歸らなければならぬ。夫の死亡のみでなく、夫、或は夫のタロワード成員との不和、又離婚によつても同様な現象になる。従つてこの様な女性成員、及びその子供達がタロワード間で常に流動人口となり、社會的、心理的不安定を醸造し、やがてタロワードの不可避的崩壊の要因となる。タロワードには結婚が不成功に終つた女性、未婚の女性、即ち傳統的なタロワード成員としての女性と、外來の妻として來た女性との間には、常に紛争、不和がたえない。それはマルマカタヤムの法に従つて、男子成員は彼のタロワードの女子成員（姉、妹、母、その姉妹、姪等々）を養い保護するのがつとめであるのに、どうしても生活を共にしてゐる妻子への愛情が深くなり、關心が姉妹達から應々にして妻子に移り勝ちとなる。こうした妻對姉妹の不和は北マラバールでは殊に汚名高いもので、その嫉妬、紛争は丁度我國或は他のインドにおける嫁と姑の問題

に比すことが出来る。

この様に心理的、道徳的、經濟的にタロワドをむしばみ始めた顯著な傾向は、實際問題として、各タロワドを變容し、相反する二つの志向（傳統的な母系グループと、新しい夫婦を中心とするグループの）を含む、極めて不安定な協同體を成長させて行つたのだが、この新しい現象は法的には何らの裏付けを持たないものであつて、この協同體タロワドの長、カラナヴァンは自分の妻子、アナンダラヴァンの妻子に對して、何らの責任、扶養、後見の義務はない。妻子達はあく迄その生れたタロワドのカラナヴァンの保護下にあるわけである。生活を共にする夫は彼女方に對して、何らの權利も義務もないのである。

こうした母系大家族制の崩壊期、そして新しい夫婦中心の家族が出來上る前夜のマラバールのナヤール達は、實に不満な不安定な人生航路を歩まなければならなかつた。共に居住する父は彼にとつて外の者であり、法的に彼の扶養者でも後見人でもなく、母はその家の主婦ではなく、單にカラナヴァンの依存者の一人に過ぎない。古い法と新しい道徳觀念のくい違ひ、古い制度の中での新しい慣習、人間關係の變化といつた様な、さまざまの矛盾が渦巻く中でナヤール達は新しい政治、經濟制度の變化に支えられて、少しでも合理的な解決の道を見付けようとした。それはアンシャン・レジームを根底から打破するというラディカルなものではないが、そのアンシャン・レジームの中で、一部分の制度を變更することであつた。即ち結婚登録制による夫婦を中心とした家族の制度化、それに伴つて個人によつて蓄積された財産を妻子に相續させること、父權の確立であつた。この目的によつて法改正の爲に他でもない Malabar Marriage Commission が出來、マラバール全土にわたつて大規模な輿論調査が行われたのである。この報告によると、當時、既に多くの者がその教育をカラナヴァンでなく、父によつて授けられていたという。カラナヴァンは

タロワード財産を自分のタロワードの男子、又自分の息子の教育に使い、カラナヴァンから遠いタワリの男子はカラナヴァンにその教育費を仰ぐことは不可能となりつた。法的には何らの扶養、後見の責任もない父が、個人所得を持つてゐる場合、又彼がカラナヴァンであれば、例外なく教育費は父によつて出費された。父がアナンダラヴァンである場合、その個人收入はタロワードの爲には消費されることなく、妻子の爲に消費することを自ら進んでしたわけで、カラナヴァンへの不満と失望は父への期待となり、妻子への愛情となりここに新しい人間關係、父と息子、娘、夫と妻が生れ、それが強い愛情をもつて結びつけられ、この關係は實際の日常生活、新しい道徳觀念、經濟によつて強く支えられた。こうした現状は新しい法改正を今やおそとしと待つばかりであつた。

この輿論調査はタロワード分割や結婚法規に關する諸條項を項目別に書類とし、各タロワードに分布し、又主なタロワドの代表者、インテリ層に詳しい意見を求めてなされた。各タロワードの代表者一二一人の被調査者の、個人によつて蓄積された財産の相續法に關する意見の統計をここに紹介する。一二一人中、

一〇人——現法のまま、即ち遺言のない場合には、個人によつて出來た財産はタロワードのものとなる、といふことに賛成、

三一人——タロワードと妻子に分割すべきである、

四一人——タロワードにやらず、全部妻子にやるべきだ、

二三人——妻子とタワリで分割する、

二人——タワリのみに行く、

七人——タロワード、タワリ、子供で分ける、

過半數は個人の財産をタロワードにやることに反対している。又質問表を送つて、それに答えた二二二一一名中、一〇五名は全部、妻子にやることに賛成している。

結婚登録に關しては、さきの一二一一名中、七九名が賛成し、その中で四名は義務的登録を希望し、二名は義務登録でなければ賛成としている。後者の二二二一一名中一七八名は結婚登録に賛成している。兩者とも賛成は過半數を占めている。

こうした結果を更によく理解する爲に、被調査者の一人である Mr. Rozario (High Court Vakil and for many years Leader of the Tellichev Bar) の意見を紹介する。「北マラバールの大多數の者は、結婚を法によつて規定することを欲しない。彼らは、既に法的な結婚をしてると信じてゐるからである」。従つて結婚登録に賛成していない者達は、それに反対であるといふのではなく、既に自分達が傳統的な結婚を立派に法的なものと信じてゐるから、今更何も登録するという必要を認めないと云ふに過ぎない。結婚關係の重要性は充分認めてゐるわけである。又同氏は個人財産の相續について、「殆ど全部の教育を受けた母系制のヒンドゥ教徒は、個人財産を妻子にやることを欲してゐる。しかし、私は教育を受けてない大多數の者がこれと同じ意見であるとは思わない（註、彼らの多くは個人所得がない）。すでに多くの者は生存中、個人所得があれば、それを一緒に住む妻子にギフトとしてやつてゐるので、實際、提起された法の變更はたゞして現状に大きな變化をもたらすものではない。私は又二〇人から二十五人の教育を受けないが個人所得を有し、それによつて妻子と共に生活してゐる者と話したが、大部分の者は、個人所得をタロワードにいれていない。個人所得の一部を、妻子の他に、タロワードに、或はタロワードの誰かにやつてゐる者は、彼の姉妹、姪などが貧乏である場合に限られている。私は又大多數の者が何らかの法的な結婚に賛成であるということを確

信した。又マラバール各地の人々と提案された法規について話したが、マルマカタヤムの法自體の變更ということが教育を受けた者の間に強く叫ばれつつあることを知つた。」と述べている。⁽³³⁾

これにより、個人所得を妻子へ相続させよという強い意見は、その大多數が個人所得を持つインテリ層を代表しており、妻子へはやらず、タロワドないしタワリにやるという意見は個人所得のない者達の考え方を反映していると思われ、この贊否が單なる考え方の問題の相違でなく、當時の各ナヤールの經濟状態を反映しているものと言えよう。さきにあげた統計と比例して、報告書には數多くの意見がのせられているが、この輿論調査によつて集められた資料によると——どちらかといえばインテリを中心とした意見になるのだが——結論として大多數の者は結婚法規の制定、妻子に有利な様に相續法の修正、又はそのいざれをも望んでいることになる。この結果は Commission の委員達が出した線——結婚登録、個人財産の妻子への相續——を少し後退するものであつた。現状は委員達の提案を志向しながらも、條件付きで賛成するといふどちらかといえど保守的なものであつた。この調査の結果、委員達にとつて最も不合理だと思われたのは、この條件付きの賛成である。例えば個人財産を妻子にやるけど、半分をタロワド、或はタワリにやるといふ様な。こうしたケースに對して、委員は大部分の場合、個人財産は家（建物）とそれに附隨する庭園（Paramba）で、そうしたものは故人がかつて妻子と共に住んだ所で、それをタロワドと妻子とで分割するといふことは實際問題として困難なことで、多くの場合、訴訟なしには解決しないのが常であり、その結果應々にして、その家から妻子を追い出してしまうことになる。こうしたことを考慮にいれて、委員達は個人財産は遺族（即ち妻子）にやるべきであるとし、その爲に結婚登録の必要を主張した。もし結婚が法的に登録されていれば、妻子に對する夫の責任が明らかに認められ、法は現状に公平な判決を下すことが出来ると主張した。

この様な強い法改正の意見に對し、Malabar Marriage Commission のブージドントと有力者の Rama Varma Tamburam はどしまでも個人財産の半分を妻子にやるべきだとどう意見で、前者は、それを前提とするが、生存中に妻子にやつた財産はすべてそのまま妻子にギフトとして屬すとし、又後者はタロワドにやる半分は故人の葬儀の爲で、葬儀は甥によつてなさるべきとどうマルマカタヤムの義務を果すべきだとどう意見を出してくる。こうした強い意見と多數の保守的な立場の人々の意見を含めて Commission は最後の線、個人財産の處分は遺言によつて效力を持つ、とこう結論を出したのである。

とにかく、この様に大勢は夫婦を中心とする家族のあり方を肯定し、それ程積極的ではないにしても母系大家族制の崩壊の要因を知らず知らずの中に大きく形成して行つたのであるが、法改正という新しい運動に對して反対者も相當あつたわけで、そうした人々の存在も報告の中に見えてくる。反対者の多くは古くからの支配層である土豪、大土地所有者など、即ち上流のタロワドに屬する人々であつた。こうしたタロワドの多くは非常に富んでいて、人口の急激な増加にも持ちこたえる程の経済力を有し、特に古來の傳統がこうしたタロワドには強く生きていたことである。その反対理由の第一にあげられるのは、甥が伯父、特にカラナヴァンの葬儀をとり行うべきであり、彼が財産相続の代表者であるべきとこう、動かすことの出來ない、聖なる Sri Parasu Ramaに基いた傳統を破ることは出來ないとこう宗教的な理由に基いてゐる。第二の理由として、大きなタロワドは分裂、財産分割によつて、夫々の經濟的、社會的背景が小さくなり、傳統的に保つて來た社會における威信、家の誇を失うこと恐れてゐるものとの様である。又第三の理由として、これは反対者の全部に適應することではないが、特に南マラバールの上流のタロワドの多くはナムブドリ・ブーラーマンを夫として迎える風習が強く、登録結婚に關して強いナムブドリ側の反対を反映してゐるもの

と思われる。

反対者でもなく、賛成者でもないものの中には、北マラバールの上流ナヤール達が多く、彼らは、現法下において、既に多くの者が息子に財産をやつしていくので、今とりたてて、法の變更の必要性を主張していない。タロワドの相當な變容、道徳觀念の變更を認めながらも、しさアンシャン・レジームに訣別、否そこまで行かなくとも、一部の法的な改正といふことになると、一般情勢は相當保守的であつた。こうした保守的な傾向は經濟的に豊な上流と教育を受けていない下層の大多數で、量の上でも相當な重さを持つていた。中流タロワドでも不和が生じない限り、餘程ラディカルな思想を持つ者を除いて保守的であつた。

どちらかといえば、少數の進歩的なインテリを中心として進められて來た夫婦單位の家族を前提とする法改正の運動は保守的な勢力によつて、ブレーキをかけられながらも、時の動きは彼らの論理の正當さを日々證する様に、澤山の、個人によつて蓄積された財産相續に関する訴訟、不満が法廷に山積されて行き、遂に一八九六年、Malabar Marriage Act が誕生した。これによりマラバールのナヤールは結婚を登録することが許され、そうした者は妻子扶養の法的義務を負い、もし遺言なしに亡くなつた場合、彼の生存中、蓄積された個人財産はタロワドではなく、妻子に等分に相續されることとなつた。又その一二三條によりタロワド財産は分割出來ないが、父より相續した故人の財産も彼の妻子に等分に分配、相續されることが出来るのである。以來この法令に規定されていないケースについてもその後、法廷の決定は明かにこうした方向になされている。

しかし、この改正法は新しくもり上つて來た要望に或程度満足を與えたとはいえ、ナヤール社會は一層不安定な事態となつたのである。即ち個人はタロワドの共有財産を持つと共に、父から小さな家とか、動産を相續し個人財産を

所有するわけで、現實の問題として、その行使は様々な複雑な問題を惹起したのである。その意味で一八九一年頃大問題として取上げられていたタロワドからタワリへの分割ということは、たとえ、それがなされても共有財産對個人財産の問題は何ら解決出来ないわけで意味をなさなくなつてしまつたわけである。事態はナヤール達が考えていた以上に進んでいたのであり、後にトラヴァンコールの場合でもそうであつたが、タワリ毎によるタロワドの分割はも早時代おくれとして、實現する前に葬られてしまい、一八九六年でその制度を法的に認められた夫婦を中心とした家族は一九三三年の Malabar Marumakkathayam Act により、タロワドの財産が個人単位で分割されることに決定することによつて、始めて古じ皮——タロワド——を脱き、アンシャン・レジームに訣別したのである。

II トラヴァンコールの場合

マラバール、特に北マラバールとは多少條件、慣習を異にしたトラヴァンコールのナヤール母系大家族制の崩壊の歴史は、その過程において、又その速度においてマラバールとは多少異つた様相を呈した。マラバールでは個人所得、個人によつて蓄積された財産の處置について大變な問題をまき起したが、一方、トラヴァンコールにおいてはこの問題はその崩壊史の初期においては、妻子への相續という線と必しも結びつかなかつた。全インドにおいて近代的教育を最初に、又最も獎勵したマハーラージャの許にあつて、トラヴァンコールでは既に十九世紀後半にはその近代教育により個人收入を得る者が相當出て來ていた。この新しく出來た個人財産の處理について、最初に問題が提出されたのは一八八九年で、これに對して、トラヴァンコールの法廷では、「個人による收入はすべてタロワドの財産とするこ

と」と決定した。しかし當時この見解は一般の考えに非常に逆流したものであると、つけ加えられている。即ち、一般ナヤールの意見としては、タロワドではなく、その故人のタワリに收むべきものである、というのである。この潮流に反した決定は、十年後の一八九九年に Wills Regulation (IV of 1074) として修正されるに至つた。即ち、遺言によつて、個人財産の半分迄をタワリにやることが許された。これには決して半分以上の遺言をしないという適用制限がつけられている。これがトラヴァンコールにおいて伝統的なナヤール・マルマカタヤムの慣習法に始めて法的に修正が加えられたものである。しかしながらタラバールでは、既にこの三年前には、Malabar Marriage Act of 1896 が通過し、個人の財産は妻子に相続さるべきことがきまつたのであつて、この點、トラヴァンコールのナヤールはその法改正において當時マラバールに比して非常におくれている。妻子などといふ新しい要素はおろか、まだタロワドかタワリかという段階であつた。

一九〇七年に到つて、始めてタロワド分割、個人所得の處置について法改正の運動が組織化され、タワリ単位によるタロワド財産の分割、個人所得をタワリにおさめることについて満足すべき結論を出す爲、コミッショニを任命すべくメモリアルが政府に提出された。⁽³⁴⁾ そうした運動の影響と現状をくんで、同年、トラヴァンコールの高等裁判所において、「個人の蓄積による財産は、その死後、故人のタワリに歸すこと、彼のタワリの生存者がいない場合、その次の一番近い關係にあるタワリに歸すること」という改正法が通過した。タロワドの財産をタワリに分割する迄には行かなかつたが、個人財産の處分についてはタワリが単位となり、一八九九年以來の傾向が相當強くなつて来て、八年後、こうしたステップがふまれたわけである。

進歩的なナヤール達はこの改正法にも満足出来ず、翌一八〇八年、再び實狀を調査して、法の改正を目的をするた

め、コミニシヨンを任命する様メモリアルをトラヴァンコール政府に提出した。⁽³⁵⁾ その内容は次の如くである。

「原則として、タロワードの成員は一緒に居住し、カラナヴァンが財産所有權を代行し、全財産の管理運營に當る。しかし現狀は、遠い血縁關係にある成員はそれぞれタワリ毎に別個の家に住み、タロワードはもはや、その成員全員を含む協同體ではない。それぞれのタワリは別々の財產を持ち、管理に當つてゐる。こうしたタワリはそれぞれ實質的に別個のものであるにも拘らず、法的には、タロワード成員として各人に權利と義務を持たせ、各個人はタロワード協同體の一員であるとしている。こうした場合、或るタワリの男子はそのタロワードの最年長者となるとカラナヴァンとして、その權限を法によつてフルに利用し、他のタワリに強用する。この事實は母系家族にとつて、根底のない訴訟を助長し、タロワードを崩壊に招くものである。個人所得を持つ男子の死亡に當つては、常にそのタワリと他のタワリとの間に紛争、訴訟を招いてゐる。」と現狀を述べて、以下四項目にわけて法の變更を申請した。

- 一、遠いタワリによるタロワード財產の分割を許すこと、
- 二、アンダラヴァンの文書による同意なしに、カラナヴァンがタロワード財產を他に譲渡することを禁ずること、
- 三、タロワードの全能力者が揃つて告訴しない限り、いかなる判決もタロワードを拘束することは出來ない、と宣言すること、
- 四、カラナヴァンにタロワードの收入、出費の正確な出納簿をつける義務を強要すること。

かくして、遂に一九〇八年、Marumakkathayam Committee が結成され、一年に涉つてこの線を中心として調査が行われた。これを同じ様な調査 Malabar Marriage Commission と比較すると、タロワードのタワリによる分割を表明したところは同じであるが、後者では結婚登録問題が強く出ていたのに反し、トラヴァンコールではカラナヴァン

の権限を弱めることがそれに代つて主眼になつてゐる。

M. C. (Marumakkayam Committee) の統計によると、一八九七年から一九〇七年に至るタロワド財産のタワリによる分割、分配⁽³⁶⁾の證書の數は次の様になる。

完全な財産分割の證書の數

正式證書による財産分配の數

一八九七年

三〇一

一〇五

一九〇一年

三四二

二八一

一九〇七年

五一六

三八五

タロワド財産不分割という現行法に反してこの様な證書の急激な増加は、分割は必須であるという現状の反映に他ならぬ。

輿論調査による統計によると一般ナヤール六二二五名の中、

四六三（七四%強）

完全な分割を望み、

九四（一六%弱）

條件ずきの分配を望み、

六八（一〇%）

反対及びわからない。

インテリ層の四四七名中、

三四七（七七%）

完全な分割
條件ずきの分配

一一一

反対（註：彼らはタロワド財産分割には反対しているが個人の所得はタワリに歸すべきだという意見である。従つてタワリを單位として或程度考えていいるのである）

ナヤール母系大家族制の崩壊について

兩統計を通じてみると、どちらも八〇ペーセント以上が分割を望んでゐる。その中、完全な分割が壓倒的多數を占めてゐることに注目したい。完全分割を主張する人達は條件づきの分配ということになれば、責任はあく迄、カラナヴァンにあるし、自己の完全な所有とならず、依頼心を強め、自分達の労働によつて、自分達の經濟生活を打ち立てて行こうといふ生産的な意欲をなくし、共產的な考えに結局陥つてしまふと、なまはんかな考え方に対する反対している。

分割がいかに實状に則し、よい結果を持つかといふ論を證明する材料として、M. C. はこの十年間に一二四のタロワドから一二四六に分割されたグループの例をあげてゐる。その中、

一七七 (七・一%)

經濟狀態は前よりよくなつた、

二三三 (一四%)

以前に等し、

二三六 (一四%)

以前に等し、
悪くなつた、

この統計に對して、M. C. は最後の二三六 (一四%) が經濟狀態が悪くなつたといふ理由は、殆どが分裂後のその成員の運營が悪かつたといふことで、もしこれらが以前のタロワドで一緒であつたら、タロワド全體を滅亡に導く要因となつたであろうと述べ、分割を支持する強い意見を出してゐる。

分割反対者の中には、地方裁判所長とか、高等裁判所の判事、大學教授といった様な優秀なインテリも居たのである。彼らの反対する主な理由は次の如くである。

一、威信の失墜、

二、協同關係の消失によつて、グループとして弱くなる、

三、小人數のグループとなる爲、消費が増大し、農業をおろそかにする結果を招く。(R. M. C. 112)

最後の點は後に述べる様に、實際問題としてタロワド分割後、ナヤール全般に擴り、大きな經濟、社會問題となつてナヤール達を苦しめる結果となつた。こうした反對者に對して、多數の分割贊成者は反論してゐるが、その代表として、Mr. K. G. Parameswara Menon (High Court Vakil) の意見をここにあげる。「しかし、何と云つても毎月不和のたえなゞタロワドの現状はどうしても解決の道を見出さなければならぬ。一番よい方法は、必要に應じて、各タワリに分裂の權利を與えることである。そして不和のなし、より小さく協同體を新しく作ることが何よりである。この様に成員を減少して、母系大家族を比較的小さくすることによつて、現状ははじめて打解し得るのである。」(R. M. C. 113)

タロワドの崩壊は今や大きな社會問題として全ナヤール・カーストに浸透してゐたのであり、その理由を質問表によつて回答を得た結果は八九七名中、

七四六名——カラナヴァンとアナンダラヴァンの致命的な不和と、タワリ間の不和、そして訴訟を提起するところのような氣持、四五三名——カラナヴァンとアナンダラヴァンの協同觀念の不足、後者の責任感、積極性のなむ、

一五八名——分割を要求する權利が與えられてないこと、

四〇名——ナヤールの一般經濟狀態が持續的な没落であるところのこと。

などが理由としてあげられてゐる。

以上検討して來たものは、いざれもタロワドのタワリを單位とする分割問題を中心としてゐるが、實際にタワリ——この場合彼らの主張する分割のタワリ——とはどの程度の大きさをさすのであらうか。M. C. の統計によつて、當時（一九〇八年）のタロワド構成員を血縁關係によつて示すと次の様になる。

クロワッセを代表する被調査者の數

	同居	別居	%
一、彼の姉妹とそのタワリ、をふくむ	一九一 (三〇・一)	一三 (一)	一〇五
二、彼の母と彼女の姉妹のタワリをふくむ	一六四 (一六・四)	一一一 (一七・八)	一七五
三、彼の祖母と彼女の姉妹のタワリをふくむ	六一 (九・八)	六七 (一〇・七)	一二八
四、彼の曾祖母と彼女の姉妹のタワリをふくむ	一 (〇・一)	八 (一・一)	九
五、彼の曾々祖母と彼女の姉妹のタワリをふくむ	一一 (〇・三)	一 (〇・一)	一
六、彼の曾々々祖母と彼女の姉妹のタワリをふくむ	一 (〇・一)	—	—
合計	六二一	—	—

以上の如くで、一九〇八年におけるタロワド、母系大家族グループは一、即ち、母とその姉妹の子供達、即ち三四世代にわたる大きさが最も多く、その次が、姉妹とその子供達、二—三世代のグループが多く、その次はずつと少くなつて、祖母とその姉妹の子孫を含むといふ四五世代の関係につながるグループである。タワリによる分割という場合、この一、二、三の三つのタワリのカテゴリーが考えられるが、一、二のケースが壓倒的に多くその中でも一が多く、一の場合は別居の數が多く、即ちの形態を質質的にとつてゐるものであるから、一、即ち姉妹とその子供達という關係が壓倒的に考えられているとしづらることが出来る。

さき程、分割、分配の證書の數が一九〇八年には夫々五一六、三八五、あることを記したが、その中、姉妹とその子らを單位とした分割の證書は夫々、その中の二六八、二七七という數を占め、全體の六〇・一%である。M. C. の委員達も分割は姉妹とその子供達を單位とすべきで、それぞれ孫が出来た時は更に分割をしなおすべきであると云つてゐる。更に分割を要求する権利、時について、M. C. は女子がタワリを形成した時、即ち子供を持つた場

合、又孫を持つた場合に彼女のタワリは分割を要求する権利を持つべきだといつてゐる。この女子が子供を持つた場合、それが既にタワリを形成したことになり、分割を要求することが出来るというのは、その背後に男性のあり方をほのめかすもので、即ち夫と共に居住し、タロワードと別個の生活を持つて居ることが考えられる。又 M. C. の報告によると、子供達へのギフトは分割の證書に比例して毎年増加していく。即ち、

一八九七年

二九三年

一九〇三年

四七三

一九〇七年

六〇一

で、この事實は父と共に居住し、父によつて生活をするケースの増加を裏書きしてゐるものといえよう。獨立生活をする最少の世代數を持つタワリはきつと夫婦を中心とした家庭であつたに相違ない。タロワードの分裂、更にタワリの細分化は夫婦を中心とする新家族の形成へと進んだもので、タワリによる分割という、あいまいな規定は母系の一世代、三世代によるグループ、即ち家族としての最少單位である nuclear family を一つの間にか形成させることになつたのである。

北マラバールではタロワード分割の問題と平行して、或はそれ以上に妻子への個人財産を相續させるという問題が大きく持上つたのであるが、トラヴァンコールではその問題よりも焦點はタロワードの分裂ということであつた。これは北マラバールで妻子を自分のタロワードに呼ぶという習慣が流行していたのに反し、トラヴァンコールではそうした習慣は殆ど見られなかつた、という理由に基くものと思われる。M. C. の七七項に次の様にこのことを記している。
「南トラヴァンコールでは夫婦が共に居住する習慣が一般化しているが、中部及び北部トラヴァンコールでは普通ア

ナンダラヴァン達は妻を自分のタロワドに居住させることはなく、妻訪婚の形式が壓倒的である。しかし彼らが個人収入、又はタロワドとは別個の財産を持つてゐる場合には、タロワドとは別に獨立の家を建てて妻子と共に住むことが出来る。彼らは北マラバールの様に妻子を自分のタロワドに住ませるということはせず、必ず獨立の家を建てて、妻子と居住するのが常である。カラナヴァンのみがタロワドに妻子を共に居住させる特權を持つてゐる。幾人かの被調査者によれば、妻子を自分のタロワドに居住させないということは、社會的な反對の爲ではなく、他の理由によるものだといふ。例えは夫のタロワドは多分彼の妻子を入れるゆとりがなく、又一方では充分妻子の場が妻のタロワドにあるといふ様に。」トラヴァンコールで、北マラバールの如く avunculocal 制がないといふことについては、右の理由は非常に消極的なものと思われ、既に前にも指摘した様に、この地方の上層ナヤールの多くが厳しいカーストの線によつて決して同居することの出来ないナムブドリ・ブラーマンを多く夫としている爲に妻訪婚にとどまり、その慣習の力が影響して、一般ナヤールの古い結婚形式、即ち妻訪婚を相當おそらく迄維持させる力を持っていたものと思われる。又南トラヴァンコールに、獨立の家を持ち夫婦同居している例が多いといふことは、トラヴァンコールの首府、トリヴィアンドラムに多くのナヤール・インテリ達が月給をとつて生活し始めたという事實が反映されている。又、南トラヴァンコールにはナムブドリ・ブラーマンが居ないといふ事實が夫婦同居という新しい慣習に何らの社會的妨害を與えなかつたからと思われる。北マラバールでは新しい夫婦を單位とする小家族が古いタロワド、母系大家族制の中に成長して行き、非常にタロワド問題を複雜化したが、南マラバール及びトラヴァンコールでは、タロワドの外に新しい小家族が出來て行つたのであつて、問題はタロワドにおける個人の社會的志向の變化といふものであつて、日常生活におけるタロワド内の個人關係は、北マラバールに見た程尖銳化され、複雜なものではない。

M. C. の委員達はタロワードの分割は、タワリよりも、むしろ個人単位にすべきであるとの強い意見を持つていたが、調査の結果は、タワリ毎の居住形態が壓倒的な數を持ち、被調査者はタロワード財産の分割は個人単位よりも、むしろタワリ単位にすべきであるとの意見が強かつた。委員達は現状は尙タワリ協同體がナヤール・カーストにあつて、最も強い經濟的、社會的協同體を形成しているという事實を認めたので、タワリ毎の分割ということを一應の結論にしたといつてゐる。これから察するに、當時トリヴァンドラムを中心としたナヤール・インテリの小數がタロワードから離れて新家庭を持つてゐるのみで、大多數は傳統的妻訪婚の形式を持ち、タワリ毎に母系家族成員を單位としていたことが伺われる。

又、タロワード財産の分割をタワリ毎にするというのみならず、個人によつて蓄積された財産は、その死後やはりタワリに歸すべきであるという意見が壓倒的で、個人の財産をその死後、妻子供に分配すべきとの主張もあるが、これは例の少數の新家庭を營んだインテリ層の意見を代表してゐるものと思われる。後者に屬する人々はマラバールの場合と比較して、Malabar Marriage Act の如く、とにかくタロワード財産は不分割であるが、個人財産は父の死後、その妻と子供に等分されるべきだと強調し、トラヴァンコールもその方向に進むべきであることを強調してゐる。

この様にマラバールでは既に一八九六年に「個人財産は妻子に相續されること」という改正法が通過してゐるにも拘らず、十二年後の一九〇八年、トラヴァンコールではまだ、タワリに歸すべきであるという線が支持されており、こうした事情からトラヴァンコールに於いては父權の確立、少くとも父を中心とした家族の出現は相當マラバールにおくれていたものと思われる。云ひかえれば傳統的な母系制の型がより長く保存されてゐたわけだ。これは妻訪婚かavunculocal 婚に移行したマラバールの場合より、妻訪婚からneolocal 婚に移行しなければならなかつたトラヴ

アンコールの事情が、夫婦を中心とする家族の形成によりエネルギーを要し、時間をかけなければならなかつたという居住の型の問題があることを忘れてはならない。

タロワード分割を目標とするこの運動はマラバールの場合と同様、若い進歩的なインテリ・ナヤール（特にこの場合、トリヴィアンドラムを中心とした）によつてイニシアティブをとられ、M. C. の委員もそうした色が濃厚であつたわけで、個人単位の分割を希求するこれらの急進グループは調査の結果、タロワードの財産を個人単位によつて分割するという線は現状を酌量して、一應はおさえたものの、個人財産は是非、故人の妻子に相續さるべきであるという線を強調した。そして一部の妥協的な提案、即ち「半分をタワリ、その半分を妻子に遺言によつて相續させ得る」をとり上げ、その不合理性を論理的に追求し、その結果、どうしても全部妻子に相續さべきであることと、更にその論理は個人単位によるタロワードの財産分割を必須とすべきことを強調している。彼らの意見によると個人財産を妻子に相續させることと、タワリ単位のタロワード財産分割ということは矛盾する問題であつて、タロワード財産分割は個人単位にしなければならない。なぜならば、この妥協案に従えば、次の様な不合理な結果を招くことにならう。

(+) 例えば、父が四人の娘を残して亡くなつたとする。父の個人財産の二分の一は父のタワリの共有財産となり、残りの二分の一が一人、一人に分配されるわけだが、その中、一人の娘に息子があるとする。そうすると、この息子がこのタワリのカラナヴァンとなるから、彼が父から母及びその姉妹に相續された財産をタワリの共有財産として運営することになる。彼は成長すると妻を嫁り、タワリの財産をカラナヴァンの権限において自由に運営し、母や姉妹のことをかえりみず、妻との経済生活に主眼をおくことになるから、タワリの財産は正當に運営されなくなる。従つてタロワード財産を分割しても、タワリの共有財産がある以上個人財産の半分を妻子に相續させるということは意味のないことになる。

(イ) 亡父は娘、息子に個人財産の二分の一を等分に残すが、この場合、タワリの長に息子がなることになり、その財産をタワリの共有財産として運営するが、(イ)と同様、妻をもらえば妻の方に重點をおき、妹をないがしろにしてしまう。タロワードは既に分裂してしまつてゐるので、妹は弟の他に保護者を見出すことが出来ず、もしこの場合、妹に夫がなく、或は亡くなつた場合、彼女の生活は困窮してしまう。この様にタロワード財産を分割しても、それがタワリ単位で、タワリが共有財産を持つてゐる場合、個人財産を半分、子供達に相続させても、結果としては落伍者を出してしまうことになる。

これを分析すれば、即ち父系のルールと母系のルールが交錯する爲の混亂である。父系的に相続された個人の財産がタワリとして残存する母系の機能によつて不當に運営され、その機能を司る男性は再び父系父權の特權を持ち、結局、男子が母系家長權と家父長權を併用することになり、母系グループの女子成員を落伍させてしまう。

タワリ單位の分割、個人財産を妻子に相続させるという線は母系から父系への移行期を如實に示すもので、タロワード制崩壊史の上で最も困難なプロセスである。従つて一般の動向は現状肯定的な面が相當が出てゐるが、これを論理的におし進めれば委員始め進歩的な被調査者の主張する様に、個人單位による分割はさけられないことになる。

タロワード財産を個人單位で分割せよとの強い意見を出す者の中、高等裁判所の陪審員、K. Kochukrishna Mararは、注目すべき意見を出している。即ち西洋的教育による西洋的觀念が結婚關係を重要なものとして強調したことが、タロワード崩壊に大きな役割を演じてゐるということを指摘し、事實そうであれば、この解決には個人單位によつてタロワード財産を分割させる意外はない、と。ここにつけ足しておきたいことは、こうした意見は西洋の個人主義の思想にかぶれて、自分達の母系大家族制を觀念的に否定するということを意味するのではない。西洋近代思想が母系大家族制崩壊の強い契機となつたと言う者も母系大家族制が維持出来る様な社會的、統濟的狀態ならば、自分は母系大家

族制をあく迄つづけたい」というのである。英國に留學、乃至、近代的な大學教育を受けた多くのインティリ・ナヤールには、この傳統的大家族制を誇とする者が崩壊期にあつても、又現在でも壓倒的に多いことは注目すべきことである。これがアッサム州のガロ、カシ族に見られる自分達の母系制に對するインフェリオリティ・コンプレックスから早く父系制へ移行したいという傾向や、母系制の事實を外來者にかくそうとする態度が決してナヤールに見られないのはナヤールが古くから土着の高い文化に磨きあげられ、教養高く、その社會の上流をしめて來たという事實を反映していると思う。現に私は調査中、多くのナヤール達の意見をきいたが、母系制を悪いもの、或はおくれた制度と見る者はなく、むしろそれを人間社會の理想的な制度として誇を持ち、又なつかしみを持つて、今は崩れ去つた傳統的母系大家族制をたたえているのである。しかし積極的に崩壊への道を急がせなかつた西洋の個人思想は崩壊への途にあつて、母系大家族制の諸要因と結びつき、その動向を支え、消極的な力としてナヤールの新しい社會制度の型、即ち夫と妻を中心とする家族の出現を正當化するものとして大いに役立つたことは言う迄もない。

崩壊の次の段階の敘述に移る前に、以上述べたことをまとめた意味でここにM. C. の到達した調査の結論を簡単に記しておく。

一、現状において、相當距つたタワリの中の一人をカラナヴァンとしてタロワド財産の管理をさせることは、道德的、經濟的にタロワドにとつて有害である。

二、經濟的な變化によつて、タロワドが他の古い家族同様、崩壊していくのは自然の現象である。

三、主なタワリ毎の條件づきのタロワド財産の分配は一般にとつて贊成されている。

四、個人單位による分割はナヤール社會にとつて、道德的、經濟的な面を改善する意味で最善の方法である。これ

に對する反対者達の反対の理由は理論的に不完全であり、あいまいであります。

五、個人單位の分割は、現在の社會通念として感情的に好まれないが、父からの個人財產相續ということは壓倒的に賛成されてゐる。しかし後者は前者に矛盾するものである。

六、現状において、タワリによる分割は、「子供を持つ姉妹達のグループ」という一世代のタワリ毎に與えられるべきである。

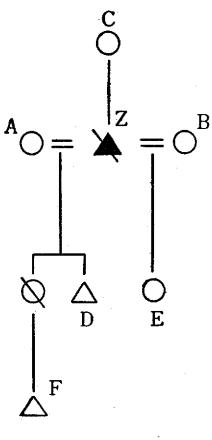
七、最も年長のタワリのみ、最初に分割を要求することが出来る。

八、タワリ毎の分割は共通の母を持つ間は要求出来ない。

九、タワリ毎の分割はタワリにおける個人の數に比例して決められるべきだ。

十、その分割に當つては、各タワリの全能力者によつて要求されるべきである。

一九〇八年の調査と運動の結果は以上の十項目に要約される。この様にトラヴァンコールのナヤール社會全體におけるタワリ毎の分割の要求と個人財產の妻子への相續の要望に答えて、一九一三年、即ち五年後に Nayar Regulation I として、改正法が通過した。

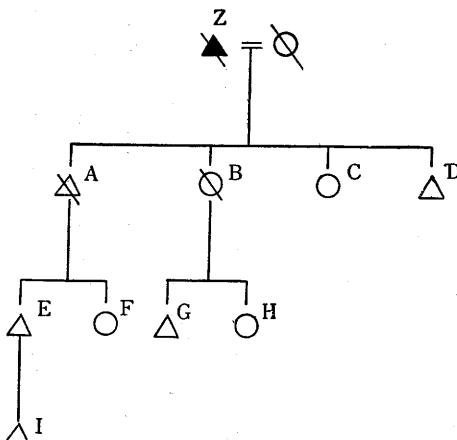


この改正法の重要な點は次の二つに要約される。(1)個人により蓄積された財產の全部は妻子及び彼の母に等分して相續されること。(2)タロワドは専分割を許可されなかつたが、カラナヴァンの權限は著しく縮少されることになつた。

〔1〕に於いて、Nayar Regulation I 第四章「遺言なき相續」に

基いて考察する。ナヤール男子の死亡に當つては、故人によつて蓄積された財産及び彼の別個の個人財産は妻、子（卑族一親等）及び故人の母に全部、等分に分配相續される。この原則を以下いろいろなケースについて検討してみる。

第六圖



(a) 妻が二人以上の場合も夫々に等分に分配され、故人の息子、娘の中、既に死するも、その直系卑族のある場合は、死亡者（息子或は娘）の分をその子供が代つて相續出来る。即ち第五圖においてZの財産はA・B・C・D・E各、六分の一を得、Fは亡母の分として相續しうる。

(b) 母、妻の亡き場合は、卑族一親等によつて等分される。(a)の例の如く既に死亡している場合はその直系卑族がそれに代つて相續する。(第六圖) Zの死によつて、Zの財産はC・Dに四分の一、

G・Hに八分の一、E・F・Iに十二分の一が分配される。G・HはBの分を等分し、E・F・IはAの分を等分したのである。A（息子）の直系卑族にも相續の権利があるのを注目されたい。父系の觀念が強く出でている。

- (c) 子供のない場合は、母と妻で等分、妻が二人ある時は、母に二分の一、妻一人、一人に四分の一となる。
- (d) 妻もない時は母に全部相續される。反対に母と子のない場合は、妻に半分、故人のタワリに半分。
- (e) 妻も母も子もない時は故人のタワリに全部。

(f) 子も母も故人のタワリもない場合は妻が全部。

(g) 上記に該當するものが全然ない時は故人の父と、祖母（母の母）のタワリに半々。兩者の中、どちらかのない場合は一方に全部。

(h) 以上の系累が全然ない場合は母系をたどつて一番近いタワリに行く。

女子の個人財産は、子供達に等分される。子供のない場合は父と母のタワリに二等分され、兩者の中、いざれかがない場合は一方が全部とり、以上の者に該當者がない場合は母系をたどつて一番近いタワリに行く。

以上の相續規定を注意してみると、父系、母系の觀念が交錯していく面白い。父系的な要素は勿論、妻子に相續させることによつて代表されているが——しかしこの場合、故人の母が母系グループの權利の代表の如く、妻子と等しく相續權を持つてゐることは注目——更に進んで息子の分を息子が死亡してゐる場合その直系卑族に相續權を與えていること(b)、故人の父と故人の母方祖母のタワリとを同等の列においていること(g)、又女子の個人財産を持たせていることなど從來の母系一邊倒に、父とか、息子の子という父系的な線が出てゐる。しかし全體としては妻子の次に母系親族が壓倒的に有利な相續權を持つてゐる。母系制崩壊期における父權のあり方が父系の線を出しながらも、尙母系大家族制下にあつて限定されたものであることがわかる。

この相續問題につけ加えて重要なことは、この改正法によつて父が一部、法的な扶養者、後見人として認められたことである。即ち第三章において、結婚したナヤール男子は居住を共にする妻子に對しては法的な扶養者であり、後見人である。妻子がタロワドに居住し、別居してゐる場合にはその限りにあらず、ときめられてゐる。又同改正法によつて、ナヤールの結婚、離婚の法が始めて成文化されたのである(Nayar Regulation I 第二章、結婚と離婚)。

さて、此の改正法における第一の重要な問題はカラナヴァンの権限の縮少である。それは同法令の第六章「タロワードとその運営」に詳しく述べたので、それを参照して頂きたい（四三頁—四四頁）。この改正法以前のカラナヴァンの権限は殆どオーナーマイティで、カラナヴァンはタロワードを代表し、タロワード財産の所有權を受託し、財産の賣却處分において、アンダラヴァンの同意を必要とする他、財產の管理に全權限を與えられ、法的にはカラナヴァンのみが訴訟當事者適格を有し、カラナヴァンに對してなされた判決は全タロワード成員を拘束した。この様なカラナヴァンに與えられた強大な權限はタロワード崩壊期に特にその濫用、悪用が顯著となり、多くのタロワードの經濟を危機に瀕せしめたことは既に考察したところである。一九一三年のこの法令はこうした危機からタロワードを救う爲に、カラナヴァンの權限を縮少し、アンダラヴァンの立場を大いに有利にしたのである。その主な項目は次の如くである。

第二五條——カラナヴァンは不動產の譲渡、十二年以上の不動產譲渡抵當權を設定する場合、及び十二年以上的賃貸借契約を結ぶ場合には、對價、タロワードの必要及びタロワード全能力者の文書による同意を必要とする。

第二六條——十二年、或はそれ以下のタロワード不動產譲渡抵當權の設定或は賃貸借契約の締結は、對價、タロワードの必要、タロワードの全能力者の同意なしには出來ない。

第二七條——タロワードの必要と認られた以外のカラナヴァンによる債務はタロワードを拘束しない。

第二八條——カラナヴァンは登記事項の範圍において、タロワード代理の權限を持つ。

第二九條——カラナヴァン及び各タワリの能力者に對して發せられた判決以外は、いかなる判決もタロワードを拘束しない。

タロワドはカテナヴァンの一方的な獨裁から、民主的な協同體に移行したのである。

しかし一九一三年の法改正は M. C. の委員達及び被調査者の大多數によつて希望されていたタロワド財産の分割（個人單位とまで行かなくとも、タワリ單位の分割さえ）は遂に實行されなかつた。タロワド財産の分割への希求と必要を以上詳しく述べた二つの點、(一)個人財産の相續法の改正、(二)カラナヴァンの權限の削減、によつて、現制度を變更することなく、現狀を斟酌し、消極的な手段によつておさえたのである。しかし現狀はこの消極的な法改正によつては如何ともし難く、又この法改正それ自體が却つてタワロド崩壊への場を擴げた様なもので、即ち個人財產相續法などによつて、父權の確立が法的に認められ、タロワドのアンダラヴァンの立場を強くし、タロワド内の個人に民主的な或る程度の自由を與えた結果となり、こうした傾向はそれ自體がタロワド崩壊を助長する結果に他ならなかつた。特にこの改正法による父が一部、法的に扶養者、後見人とされたこと、父の個人財産の新相續法は既成のタロワド制に大きな矛盾を生ぜしめたのである。即ち制度的に從來カラナヴァンの持つていた扶養、後見の義務が部分的に父という新しい地位への移行と、經濟的にはタロワドの個人は共有財産と共に父から相續する個人財産を持つ權利が法的に認められたことは、居住形態における分裂と合流し古い體制を解體の危機に瀕させる結果となつたのである。この様に改正法による助長された矛盾が却つて母系大家族制崩壊の最終的な線、個人單位によるタロワド財産の分割を決定的に志行させたことになつたのである。こうしてタロワドはその崩壊への速度を増し、遂に一九二五年、Nayar Regulation II of 1100 として最終的にタロワド財産は個人單位分割の法改正を行ひ、遂にここにタロワドの崩壊は法の上でなされたのである。崩壊のプロセスは北マラバールと同様、タワリ毎の分割は實現せず、個人單位の分割となつたことは注目すべきことである。

このトラヴァンコールにおける一九二五年の改正法、マラバールにおける一九三三年の改正法が十九世期の初期以来の長い母系大家族制崩壊の過程にビリオドを打つものであつた。さきに述べた様に初期から一八六〇年頃迄が崩壊史の第一期であり、それ以降これら最終的法改正迄が第二期とも呼ぶべきもので、ナヤールにとつて最も苦難時代であつた。タロワド解體の法が通過してから殆どのタロワドが實際に解體を終つた二十世期中葉迄が第三期となり、この時期は法の上では既に問題は解決してゐるのであるが、現實的に様々の重要な問題を持つてゐる。これについては次の第五章の考察で明らかにする。

その前に一九二五年のトラヴァンコールの改正法を中心に、分割の規定を明確に紹介しておく。

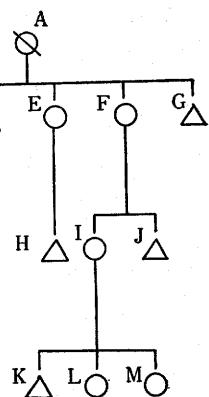
III タロワド財産の個人単位による分割の規定

—一九二五年のトラヴァンコールにおける Nayar Regulation II of 1100 の 分割規定について—

百年以上もの間、進歩的ナヤール達によつて熱心な運動が展開され、今世紀に入つて特に全ケララのナヤール・カーストの社會的、經濟的變化に伴つて、急激に生長して來た分割への氣運にこたえて、大多數のナヤール達の理想であつたタロワド財産分割はトラヴァンコールにおいて、一九二五年に到つて、始めて個人単位によつて實現した。即ち Nayar Regulation II. がそれで、タロワド財産はタワリ毎による分割という過程を経ずに、一足飛びに個人單位による分割といふ、最終的な結末に到達したのである。ここに Nayar Regulation II of 1100 に従つて、その規定を

紹介し、検討してみた」と思う。以下は Nayar Regulation II の第

七章、タロワード財産の分割、即ち三三三條から四二一條の要約である。



圖

のタロワードの生存成員の數は B——M に至る十二人である。タロワード財產は生存成員に對して等分に分割される。即ちタロワード財產は十二等分され、各人が十二分の一の分配を受ける。これはタロワード財產の根本的な理念——タロワードの各成員は共有財產に對して、平等

の權利を持つ——をそのまま反映している。徹底した母系の規則を

とるので、B・C・D・G などが妻を持ち、子供がある場合、そし

ての妻子がたとえこのタロワードに同居しても、彼らの妻子には

は何らの分配を受ける資格がない。女性成員 E・F が各々の子孫を代表して、B・C・D・G が各々十二分の一をとつたのに對して、E は H の分と共に十二分の二、F は自分とその子供及び孫の分として十二分の六を受取る。従つて同世代の女子成員は男子成員が一人分なのに對して、子、孫の分を共にとることが出来る。このタロワードの財產分配の規定を一九一三年の父の財產の分配に比較されたい（九四頁一九五頁参照）。

以上がタロワード財產分割の原則であるが、いかなる時、いかなるタロワードの條件の下においても分割するということは許されない。今の例は A が亡くなつた場合を想定したのであるが、タロワード財產分割はそのタロワードの A の如く最年長の女性が亡くなつた場合、又彼女の同意を得て始めて可能である。例えば第七圖の場合、A が生きていたとす

ると、彼女の同意の上ではじめて出来るが、その時のタロワド生存人員で決定するので、その場合の各人の分け前は十三分の一となる。彼女が亡くなつた場合でも、もしBのみ成年に達し、C以下が未成年の場合には分割は許されない。即ちタロワド成員中、成年に達した者が只一人といふ場合には分割は許されない。

前にタロワドの女性最年長者の死亡、又は彼女の同意なしには分割出来ないといったが、次の様な場合には、彼女の同意なしで各成人成員は分割を要求することが出来る。

一、女性最長年者の女性の子孫（例えば第七圖のE・F・I）が、（a）子供のない場合（あつても死亡している場合）、
或は息子一人の場合、（b）既に出産可能の年齢を過ぎてゐる場合。

二、女性最年長者の子孫達の成人成員の過半數が分割に同意した場合、

三、女性成員が出産可能の年齢を過ぎていて、成人した息子のみを持つてゐる場合。

以上の規定によつても明確である様に、その分割方法はあく迄母系の原則に従い、それに附隨されてゐる規則の數々は、すべて女性に對して有利にするものであつた。他の制度よりはるかに女性を社會的、經濟的に保護したナヤールの母系大家族制はその終熄に當つて、その眞髓を躍如とさせたのである。

分割を終つたナヤールは次の世代からは、父權的な夫婦を中心とした完全に經濟的にも獨立した家族が確立し、その次の財產相續は兩系制をとる。例えば第七圖のI・K・L・Mは、Iの夫と共に家族を構成し、Iのタロワドから分割された財產（即ち四人分の分け前）と夫のタロワドから得た夫の分け前（一人分）を合せ、更に夫が個人所得による財產を残せば、それをも合せたものをK・L・Mは夫々それを三等分して受ける。この場合は既に母系ではないから、L・Mに子供があらうが、なかろうが問題なく、兩親の財產は兄弟、姉妹で等分して相續される。この方向と土臺は

既に一九一三年の個人財産相續の規定で出来ていたのである。

一九二五年のトラヴァンコールの分割法令に基いて、以來トラヴァンコールのナヤールのタロワードは夫々の條件によつて、早い遅いの別はあつたが徐々に分割をはじめ、マラバールでは一九三三一年 Malabar Marumakkathayam Act によつて、法的に分割をすることになり、トラヴァンコール同様、それに少しおくれて分割をはじめ、更にこの波はコーチン方面にも及び、現在殆どケララのタロワードはその分割を終つたのである。

附 記

ナヤールのタロワード分割への運動は、ケララ全土のナヤール・カーストのみでなく、同様の母系家族制をとつていたケララの他のカースト、イラワ Ezhava 及びナンジナド・ベララ Nanjinad Velalas にも影響し、ナヤールの分割の法令通過と相前後して、新法を通過させ母系家族制を解體した。この兩カーストの母系制はナヤールのそれと多少異なるものであつたが、その解體の仕方、新しい法は、ナヤールのそれに比べて、相當父系への強い傾斜を見せてゐる。他の機會にこれらの母系制から父系制への移行を詳しく述べる豫定である。特にナンジナド・ベララは、かつて父系制であつたのが、ナヤールの政治、社會的勢力によつて母系制となり、それが再び父系制に移行したのであり、興味ある珍らしい例である。

第五章　社會人類學的實態調査によるタロワド解體の過程（第八圖参照）

前章においては、ナヤール母系大家族制の崩壊の過程を法廷の記録、輿論調査の報告書、條令の改正などを中心として考察したのであるが、この章ではその過程を現實のタロワドに深くメスを入れた實態調査の資料に基いて把握してみたいと思う。記録にあらわれた法の變化といふものは、現實に内在するいろいろな問題を必ずしも公平に反映しているわけではなく、その資料は地域的にナヤール居住地域全體にわたつてはいるが、それは表面に出た制度的な變化に集約されてしまう。ここで重要なことは、その制度的變化をつくり出した社會的、習俗的、心理的條件において、タロワドにおける個人がどの様に動いたか、タロワドの個人と個人の人間關係に焦點をあてて深く掘りさげることである。即ち社會人類學的研究により、記録を中心とした歴史、制度の研究の盲點をつき、更にその理解を正當に深めることが出来ると思う。

筆者がナヤールの實態調査を行つたのは一九五六年三月から六月にかけてであつて、特にここに記すタロワドの資料は一九五六六年五月現在のものである。一九五六年といえば、一九二五年、トラヴァンコールでタロワド分割の法令が通過してから三一年、マラバールにおいて Malabar Marumakkathayam Act of 1933 が出来てから一二三年も経つている。筆者は前にも記した様にケララ地方において分割が最もおくれ、又ナヤール母系制の傳統的な形を比較的長く保ち、ナヤール人口の最も密集しているコーチンのエルナクラム Ernaklām のタロワドを調査對象としてえらんだ。

エルナクラムはコーチン・マヘラージヤの王族の居住地 Tripunittura から約六マイルの海岸の近くにある町で、貿易港としてクリスチャン、マホメダン商人も多いが、昔からナヤールの多い土地である。筆者はここで特にナヤールの代表的中流のタロワードをえらんだ。それは上流の多くはナムブドリ・ブライマンとの結婚が多いことと、非常にタロワードが大きく、表にして説明するには複雑にすぎ、適當でない。又下層では全インドどこでもそうであるが、傳統的な慣習が上・中流程保たれていないく、タロワードも比較的少人數の上、ナヤール以外の下のカーストとの結婚ケースなどが出てくるおそれがあるので、ナヤール・タロワードの例として餘り適當ではない。

さて、私のえらんだタロワードは中流でも、どちらかといへば、そのタロワードの歴史がそれ程古くなく、又膨脹がひどくない。第八圖に見られる様にタロワードの創始者から現在の生存人員迄の全タロワード成員をはつきり表にすることの出来る世代の深さ、人數である。このタロワードは社會的にも常にこの地方の上流ナヤールと接觸があり、エルナクラムにおけるナヤール社會では結構、敬意と友情を持たれている。このタロワードの成員は上のカースト、ブライマン、或は下のイラワとの結婚關係は一つもなく、ナヤール中のナヤールともいうべきものである。經濟的にもナヤールの中流に位し、現在では分割によつて所有地は少いが夫々、官吏、教師、辯護士、その他中流月給取が多い。

このタロワードの名稱は「マライル」 Marayil であり、その成員男子は皆メノン Menon の姓を持つ。創始者から一九五六年五月現在のマライル・タロワードの構成員は死亡者を含めて九四名、世代の深さは創始者を第一代とすると、一番若い世代（番號、92、94）が第七世代となる。現在の生存者は分裂後、それぞれの家に分れ、母系をたどれば（男性成員の獨立して妻子と共に居住するものを除く）、全部で十のそれぞれ別個の家に住む家族群に分れている。それで、このタロワード「マライル」の歴史を復元しながら、そのタロワードの崩壊の過程を追つてみよう。最初のマラ

イル創始者は第八圖の番號¹に當り、その名をプラバティ・アマ Prabaty Amma とした。彼女が「マライル」タロワドを創始した由來は次の如くである。話は今から約一五〇年前に遡る。或る日エルナクラムの寺院にお參りに來たプラバティ・アマは、そこで若いナヤール男子に見そめられ、互に愛し合う様になり、しばらくして二人は結婚した。このナヤールはその名をナラヤナ・パニカーラ Narayana Panikkar といふ。Palgat の地方官吏で、その地方にある彼のタロワドのカラナヴァンであつた。結婚した彼はカラナヴァンの權利によつて、妻を彼と共に彼のタロワドに居住させた。三十年程して彼は亡くなり、ナヤール社會のおきてによつて、妻は子供と共に彼のタロワドを去らなければならなかつた。その時、プラバティ・アマは彼女の母達のいるタロワド、「ムラセリ」 Mullasseri に歸らず、生前、夫が彼女の爲に造つておいてくれたエルナクラムの家に落着くことにきめたのである。彼女の生れたタロワドは人員がその時一杯であつたそうで、彼女は新しい獨立した家に娘や息子達と住む方がずっといいと思つたのだそうだ。ここで彼女はその家を「マライル」と名付け、「ムラセリ」タロワドから分離したのである。この時彼女は當然「ムラセリ」から財産として若干の土地（土地管理權）を譲渡されたものと思われるが、新しいタロワド「マライル」についての經濟的基礎は餘り明らかでない。とにかく、こうして新しいタロワド「マライル」が誕生した。その家は現在、第八圖のEグループの住んでゐるタロワドである。これが今から約一一〇年前のことになる。それは丁度漸く人口が増加し出して、あちこちのナヤールのタロワドが收容人員を超過し始めようとする時期にあたり、又前章で見たタロワド分割問題が大きな社會問題となり、法廷に問題として提出され出す直前の頃である。この頃迄にもこうした「マライル」の様な例は長いナヤール生活史の上に時々起つたものと思われる。こうした事實からも、長い過去においてはタロワドは常に自然な分裂をして、新しいタロワドを形成して來たものであつて、當時英國系の法律家は、タロワド

不分割を成文法としたのであるが、それはこの様な自然の現象を無視した片面的成文化であり、前章で考察した様にその無理が却つてタロワード分割問題に油を注ぐことになったものと思われる。

新しく誕生した「マライル」タロワードはその後、年と共に膨脹して行つた。そしてこのタロワードも他のナヤールのそれに例外でなく、時の動きに従つて、前章で述べた様に變容をまねがれない運命にあつた。このタロワードが最初にタワリによる居住分裂をしたのは、一八九八年であつた。一八九八年といえば、プラバティ・アマの孫娘（12）が結婚してから一十年後で、その娘（29、一八八八年生れ）が十歳の時である。従つてタロワード成員の中、39が生れた頃迄、全員同じはじめのタロワードに居住していくことになる。その證據にも第三世代迄、壓倒的に妻訪婚が多い（第八圖にとあるのが妻訪婚をした人々である）。第一、第三世代の二三の結婚ケースの中、一七ケースが妻訪婚をしている。その中、妻訪婚でない五ケースは第三世代の特に一番若い者達で、これらは年齢的に第四世代の先の方と等しくなる。第四世代となると、一九の結婚ケースの中、妻訪婚はわずか四ケースに減少している。第四世代から妻訪婚（duolocal兩處婚）に代つて neolocal な傾向が非常に顯著になつてゐるのを注目されたい。即ちこの頃から、ナヤール男子は個人所得によつてタロワードから獨立して家を建て、妻子と共にそこに住むという慣習が出来て來たのである。ここでこの形式を便宜上他と區別をする爲に neolocal と呼ぶ。この形式をとつた男子は第八圖における▲がそうである。よく見ると、この傾向は既に第三世代にあらわれ始めたのである。12の夫、Nando Pillaiは結婚後10年間、妻訪婚をしていたが、彼は才能と手腕に恵れ、コーチン・マハラージャの宮廷において重要な地位につき、富を蓄積し、彼自身のタロワード Kallamparanbal のカラナヴァンとして新しいタロワードを彼の姉達の爲に建て、又一八九八年には妻への贈物として廣い庭園のある立派なタロワードを造り、妻子と共にそこに住む様になつた（現在その家にはCグルー

が住んでくる)。この様にして彼は妻を「マライル」タロワドから分離させることによつて、「マライル」タロワドに分割の契機を作つた。當時既に相當膨脹していたタロワドはこれを契機として、プラベティ・アマの長女のタワリと、次女、三女のタワリとに二つに分裂し、財産を分配管理することにした。以來、前者を從前の名稱、「マライル」と呼び、後者を「東マライル」と呼ぶ様になつた。この分裂は「ムラセリ」から「マライル」が獨立したのとは異つて、タロワドとしては一つだが、それぞれ財産の分配を行ひ、別個の建物に居住する様になつたのである。古い「マライル」のタロワド(建物)は、當時15ガカラナヴァンであつたので、このグループが居住を續行し、「東マライル」グループはもとのタロワドから東に約一マイルの所に移つたのである。筆者の詳しい調査対象は特に後の「マライル」グループであつたので、以下、「マライル」グループについて崩壊の過程を詳しく考察したいと思う。

「マライル」グループの中、Nando Pillaiは「マライル」タロワドから妻を獨立させ、殆ど妻のタロワドからの援助を受けずに、自己の働きによつて妻子を養つた。ナヤール母系大家族制の崩壊過程には彼の様な個人收入のある男子が大いに活躍したわけで、當時、經濟力のある男子は彼の如く、妻の場を自分のタロワドや妻のタロワドから獨立して作つてやつたのである。そしてそこに妻と共に居住する様になり、母系大家族制による duolocal(妻訪婚)、或は avunculcal(夫のタロワドに妻子を居住させる)かの neolocal(夫が家を作り、妻子と共に住む)の夫婦を主體とした、新しい家族様式を作りあげて行つた。ここで注目すべきことは、系圖によつてもわかる様に、北マラバールの様にカラナヴァン及びその他のタロワドの男子が妻を自己のタロワドに居住させるという例はこの地方ではなく、この地方ではそれはカラナヴァンのみに限られていた。又カラナヴァンでさえ、Nando Pillaiの如く、妻子の家をつくると、自分もタロワドからそこに移つてしまつた程である。従つて北マラバールではタロワドの中に夫婦を中心とした異質の

家族群が出来たのに對し、南マラバール、コーチン、及びトラヴァンコール諸地方では、タロワードの外に夫婦を中心とする新しい家族が生れて行つたのである。

12の夫、Nando Pillaiによつて始められた夫婦を中心とする父權的な家族は父系制、或は父系グループの形成に移行したのではなく、父權、父系的な活動にも拘らず又ここに母系グループ、タロワード的集團が成長して行つたのである。即ち長女（26）は結婚後もその家を離れることなく、夫とは妻訪婚の形式をとり、一旦結婚した次女（29）（彼女の夫はカラナヴァンであつたので、夫のタロワードに居住した）も夫の死後、この家に歸つており、反対に息子達はこのタロワードからそれぞれ獨立して妻と共に新しい家庭を作つた。その結果、長女、次女の子供達が母と共にこのタロワードに成長し、從來のタロワードと等しい集團であつた。只、結婚した男子がほんの少數の例外を除いて妻訪婚をせず、その結果タロワードから獨立して出たのが從前のタロワードと様子を異にしてゐる。その爲、從來結婚した兄弟、姉妹の兩性を含む母系家族は姉妹と父母、そして姉妹の子供といつた女性成員を中心とした母系家族になり、又その姉妹の中でも、夫と共に獨立した家に移る者が多く——男性の外に出る率と比例するわけだが——結局タロワードには姉妹の中、一人乃至一人位の既婚者とその子供、或は孫達が残るという現象になつたわけである。かくしてタロワードの員數は急激に減少したのである。26及び38の夫達が最早、流行おくれになつた様な妻訪婚をしていたという事實は、こうした母系大家族制崩壊期のタロワードの状態を大いに考えてみなければならない。即ち、こうした場合、タロワードに残された妻の特權を利用して妻訪婚が從來の如くつづいたら、34・35・53の如く、母處婚（matrilocy）が出現したわけである。大きなタロワードは既にこの頃殆ど一二の最少のタワリ（母とその子供達のよう）が居住するのみで、夫は妻の他のタロワード成員の壓迫なしに、妻のタロワードを自分と妻子の小家族の家とすることが出來たのである。これは夫に獨立し

た新家庭の爲の家を作る必要をなくし、又妻はタロワード最後の成員として、タロワードに残るのが自然であつた。タロワード全員が共に居住している時代にはナヤールはついぞ母處婚様式を持たなかつたのである。この様にナヤールの母處婚は他の母系社會の様に、母系制だからではなく、母系大家族制の崩壊期の現象であるから、他の母處婚のケースとは別個の立場において把握さるべきである。夫は妻の家に現實的に住むわけだが、自分で新しく造る代りに古い家を利用するわけで、又經濟的にも妻子を自己の收入で養う場合が壓倒的に多く、その意味で獨立したナヤールの家同様、父權が確立されていいる場合が多い。

このタロワードの第四、第五世代は大きな轉換期にあり、カラナヴァンを持つと共に父權グループの形成期にあり、經濟的、道徳的扶養者が、居住形態の變化と共に實質的にカラナヴァンから父へ移行しつつあるのである。これを系圖の各個人についてみると、次の様になる。

「マライル」グループの第五世代の青年時代のカラナヴァンは15である。従つて法的に15はその成員の養育の責任があるわけだが、15によつて高等教育を受けた者は、13・14の息子達、即ち31・32・33・36・39であり、12の息子達は15ではなく、父によつて教育費を出してもらつた。即ち、25・27・28・30が青年に達した頃はタロワードから別居して、父母と共に住み、法的にはカラナヴァン（15）が扶養者でありながら、實際には父が扶養者であつた。これは前章でタロワード崩壊の一大要因として検討された事實で、その實際の例は系圖においてこうして表れている。

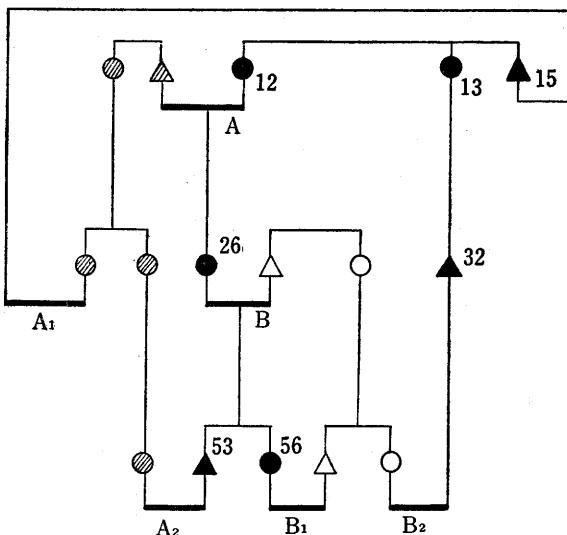
母系大家族制の許に、父系、父權的な協同體が成長して行く過程がよくこの例に代表されているが、こうした移行期において、協同體内に個人にも父系的な意識が既に強く芽生えつあつたのである。即ち、父（12）の財産によつて生活している息子、娘達は、前に記した様に父が彼のタロワードのカラナヴァンとして、彼の姉妹の爲にタロワードの

家を新築し、彼のタロワドの成員がそれに住み、又彼が彼女らの爲に残した財産によつて生活しているのに對して、さも不當であるが如く、「彼らは私達の父の財産によつて生活している」と筆者に訴えたりする。母系制の觀念からいえば、それは當然のことなのに、父は「我々のもの」という新しい觀念が既に強くその息子や娘達に支配している。その一方、彼らは15の財産に對して、或は32の經済能力に依存する傾向があり、現實に57はその父の死後、32・27などから經濟援助を當然なことと仰いでいる。この様に彼らの中でも無意識に父系、母系の觀念が交錯している。

こうした移行期、轉換期にナヤールの心理的、經濟的な不安定さから来る不満に或程度の満足を與えたものは、傳統的なクロス・カズン婚である。このクロス・カズン婚が母系大家族制において、どの様な機能を持つたかは既に觀察したところであるが(五八頁参照)、ここでは實際の系圖において、どの様に表われてゐるかを考察すると共に、それが不安定な、父系、母系的な經濟の分裂にどの様にバランスを與える役を持つたかを説明したいと思う。

第八圖に見られる様に、「マライル」タロワドに四つのクロス・カズン婚のケースが見られる。即ち「マライル」成員の四人が、他の二つのタロワド、Kallamparanbal と Mangayil とクロス・カズン婚を結んでゐる。この關係をわかりやすくもう一度ここに第九圖に示してみると次の様になる。結婚關係 A に對して A_1 、 A_2 と二つのクロス・カズン婚があり (Marayil—Kallamparanbal)、B の結婚關係に對して B_1 、 B_2 の二ケースがある (Marayil—Mangayil)。12 の夫、Nando Pillai は12(及びその子供達)と彼の妹達に財産を殘したわけで、父系、母系の觀念で夫々彼の妻子は彼の妹達に財産の半分をとられたと思うし、又反対に妹達は彼の妻子が當然自分達にくる財産をとつてしまつたと不満に思つてゐるわけで、その場合、 A_1 及び A_2 の結婚は大いに兩者の不満を充す役をなし、兩タロワドにとつて歡迎すべき結婚關係である。こうして兩タロワドの打算的な關係は調正され、そうした經濟的關係の上に立つて、大いに友好關係が

第九圖



●▲—Marayil (番号は第八圖のものに相當する)

●△—Kallamparanbal

○△—Mangayil

上の線で結ばれるのは兄弟姉妹關係を表し、下に太線で結ばれているのはクロス・カズンによる結婚關係を表し、上下の線は親子關係を表わす。

後に結婚した——には、クロス・カズン婚に對して、從來は傳統的に好まれていたが、生物的によくないと思うので、さけ行きたいという意見が強い。タロワドが個人單位で分割されてしまつた現在、彼らが好まないばかりでなく、クロス・カズン婚も社會的、經濟的機能を失つたのである。

さて崩壊期の狀態にもどるが、いつの間にか夫婦を中心とする父權的な家庭の形態の生長は、その結果、タロワド

保たれている。同様のことがBの關係に對してB₁、B₂の結婚によつて調正されていることはいう迄もない。この様にナヤールのクロス・カズン婚は、タロワド對タロワドの關係の調正に大いに役立つので、必しも直接のクロス・カズン婚(例えば、B₁の如く、26の實際の娘が、26の夫の妹の直接の息子と結婚する)のみでなく、間接的クロス・カズン婚 Classificatory cross-cousin (B₁に對するB₂、或はA₁、又はA₂に對するA₁の如き關係、更にAに對するA₁の關係も含めて)もその實際の機能において同様な役割を持つのである。ここで筆者はクロス・カズン婚として兩者を含めているのである。

しかし、現在の若い世代——既にタロワド崩壊

全成員をバラバラにし、タロワードの機能は現實的に失われて行つた。この爲「マライル」タロワードは他のその頃のナヤールのタロワード同様、遂にタロワード財産を個人單位に分割することによつて經濟的にもタロワードは分裂し、終熄したのである。それは一九四四年のこととで、第一回の財産の分配を行つた一八九八年から四六年目であつた。この四六年間が實際、「マライル」タロワードの崩壊期であつたのである。前章で詳しく述べた様にタロワードの財産を個人單位に分割する法令は既に一九一五年にトラヴァンコールで、一九三三年にマラバールで出されたのであるが、ケララにおけるナヤール・タロワードの崩壊は實際にはそれより相當おくれて、この「マライル」タロワードの崩壊の時期に最も多く、過去百五十年間に涉るタロワード崩壊期間は二十世紀前半において、最も激しかつたのである。

ここに注目すべきことは、分割が行われ、それぞれタロワードと訣別して、夫婦を中心として父權的な小家族が生れたが、財產相續において父系制にはならず、兩系制といふ解決をみたのは、いう迄もなく過去の母系制の力であるが、更にタロワードの亡靈がいろいろな意味でつきまとつているのである。

例え、夫は自分をも妻をも夫々のタロワードから獨立させたのであるが、その新しい家を築くに當つて、餘程の外的な條件（例え、夫の勤務地がタロワード所在地から非常に遠隔であるといったような）のない限り、常に妻のタロワードの近くに作り、妻の姉妹或は妻の母の姉妹などを中心に母系的地域社會集團を一定の場所に作つてゐることである。例え、29のCグループの住んでゐる家は、29の父によつて造られたタロワード（建物）で、55、66は各々、夫によつて造られた家に住み、夫の經濟力に依存してゐるにも拘らず、彼女らの夫達は、各々の家を妻のタロワードの近くに建てたのである。A・B・Cはお互に呼べば答えられる距離で、小經一つ距てるとか、庭を接してゐるとかいつた具合である。この様にしてみると、母系的結合から男子は自由で、女子にのみその觀念が強く殘存したかといえば、決してそう

ではなく、男子にとつては自分のタロワドから離れて生活しながらも、常に精神的、經濟的援助を姉妹にしている。もともとナヤールの結婚半径は、妻訪の出來る範圍が普通であるから、夫のもとのタロワドも歩いて三〇分以内が普通なので、常に兩方で行つたり來たり出来る。現在、經濟力のある男性の殆どは姉妹及びその子供達に、妻子と同様の面倒を見てやるものが多い。彼らは自分達でも一體どちらにすべきか迷う場合が多いといふ。法律や制度の變更と違つて、道徳的、心理的な切りかえは常に長い時日を要するのであつて、特にタロワドに半生を過した人々は理論的には理解してはいるものの新家庭への順應は相當な努力を要する。殆ど中年以上のナヤール男子は現在生活を共にしている妻子に全力をつくすべきだという方向がわかつていながら、姉妹やその子供達が可愛くて仕方がないといふ。又妻の多くは重大問題を決定する場合には、必ず夫のみならず、伯父に意見を求める。若い世代は母の兄弟に父と同じ位、愛情を持ち、彼らを頼りにする。父の亡くなつた様な場合は必ず、伯父がその場をうめるのが常である。例えば系圖57は父が若くして亡くなつた爲、教育は27と32の援助によつてなされたのである。タロワドと訣別して一二年も経つた現在尙こうした状態で、新しい制度にナヤールの生活が道徳的、心理的に定着をみせるには未だ少くとも一世代三十年はかかる。ナヤールの劇的な變化に比べれば、比較的單純な變化と思われる家父長權的父系家族から、新憲法によつて夫婦を中心とする家族に移行した日本の社會でさえ、古い封建的な道徳意識、慣習から離脱するのに長い年數を要しているのであるからナヤールの現状は想像に難くないと思う。

ナヤールの現状は何といつても、母系の要素が相當濃厚と言わなければならない。母系制が制度としてなくなつた後、或る期間どの様な形で社會に殘存しているかという問題は注目に値する。前に述べた様にナヤール社會における個人の道徳的、心理的切替えが中々困難である、という個人對個人の人間關係のみならず、新しい夫婦を中心とする

家族が父權が確立された故に、父をとおして父の母系グループに傾斜を見せるという面白い現象を起すことである。

例えば「マライル」タロワードの成員であつた男子が結婚して、妻子と共に獨立した新家庭を訪れる時、どの家にも「マライル」の創始者ブラバティ・アマの大きな寫眞が部屋の中央に飾られている。彼女を祖先とする一族といふ觀念が強く現われていて、その家族は父の祖先として父系的な意味で常にそれを仰ぐのである。ここに母系、父系の兩要素が屈折してつながつてゐるのである。更にそれは妻をとおしての母系の線と交錯する。即ち、この家庭は父を中心とし、父を扶養者、後見人として法的、道徳的責任を父においているにも拘らず、息子達は父の姓をつがず、母の兄弟の姓を持つ習慣を續けてゐる。トリヴィアンドラムのインテリ達はナヤールでも例外で、どちらの姓をとつてもいいといふ、極少數の者が父の姓をいきつてとつた例もあるが、エルナクラムのナヤール達は決して父の姓でなく、伯父の姓をつき、又そのことを誇しているのである。

次にこれに關連して、過去のタロワード構成員としてのナヤール達の自確、或は認識は現在どの様なものであろうか。それはタロワードを構成していた個人が他の構成員に對して一定のグループ意識を設定しており、血縁の遠近によつて、次に示す様な幾つかのカテゴリーを異にするグループ意識があると思われる。

(一) 共通の社會的グループとしての觀念が最も強いのは祖母を共通にしたグループである。例えば、第八圖のA・B・Cを含む一つ、D・Eを含む一つのグループといつた様に。こうしたグループは夫々の家が呼べば答える距離に群つてゐるといふ實際の條件にも立脚してゐる。即ちA・B・C群、D・E群は、お互に毎日何回となく顔を合せ、話ををするので、唯經濟生活を別個にするだけで、社會生活の面では一つのタロワードに等しい。

(二) 曾祖母を共通にするグループ。即ち、例えば第八圖のA・B・C・D・E群、平均一週間に一二、三度はお互に

訪問し合う。彼らにとつて何らかのニュースがあれば必ず伝え合う。

(三) 更に大きくなつて「マライル」と「東マライル」の全構成員を含む所謂「マライル」タロワードのグループ。前の(二)のグループは分裂後の「マライル」で、彼らと「東マライル」群の親近、友好關係を日常行動にみると、必要あれば訪ね、又近くを通れば一寸顔を出す程度、話し合う時は前の(一)、(二)のグループの場合より少しおもになる。しかし此の群はかつての財産共有體、生活協同體であり、タロワードとしてナヤール・カーストにおける細胞的基礎を形成するものであつた。そうした意味で現在では餘程協同體意識は稀薄とはなつてゐるもの、他のナヤールから極めて明確に區別される同族意識が強く、それは特に宗教面において代表されている。即ち冠婚葬祭に缺くことの出来ないメンバーとしてお互を拘束している。このタロワード協同體は一八九八年、一九四四年と一度にわたる分裂を経ても且つ、同じタロワードの名「マライル」を持つもので、タロワードはそれによつて財産協同體(Mudal Sambantham)としての機能は失つたが、尙、祭祀協同體、同族集團(Pula Sambantham)として機能を持つもので、後者の機能として、冠婚葬祭の全員參加の義務、嚴重な族外婚の規則、共通の長の許にある協同體として構成員の意識を持ち、その意味で行動を拘束している。その協同體の長は勿論、カラナヴァンではないけれど、カラナヴァン的な存在として協同體の中心として、一人の男性が意識されている。この場合、第八圖の32がそれに當る。この様に財産共同體としての母系大家族、タロワード協同體として最後の線、共通の長の許に祭祀協同體として存續しているのである。そしてこの協同體におけるもう一つの特長は、最も若い世代でさえ、全構成員は個人と他の構成員のどれに對しても、明確な系図、血縁關係を知つてゐることである。これは更に大きな同族母系集團、即ち、「マライル」タロワードと、「マライル」が

獨立する前の「ムラセリ」タロワドを含む集團においては、現在の兩タロワドの構成員は系圖的つながりをうち立てることが出來ない事實と比較して、母系集團の協同體としての限界がここに設定される。

四 「マライル」、「ムラセリ」を同族集團と呼びうる根據はこの集團もやはり嚴重な外婚集團であるということである。お互の結婚を忌避しなければならないという明確な外への意識によつて、この集團はナヤール・カースト内における最後の同族集團の單位をもつ。この兩タロワド協同體の男子は Menon 姓を持つが、この姓は必ずしも同族集團のメルクマールではない。母の兄弟から甥に傳えられるナヤールの姓、例えば Menon, Nayar, Panikkar などといふ姓は、むしろ職業的なものから來たと思われる。例えば Menon は書記、會計士であり、Nayar は指導者、武士であり、Panikkar は剣道(アーチング)の指南役といふ様なものである。従つて同姓であつても必ずしも同族ではなし。同族はタロワドの歴史において始めて意識されるものである。

さて前のタロワド協同體にもどるが、この様に何度も分裂を重ね、夫婦を中心とした家庭を築きながらも、母系協同體の意識を忘れないものであるが、こうした場合、その崩壊に最も重要な作用をするものは遠い任地に妻子を連れて、その土地で生活する人々である。例えば、系圖の F・K・L のグループの如く。こうした現象は大抵子供が出來ると顯著になつてくるのであつて、それ以前は殆ど妻を妻の母の家に残して、夫だけ任地に行くが(丁度第八圖の 91・44・50 の場合がそれに當る)、夫の仕事が軌道にのり、妻が子供を持つと大抵、デリー、ボンベイ、カルカッタ、マドラスなどという遠隔の地に夫と共に居住させる。こうした地域的な疎隔は長い年月の中にタロワド成員をどんどんタロワドから離してしまう。従つて地域による構成員の分散が大きく質質的なタロワドの崩壊に作用する。現に F・K・L の家族はこのタロワド成員中においても異質的においが強くなつてゐる。地域的な分散の中でも、同じケララにおけ

る範圍であれば豫程緩和される。例えばエルナクラムの者が結婚してトリヴィアンドラムに居住するという様な場合、妻は出産の際には必ず母の家に歸つてくるし、夫はタロワド成員の冠婚葬祭には必ず母の家に歸省する。ナヤール社會にあつては全ヶララを通じて、こうした行動は當然の義務となつてゐる。

遠隔な地への外出によつて、タロワド祭祀共同體からの分離の傾向が見られるが、その反対にタロワド内への異質の外來の要素が見られる。それは父權を確立した男子による妻子を自分の母系集團に吸收するといつた現象である。

前に記した様に父の祖母の寫真がその家に大きく飾れていたりする事實によつて、父を通して父の母系集團への近接、そして又、父の姉妹及びその子供達の頻繁な來訪によつて急速に父の母系集團の成員に接近する。これを日常行動によつて考察してみると、第八圖でいえば、27・32の妻子達は(1)のグループA・B・Cの群の親近さについて接近している。これは(2)のグループ、A・B・CがD・Eに對すると略同じである。特に32が祭祀協同體の中心人物である爲、その妻子は殆ど同一タロワドの成員と思われる程である。考えるに昔のタロワド生活でもカラナヴァンであれば、同じ釜の飯を食べる間柄もあるわけだ。特にこの場合は、32の妻がクロス・カズン婚により、A・B・C群と直接近い親族關係にあることによつても親族意識が助長されている。

32が獨立した父權的な家庭を持ちながらも、母系群「マライル」タロワドで重要な地位にあることは以上でわかつたと思うが、そうした母系集團への傾斜は36の例によつても、よく表われている。36は妻がタロワドに残つた爲、母處婚をしたが、35・37・38の子供達が兩親をなくしたので、その子供達の保護者として自分の必要を感じ、妻と別居して自分のタロワドにもどつて來て、そのカラナヴァン的な存在となつてゐる。こうした事實は父系社會では考えられないことであり、尙他の事實と共に、ナヤール社會には強く母系の要素が殘つてゐると考えなければならぬ。

結論

——タロワドの解體及びその現状とその意義——

ナヤールの母系大家族制の變容とその崩壊に最も大きく作用した要因は、十八世紀の終から他のインド同様ケララが英國植民地統治の許に入つたという政治的變化によつて生じた急激な人口増加と、その經濟の變貌であろう。それ迄農耕を主體としていたケララの中世的經濟は他のアジア諸地域同様、徐々に資本主義經濟の影響によつて浸蝕され始めた。特に過去百年間ににおける外國、殊に英國及び他のインドからの工業生産物の流入はケララの中世的經濟を半身不隨の狀態に迫りこみ、經濟機構の變容はケララでも特に農耕經濟に依存する老大なヒンドウ・カーストの社會組織をその深部からゆするようになつた。英國統治は傳統的なケララの王や土豪達によつて細分化された地域的封鎖的政治組織を近代的に再編成することによつて、近代教育をうけた上層カーストの男子を多量に諸官廳に吸收し、それと共に法律、教育の制度的な變化は同様に個人所得を持つ近代的なインテリ層をケララに形成した。この様な大きな政治的、經濟的、制度的變化は特にケララの農耕社會の主導的立場にあつたナヤール社會にあつて、その個人の現實的な生活を變化させ、それに伴つて近代的人間意識、新しい道德觀念を成長させた。こうした新しい近代的傾向はあらゆる意味で傳統的な母系大家族制に矛盾するものであり、兩者の對立は、さまざま形で紛争、錯亂、屈折を招き社會的な規模でナヤール・カーストの社會構造を變化させ、遂に母系大家族制を解體せざるに到つたのである。

過去五十年間、特に最近の五十年間にその崩壊への激しさを加え、その弱點を最大限に露呈するに到つたナヤー・タロワード（母系大家族）の基本的な要素は次の五つに要約出来る。

1. 母系による血縁集團

2. 全成員の共同生活

3. 最年長の男子を長とする家族集團

4. 財産の共有

5. 祭祀協同體

以上の五つはタロワード成立にとつて必須の條件である。タロワードはその崩壊の過程において、これら五つ條件を一つ一つ失つて行くのである。先ず、第一に破れ出すのは、2の共同生活といふ條件である。タロワードの一つの建物に収容しきれなくなつた人口は、それより近い血縁關係によるグループ（即ち、祖母を共通とするグループ、或は母を通じるグループといふように）に分れて、タロワードから獨立の建物に住み、食生活を別個にする。更にその程度が強くなつて、タロワードの分散した夫々の土地に住み、收支をタロワードに合流せず、臨時的な獨立經濟を持つ様になる。次には1の條件がくずれる。即ちタロワードは母系成員のみを収容すべきなのに、北マラバールなどにあつてはカラナヴァンのみならず、成人男子成員の妻子をタロワードに居住させる習慣が顯著となり、經濟的、心理的にタロワードに混亂を惹起させる結果となつた。これら二つの條件のくずれることによつて、共有財産の所有權を代表し、管理權を持つカラナヴァンの家長的立場を困難なものとさせ、アナンダラヴァンとの不和、紛争を招來し、一方カラナヴァンによる家長權濫用といふ弊害をもたらした。こうした傾向に拍車をかけたのが、個人所得を持つナヤールの増加で、そ

の事實が更に夫婦を中心とする新しい小家族の型を生み、タロワドから個人が分離して、獨立した生活を營む様になる。この様な状態は4の財産共有の意義をなくすと共にカラナヴァンの機能を失わせ前記の二つの新しいタロワド崩壊の傾向と合流して、遂にタロワド財産の個人単位による分割を實現するエネルギーとなつたのである。4の條件の消失によつて、同時に3の條件は消滅し、ここに所謂タロワドは終熄したのである。しかし、第五の條件は、現状において尙強く維持されていることは、前章において詳しく考察したとおりである。

以上はナヤール母系大家族制の崩壊のプロセスであるが、これは全インドにおける父系大家族制の崩壊と、本質的にその原因、過程を等しくしている。父系大家族成立の要因は、ナヤールのそれと殆ど同じで、第一條件、「母系による血縁集團」というのが、他の父系大家族では、「父系による親族集團」とおきかえられる。只、その親族集團は、世代の深さが比較的浅く、ナヤールの傳統的大家族が普通七世代以上であるのに對して、四世代、三世代が普通であるので、第二の條件の「財産共有」が分裂によつて期間的に短く、ナヤールに比較して構成員が少い。従つて問題が小規模であり、又父系である爲、夫婦を中心とした小家族への移行はナヤールのそれ程、根本的な變化ではなく、それ程の矛盾、摩擦、苦惱を持つことなく漸次行われ、その過程も時間的には長く自然に行われ、現在行われつつあるのである。唯、ナヤールが母系の大家族であつた爲に、劇的な崩壊の仕方をし、他の父系大家族よりも崩壊が早く、短期間に行われたといふことが出来る。

母系大家族の解體による小家族へのカースト的規模における移行は、ナヤールにとつて多大の犠牲者を出した結果となつた。それも特に中流、下流において問題は深刻である。上流においては、傳統的な豊かな經濟は新しい變化にあつても相當持ちこたえることが出来たし、分割によつても、多少小規模な經濟となつたとはいゝ、それぞれまだ相

當な土地を持つことが出来た。その上、子弟の多くは英國をはじめ、外國の大學生に留學し、歸國後は中央政府の高官、外交官、裁判官、辯護士、大學教授などの地位や職が彼らを待つていた。これらの多くは全インドにあつても實業家、大商人を除けば最高の部に入る所得を持つものであり、豊かな生活をしている。彼らはデリーを始め、インドの大都市に居住する者も多いが、多くはケララの都市、トリヴァンドラム、コーチン、カリカットなどに美しい邸宅をかまえ、自家用車を持ち、妻子と共にスマートな新生活を營んでいる。

一方、中流ではこれ程の教育がなく、州立の大學生を終えたナヤールのインテリ層の數は相當多く、これらは應々にして職にあぶれてしまう危険性がある。それはヒンドウ社會にあつて傳統的な知識階級はブラー・マンであり、ケララにはナムブトリ・ブラー・マンが既に中世の頃から多量移住して來ており、これらがナヤールに先じて州政府の中流官吏、學校の教師などのポストを多く占めているので、新しい知識階級となつたナヤールの入り込む餘地は餘りないのである。又學校の教師にはクリスチヤンも相當多いのである。ケララにおいて職にあぶれたナヤールのインテリ達はマドラス、マイソール州などの隣接地域に迄職を求めて行かなければならぬ状態である(ケララは全インドにおいて、近代學校教育を受けた者のペーセンテージは一番高い)。これら中流のナヤールは上流のナヤールの様に、分割後も農地によつて生活を維持することは出來ず、職のない場合、その生活は非常に深刻である。中流にあつては、タロワードの土地は分割によつて、殆どあつてなきが如き状態で、細分された土地による生活は殆ど不可能で、多くが土地を金にかへて職を求めて都市に集中する傾向が強い。又商業方面はケララにおいてはマホメダン、クリスチヤンに殆ど傳統的に獨占されており、ナヤールが生活の爲ににわか商人となつたとしても、丁度我國の「士家の商法」と等しく、没落を餘儀なくさせられてしまうのである。この様にケララにおけるカースト的、

宗教的コミュニティのギルド的な存在は新しいナヤールの進出を阻むもので、又ナヤール以外の知的な職業とか商業などのギルドは、ケララの近代化によつて農耕經濟に立脚してゐたナヤール程、打撃を受けなかつたことは、ナヤールにとつて全く皮肉なものであつた。

下層ナヤールの生活の深刻さは、中流ナヤールのそれより、遙に早く彼らを襲つたものであつた。それはケララが英國統治に入つた瞬間に既に彼らを苦境に陥らせてしまつたのである。即ち、下層ナヤールの大多數は武士（傭兵）としてその給料によつて生計をたてていたものであるから、一七九二年以降、全く傳統的な收入の道をとざされてしまつたのである。その多くは下層カーストと同じ様に、耕作勞働者に轉落してしまつた。大工、鍛冶屋などの専門的職業を持つ者は他は、全くひどい没落の仕方であつた。武士としての身分と誇がそのカーストの線を明確に保持していくのであるが、この様な經濟的な没落によつて社會的な存在理由を失わせ、既にナヤール・カーストはその底邊からくずれかけていたのである。下層ナヤールの下層カーストの結婚が行われる様になり、又その經濟的地位も下層カーストに合流し始めたのである。下層にあつては既にこの様な狀態であつたので、タロワード財産の分割は殆ど意味がなかつた。又インドいすれのヒンドウ・カーストの社會においてもいえることであるが、下層にあつては上、中流程、家族は大きくななく、傳統的な規則は守られていないので、下層ナヤールの場合にもタロワードと稱する程大きな協同體は特に十八世紀以來なくなつてゐたのである。従つて彼らの家族單位は大體、兄弟姉妹及び姉妹の子供達といつた小さなものであつた。改正法によつてこれが、漸次、夫婦と子供に移行したのである。この様な貧困な狀態において、家族構成員が母系から、夫婦中心に移行したということは、更に悲劇的な社會問題を生んだのである。即ち、新しい家庭において男子は父としての責任、義務の觀念が出來ていないのである。その爲、貧困者は妻子を捨てて、どこか

自分一人で、或は兄弟と共にわずかな労働によつて、自分達だけをやつと生活して行く道を求める、妻子を捨ててしまうのである。妻子扶養の觀念が缺如していると共に、妻子に對する道德觀念も亦愛情もまだ育つていないのである。インテリクラスにあつては、近代的な人間意識が新しい制度を生み出すエネルギーともなつたし、又それを支えるのに大いに役立つてゐるのであるが、下層ナヤールにはそれがないのである。その爲、ケララにおいては、貧困の爲、妻子を捨てる例は非常に多く、捨てられた妻子は途方にくれ、妻は子供を孤兒院にあずけ、自分は兄弟や知人がいればその助けを求め、或は身を落して生活する。中流の様に大低タロワド成員の中、誰かが比較的豊かで、父が無能であつたり、死亡した場合には大抵、伯父の所に頼る、という様な餘裕も下層にあつては殆ど望めない。トリヴァンドラムのナヤールの孤兒院は一八二五年のナヤールの改正法以來、孤兒の數は急激に増加して來た。従つて、こうした孤兒院は本當の孤兒といふのは非常に例外で、父母があるが（少くとも殆ど母がある）生活不可能の爲に孤兒院に入つてゐる場合が殆どである。要するにこうした孤兒院はタロワドの解體によつて出來た犠牲者救濟事業ともいふべきである。筆者が親しく參觀したトリヴァンドラムの孤兒院はナヤールの婦人によつて五十年前に出來、ナヤールによつて運營せられ、ナヤール達から資金が集められている。院長のナヤールの婦人は上流のナヤールの出身であるが、ナヤール社會の現状を深刻な氣持で筆者に訴えたのである。

この様に中、下層から多數の犠牲者を出したタロワドの解體は、今ナヤール達の大きな悔恨となつてゐる。そしてこれはナヤール・カーストの危機に直結してゐるのである。そのカーストの底邊からくずれ始めたばかりでなく、見事に經濟的危機を乗りこえたナヤール達にとつてもカースト的規模において、それは何としても没落であつた。その細胞的基礎である母系大家族を失つたナヤール・カーストは、積極的にナヤール社會、カーストを他のコミュニティ

に對して、強く保つエネルギーをつくり出した組織と經濟的基礎を剝奪されてしまつたのである。即ちカースト自體の機能が失われ、個人は社會的背景なしに、社會的拘束なしに自由に行動することによつて、他のカーストに接近し始める。特にケララの近代化によつて新しく出來たインテリ層——官吏、學校教師その他の勤人達——は、それ迄孤立していたカースト的、宗教的諸社會の成員を同一の場に合流させたのである。身分をとわず近代教育の資格において新しい層が形成されたのである。そこではブーラーマンも、ナヤールも、下層カーストも、クリスチヤンも、マホメダンも同等な資格において、公的生活を共にすることになつたのである。こうした場において身分的偏見は打破され、人間個人として新しい人間關係が形成され、異なる社會の出身者の間に友人關係が出來、又少しづつ婚姻關係も生れる様になつて、それぞれの社會を身分と職業によつて固く距ていた壁を次第に破ることになり、更にこうした他の社會の人人と接觸を持つ人々をとおして、カースト、宗教による偏見が是正され始め、近代的な觀念がそれぞれの社會に侵透し、それがケララ全體の一般的動向となつて、定着し始めてゐるのである。

本論文の初の所で述べたナヤールとナムブトリ・ブーラーマンの特異な結婚關係も、ナヤールの近代化に伴つて崩れ出したことは云う迄もない。今ではナヤールのブーラーマンへの馬鹿々々しい程の渴仰も姿をひそめ、ブーラーマンとのその意味での結婚は減少すると共に、ブーラーマン側も次男以下もナヤールとの愛人關係よりも長男同様、ナムブトリの女との結婚を奨励している。この動向は一九〇八年にはじまつた Yogashema Movement と呼ばれるものに端を發している。これはナヤール母系大家族制崩壊期と時を同じくしており、これによつて、特異なナムブトリ・ブーラーマンの傳統的な父系大家族制も崩壊し始めてゐるのである。

この様に、ケララにあつて、その全機構の中心的役割を持つナヤールの變貌は、とりもなおさず全ケララの社會にナヤール母系大家族制の崩壊について

影響し、ケララ社會の近代化を推進し、ナヤールを中心としてケララ自體も大きく變貌しつゝあるのである。最後につけ加えておきたいことは、タロワド財產分割による農地の細分化によつて苦い經驗をなめたナヤールを中心には、ヨーロッパ・ティ・プロジェクトが盛んに計畫されてゐることで、細分された土地を集めて大規模な農地經營をしようとしてゐる。以前のタロワド經濟のよし點をとり、更にナヤールのみでなく、他のカースト、宗教社會の成員をも含んで新しい組織によつて、ケララの農耕經濟を立直さうとしてゐるのである。ケララは今インドにおいて珍らしく共產政權を樹立した州であるが、政治的にそつとした形で表われたことの背後には、この様な動きがあり、又傳統的に主導的役割を演じて來たナヤール・カーストの大家族制が原始共產的な生活信條に立脚してゐたといふ事實があることを考慮に入れねばあらう。

註

- (1) ひの調査報告は “Comparative Studies of Three Matrilineal Societies in India” といふ、一九五八年十一月 *L'homme* のシニーカー 10 卷 1 号に出版の豫定である。
- (2) K. M. Panikkar; *Hindu Society at Cross Roads*.
- (3) 現在マラバの外洋面の長○ダーマンムゼ、ひのナヤール・カーストの出身であるふうわれてゐる。
- (4) *The Jewish Encyclopedia*, 1916, London & New York.
- (5) Logan, Willian; *Malabar Manual*. vol. 1, p. 265.
- (6) *Census of India*, 1941, vol. XXXV, Travancore, Part I, 413. p. 135.

(7) *Census of India, 1941, Travancore, Part i, p. 141.*

(8) Logan; ibid. p. 259.

(9) Logani ibid. p. 259.

(10) Logani ibid. p. 272.

(11) ポーチ、ラジオームをせんじて、相當廣く分布しておる。マニムにおける代表的クシャムリヤ・カーベードである。1881年の國勢調査によると、このラジオームのクンチャムリヤが33大11人マラバールに居住しておる。Logan によると彼らは Kottayam Parappanad の豪族であり、彼らは Puranatt Raja (外來の王族) と呼ばれ、スカラトンガルの王族をはじめ、マラバールの諸豪族と結婚をし、母系制に従ひてゐる。

(12) ケララではナマブヒリ・プラーマンの家はイラン Illam と呼ばれ、ナヤールの家はタロカム Tarwad と呼ばれ、夫々別々の呼稱をもつてゐる。

(13) ケララのセンヌウ寺院は傳統的に皆ナヤール・カーベームの田や土叢に屬してゐる。プラーマンの播種の距離ではればナヤールはプラーマンに觸れることは出來ないから間隔であるが、その下のティヤールやはプラーマンの距離は1111ハイム、更にその下のチョルマールは六四ハイムを保つことせられてゐた。

(14) Logan; ibid. p. 118.

(15) Logan; ibid. p. 126.

(16) Logan; ibid. p. 596.

(17) マラバールの村落とヒンドゥー Miller, Eric. J.; 'Village Structure in North Kerala', *India's Villages* (A collection of articles originally published in the Economic Weekly of Bombay) 1955. 略称略記された。

(18) Kanakkar と Kudiyān と書かれてある。本編文における Logan & Malabar とあるが、Kanakkar とある。Kudiyān ナヤール母系大家族制の崩壊といふ。

- (1) 代表的文獻は *Travancore State Manual* 1840。上記の本巻に於ける論述を參照されよ。即ち Logan's Malabar. vol. I. Chapter. IV. The Land, *Travancore State Manual*. vol. II. Chapter XV. Land Tenures and Land Taxes.
- (2) 雜誌叢書へムリヤ Nazarana と謂ふる事アリハニヤ、特にトトロアカニカーナムアハニヤ。即ち Kānom 徒々 Kārike と書く。
- (3) Logan; ibid p. 603.
- (4) Samuel Lee, B. D., *The Travels of Ibn Batuta etc.* London 1829.
- (5) Day; *Land of The Perumals or Cochin, Its Past and Its Present*, Madras 1863, p. 29.
- (6) Menon, K. P. Padmanabha; *History of Kerala*, Ernakulam, 1924, pp. 126-151.
- (7) Voyages and Travels as related by Caetaneda in Robert Kerr's *A General History and collection of "Voyages and Travels"* 1811.
- (8) R. J. Gough, A Comparison of Incest Prohibitions and The Rules of Exogamy in Three Matrilineal Groups of The Malebar Cosst' *International Achieves of Ethnography*, Vol. XLVI, Part 1, 1952.
- (9) Logan, ibid p. 132.
- (10) Logan ibid p. 132. The Evidence of the Honourable East India Company's Linguist (Interpreter agent) at Cateicut, which appears in the Diary of the Tellicherry Factory under date 28th. May 1746.
- (11) Logan; ibid. 132.
- (12) M. P. Joseph; *The Principles of Marumakkathayam Law*. chapter V.
- (13) R. J. Gough, *Report of Marumakkathayam Committee*. Enclosure 附録。
- (14) Tali-Kattu-Kalyanam と書くが、形而下の婚姻法(實質的)と盛母制(權)の二つが成り立つ。

もなく行われる重要な必須の儀式である。この式は簡単にいと、一人の獨身のブライアンを選んでナヤールの女子と形式的な結婚の式を行わせる。その式で選ばれたブライアンは結婚を象徴する Tali を相手の女子の首にかける。その後二人は一定の時間、部屋にとどけられる。この間に性交渉が實際に行われるといふ者もあるが眞偽の程は明らかでない。少くとも現在では行われていない。この一定の時間を過ぎると二人は外に出て、女子はそのかけられた Tali を人々の前で引きちぎつゝ、この模擬結婚が解消したことを證する。この式の配偶者とはその後何らの結婚の機能は營まれず、本當にナヤールが結婚するのはその後何年かしてからだ。これが所謂正式な結婚で Sampanthan 或は Pudavamuri と呼ばれる結婚式で、その重要な形式は、男子から配偶者となるべき女子に腰布が渡され、盛大な宴が女子のタロワムド親戚族者にふるまわれる。この結婚により、二人は正式の夫婦となつて一生の契をし、それ以後所謂結婚關係に入るのである。これについては、第三章にも述べたので参照されたい。またこの二つの前後する結婚式に、ヨーロッペ人の旅行者、研究者に非常な好奇心を呼び起し、眞偽の疑いの記載がある。またナヤール自身にもこの二つの結婚式について澤山の記載がある。特に *Report of Malabar Marriage Commission* には澤山の議論がひいてある。又 Thurston; Some Marriage Customs in Southern India, *Madras Government Museum Bulletin*, vol. IV., No 3, pp. 129-179; Kathleen Gough; Changing Kinship Usages..., *J. Roy Anthropol. Inst.* 1952, vol. 81, part I. pp. 71-88 などによく議論がおこなわれている。

(31) *Madras High Court Report* 380; Moor. p. 12-15. 植民地マラバール高等裁判所の審議文書。

(32) *Report of Malabar Marriage Commission*. 1891. Madras.

(33) R. M. M. C. Appendix IV, Wit, 46.

(34) *Report of the Marumakkathayam Committee*. Appendix IX (a).

(35) *Report of the Marumakkathayam Committee*. Appendix IX (b).

(36) ルピタの分割、分配には、前者はタロワムド財産を各タロワムド完全に分割してしまつたもので、後者はタロワムド財産とし
ナヤール母系大家族制の崩壊への歩み

て共有性を持ちながら、現實には各タワリ毎に分け前を持ち、やれどより經濟生活を別個にしてゐるやうだ。

主な参考文獻

A. 法律關係及び政府出版物

- Logan, William; *Malabar Manual*, 2 vol. 1887. Madras. Government Press 1906, 1951 (Second Edition).
Report of the Malabar Marriage Commission. 1891, Madras. the Lawrence Asylum Press.
Report of the Marumakkathayam Committee, Travancore, 1908, Trivandrum, The Government Press,
Madras Census Report 1871.
Travancore Census Report 1876.
Cochin Census Report 1876.
Census of India, 1941, Travancore, (西 一九四一年 - 一九五一年)。
Imperial Census of 1881, by Lewis Mclver, 1883.
Travancore Administration Report 1048-49, 1874.
Imperial Gazetteer of India 1886.
Gazetteer of the Malabar and Anjengo Districts, 2 vols. Madras. 1908.
Travancore-Cochin Law Reports, January-December, 1950.
Travancore State Manual by S. T. K Veli Pillai.
Manual of Madras Administration 1885.

Travancore Law Reports.

Madras High Court Reports.

Kerala Law Times, January to December 1952.

Cochin Law Journal.

Madras Law Journal.

Malabar Marriage Act.

Malabar Marumakkathayam Act 1933.

Nayar Regulation I of 1088 (1913).

Nayar Regulation II of 1100 (1925).

Iyer, P. R. Sundara; *A Treatise on Malabar and Aliyasantana Law*. Madras 1922.

Joseph, M.P.; *The Principles of Marumakkathayam Law* (Revised) 1926 Kattayan.

Naidu, R. M. Krishna; *Marumakkathayam, or Law of Inheritance among the Sudras of Malabar*.

Munro, Thones; *Report on the Judicial Systems of Malabar*. London 1817.

Nayar, Kozhikot Madhavan; *The Malabar Law Digest and Acts 1862 to 1941*, Calicut 1941.

Report of A Joint Commission from Bengal and Bombay, appointed to Inspect into The State and Condition of The Province of Malabar, in The 1792 and 1793, printed Madras 1862.

३. १ श्री

Baden-Powell, B. H.; *Land-System of British India*, 1892. Oxford. vol. III. p. 151-184.

Buchanan; *Journey Through Mysore, Canara and Malabar* (1800-2).

ナヤーの母系大家族制の廃止に関する

- Coleridge; *Life and Letters of St. Francis Xavier.*
- Fawcett, F.; Nayars of Malabar (Anthropology), *Madras Government museum Bulletin*, vol III, No. 3. Madras 1915.
- Francis; Day, *The Land of the Perumals or Cochin Its Past and Present.* 1861.
- Cough, E. Kathleen; Changing Kinship Usages in The Setting of Political and Economic Change Among The Nayars of Malabar, *J. Roy. Anthropol. Inst.*, 1952 vol. 81. Part I. 71-88.
- Cough E. Kathleen; A Comparison of Incest Prohibitions and the Rules of Exogamy in Three Matrilineal Groups of Malabar Cost. *International Archives of Ethnography*, vol. XLVI, I. p.p. 82-105. Leiden 1952.
- Hamilton, Alexander; *Account of the East Indies*, 1744
- Iyer, K. V. Krishna; *The Zamorins Calicut*, 1938 Calicut.
- Kerr, Robert; *A General History and Collection of " Voyages and Travels "* vol. II. 1811, Edinburgh.
- Marar, K. Narayana; The Nambudris of Malabar, *Malabar Quarterly Review*, vol. I. No 1.
- Mateer, S; *The Land of Charity*, 1870.
- Mateer, S; *Travancore and Its People.*
- Mateer, S; On Social Reforms among The Nayars of Malabar, *Journal of the Asiatic Society of Bombay*, vol. X. 378.
- Mayer. Adrian C.; *Land and Society in Malabar* 1952.
- Menon, K. P. Padmanabha; *History of Kerala*. Ernaklam. 1924.
- Menon, K. P. Padmanabha; Popular Assemblies in Early and Medieval Kerala, *Malabar Quarterly Review*, vol. V, pp. 8-22.
- Menon, P. S; *Malabar Land Tenures*. 1939,

Menon, Shungoony; *History of Travancore*. Madras, Higgin Botham 1878.

Menon, V. K. Rama; Ancester Worship among the Nayars; *Man*, vol. XX. No.25, 1920.

Miller, Eric J.; Village Structure in North Kerala. *India's Villages*. 1955. pp. 39-50

Moore, Lewis; *Malabar Law and Custom* 1905.

Panikkar, T. K. Gopal; *Malabar and Its Folk*. 1900.

Panikkar, K. M.; Religion and Marriage among the Nayars. *Man*. No. 104. 1918.

Panikkar, K. M.; Some Aspects of Nayar Life. *J. of the Roy. Anthropol. Inst.*, 1918.

Pisharoti R. K.; Notes on Anccestor Worship in Kerala, *Man*. No. 99. 1923.

Rao, M. S. A.; *Social Change in Malabar*. Bombay 1957.

Samuel Lee, B. D.; *The Travels of Ibn Batuta etc.* London Oriental Translation Committee. 1829.

Sewell, R.; *A Forgotten Empire* (Vijayanagar).

Sommerat; *An Account of a Voyage to the East Indies Undertaken Between 1774 and 1781*.

Travancore Archaeological Series. vol. II.

Unni, K. Raman; Visiting Husband in Malabar, *J. of the Maharaja Sayajirao*. University of Baroda vol. V. No. 1

March 1956.